

# 日本自動車史の資料的研究 第9報

## アメリカ製蒸気自動車による乗合自動車事業, 大阪・静岡の記録, 1905年(明治38)～1908年(明治41)

大須賀 和美

### 1 はじめに

わが国で自動車が実社会へ導入されたのは、1903年(明治36)大阪における第5回国勧業博覧会に外国商社により出品された自動車が契機となり、国内各地で乗合自動車事業が計画され、その一部が実際に開業されたときに始まる。

この地元大阪でも、博覧会観客目当ての乗合自動車が計画されたようで、その後発展して外人経営によるアメリカ製ホワイト蒸気自動車30台余りを使用する大事業となつたと、各自動車関係先史が伝えているが、その内容は断片的で“なぞ”的部分が多い。

これは、昭和9年4月発行の「大阪市史」を唯一の資料として、その後いろいろ研究は試みられたが資料不足で、その内容の進展がみられないからである。参考のため「大阪市史」をその複刻版とともに紹介すると、次のとおりである。

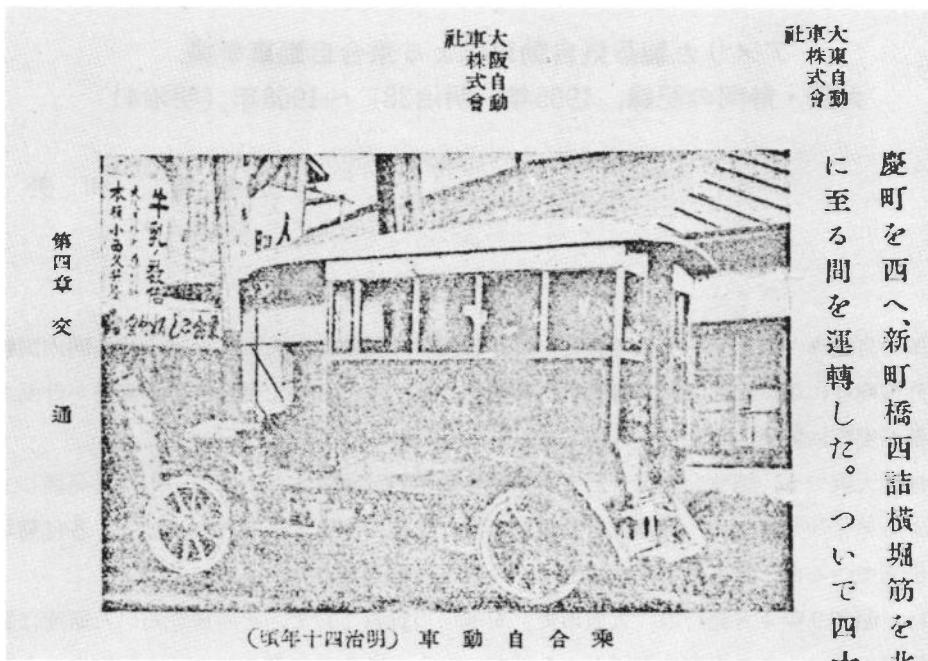
○明治・大正大阪市史、大阪市著、昭和9年4月29日発行、

第一巻 概説篇、五 自動車(278～280ページ)

〈自動車の濫觴〉 第五回内国勧業博覧会は本市社会百般の文化に至大の影響を及ぼしているが、就中市街交通の上に於ては、巡航船・市電を発生せしめたのみならず、自動車をも初めて紹介した。即ち同参考館に、横浜山下町米国自動車会社が、ロコモビル会社製蒸気自動車四種を出品し、ブルウル兄弟商会がトレード号二人乗蒸気自動車を出品した外、アンドリュース・エンド・ヂヨルヂ商会では、技師ボーアンをして出陳せるハンバー号を運転せしめたのである。かくて同年中川辰之助等有志はアメリカより二両の蒸気自動車(ホワイト号)を購入し、恵比須町附近より梅田に至る乗合自動車を開業した。

蒸気自動車実用期 上記営業は後に三両の車を増し、更に三十八年十月大阪自動車株式会社(資本金拾五万円・払込五万円)となして、日本橋より堺市に至る運転をなしたが、三十九年九月に至り、同社を外人シロス等に売渡した。シロス等は資本金拾五万円を全額払込済となし、更に外國社債拾万円を募り、都合二十五万円の資金を以て、新たに車両十七を輸入し、日本橋北詰を起点とし、長堀橋を北へ、順慶町を西へ、新町橋西詰横堀筋を北へ、西国橋を東へ、淀屋橋・大江橋を経て梅田駅に至る間を運転した。ついで四十年三月社名を大東自動車株式会社と改め、専ら

(写真-1) 乗合自動車 明治・大正大阪市史(昭和9年)より、  
(筆者注) 車体側面に、大阪自働車会社のマーク及び車両番号“21”が確認できる。



梅田・天王寺・住吉間の乗合自動車営業をなしたが、赤旗を持った男が、自動車の先駆を勤めて、大声にエイエイと呼びかけて道を開いて行く有様は實に奇觀であったといはれる。

併し同社は其後業績挙らざりしため、遂にその権利財産を四十一年三月十日設立の大正自動車株式会社に譲渡し、從前通り営業を継続した。同社の所有車両は総数二十八両あった様であるが、破損せるもの多く、實際使用せしは十五両に過ぎなかった。四十一年八月一日同一方向に市電が開通し、到底競走し得ずと看取したゝめ、同年八月十三日解散廃業するの止むなきに至り、蒸気自動車実用期はかくて果敢なくも終りを告げた。(以下略)〉

○明治・大正大阪市史、大阪市役所著、昭和41年3月31日複刻版発行、

#### 第七章 交通 第三項 自動車 (900~901ページ)

((前文略))、本市に初めて自動車のあらはれしは三十六年第五回内国勧業博覧会に際し、其の参考館に横浜山下町米国自動車株式会社が米国ロコモビル会社製蒸気自動車ドスエドス・ロスホスト、他二種のものを出陳し<sup>4)</sup>、ブルウル兄弟商会がトレード号二人乗蒸気式自動車を出品した外、アンドリュース・エンド・ショルチ商会のハンバー号をボーアンと云ふ技師が運転した時<sup>5)</sup>にあるであらう。其の年中川辰之助等有志はアメリカより二両の蒸気自動車を購入し、恵比寿町附近より梅田に至る乗合自動車を営業し、後更に三両を増し、三十八年十月大阪自動車株式会社を設立し(資本金十五万円、払込五万円)都合五両の車にて大阪市日本橋より堺市に至る運輸を成した

が、三十九年九月同社を外人シロス等に売渡した。シロス等は資本金十五万円を全額払込済となし、更に外国社債十万円を募り、都合二十五万円の資金を以て、新たに車両十七両を輸入し、市に於て日本橋北詰を起点とし、長堀橋を北へ、堺筋順慶町を西へ新町橋西詰横堀筋を北へ、西国橋を東へ、大川町・淀屋橋・大江橋を経て梅田駅に至る延長を許可せられ、次いで四十年三月社名を大東自動車株式会社と改称した。併し同社は、外人の主宰にかゝり日本人間に和合を欠き、社内紛糾し、業績面白からず、四十一年一月より梅田・住吉間の営業を専ら営みしも、二月に至り収支償はず、会社を挙げて桜井義起等に譲渡し、桜井等は三月十日大阪自動車株式会社（資本金十五万円全額払込）を成立し、旧大東会社通りの営業を継承した。而も同種自動車六両を買増し車両総数二十八両を有してゐたが、破損せるもの多く実際使用せしは十五両に過ぎなかった。明治四十一年八月一日市電開通せしにつき、同一方向線の競走不可能なる事を悟り、同八月十三日解散廃業の止むなきに至った<sup>6)</sup>。かくて本市に於ける蒸気自動車実用期は、はかなくも終りをつげたのである。

- 4) 「第五回内国勧業博覧会出品目録」参考館の分、三八頁
- 5) 交通問題調査会編「自動車年鑑」四六頁
- 6) 本項は主として大阪自動車株式会社よりの回答書に依る)

複刻版においては、少しでも具体的にとの努力の跡は脚注等に見受けられるが、編集者の推憶で改訂されたと思はれる部分も多く、史実を混乱させる原因ともなっている。両者の内容を比較して、大きな違ひの部分に黒線を入れて筆者の（注）とする。なお、初版にあった（写真－1）の自動車の写真は、複刻版には掲載されていない。

両者に共通している第五回内国勧業博覧会の出品自動車名については、本学論叢第7号(1977)及び第11号(1981)にて正確な資料に基づき訂正発表すみにつき、参照されたい。

その後、「大阪府警察本部」より「警察史」が発行され、本件に関する項は簡略ではあるが疑問点は避けるようにしてあり、取締り当局のものとして資料価値もあるので、次いで紹介することとする。

#### ○大阪府警察史、大阪府警察本部発行、昭和45年11月20日付、

##### 第一卷、自動車営業取締規則（497～500ページ）

（前文略）。大阪にはじめて自動車が紹介されたのは、三六年の第五回内国勧業博覧会においてであった。そのとき、米国製ゴム輪二重矢羽根、前方両側に馬車と同様の灯を装置した新式人力車や日本製の各種人力車などとならんで、ロコモビル会社製蒸気自動車やトレード号二人乗蒸気自動車が出品された。

この年アメリカから二両の蒸気自動車を購入し、恵比須町付近から梅田の間に乗合自動車を開業した。その後増車して三八年一〇月大阪自動車株式会社を設立して日本橋から堺市の間に営業

路線を開いた。このとき府令第六四号で自動車営業取締規則を制定している<sup>3)</sup>。この規則は、公共道路で運輸業を営む、いわゆる自動車営業の人を取締るもので、営業用に限らず自動車一般を取締るようになったのは、四五年六月にいたってである。このことは自動車の普及と関連している。

三八年一〇月取締規則制定、施行当時の自動車は瓦斯、蒸気または電気を動力とするもので軌道によらずに運動する車両をいい、自動車営業の路線たる道路は、大阪市内は五間以上、その他の地は三間以上の幅員とした。道路を走る乗合自動車は、幅五尺五寸以内、長さ一三尺五寸に制限され、時速は大阪市内で五哩、その他は八哩を超過することはできなかった。また車両を運転するときは車掌を乗車させたが、車両構造等の関係で車掌をつけがたいときは、府の許可を得て運転手一人で運行することができた。車掌は、乗降の確認その他一〇項目の順守事項があげられているが、「大阪市内其の他往来雜踏の場所に於ては前駆すること」も仕事の一つであった。(後文略)

注、③ 三九年一年間で乗合自動車の乗降客は、一一万四九九四で、停車場は南警察署管内の日本橋、平野郷警察住吉管内の住吉、アベノ、堺警察署管の大和川等にあったようである。  
(三九年大阪府警察統計表)

大阪自動車株式会社は、四〇年三月大東自動車株式会社、四一年三月大阪自動車株式会社となったが、四一年八月営業不振で廃業した。)

近年、明治時代の日本自動車史を深く調査・研究された「自動車工業会」が、昭和40年11月に発行された「日本自動車工業史稿、明治時代編」にも本件“大阪の乗合自動車事業”については、その390ページに、

((前文略)、それを伝える各種の文献記述は、不一致と不徹底の点が多く、真実を求めるこ  
とは困難な状況にある。そのうち、最も具体的に詳しく述べているのは「明治大正大阪市史」  
であり、(後文略))

と述べ、大阪市史(初版)を引用している。

この市史でさえ発行されたのは昭和9年のことで、史実より既に30年余を経過しており、幅広い分野を取り扱った市史に、自動車だけ詳しい資料を期待するのも無理なことである。

このような現状で、更に80年を経過した今日、その真実を求めるることは大変困難なことであるが、近づく方法はあると思う。それは、乏しいながらも当時の生の資料ができるだけ収集し、先史を参考にしながら間違っていると思われる点は訂正し、不明な部分は保留して、判明次第埋めていく作業を根気よく進めていくことである。

主題の研究もこの方法をとり、筆者が長年“日本自動車史(明治時代)”の資料を、主に当時の新聞記事中より収集し続ける中でまとまった「大阪の乗合自動車事業」、更に、同時に発見された新事実として「静岡の乗合自動車事業」との関係等の全資料をここにまとめて発表するものである。

以後同学の士が、いたずらに資料探しに時間を空費することなく、正しく本件を理解されることは願ってやみません。

資料の発表は、以下の要領で行ってある。

① 新聞名の略称は、次のとおり。

大時	大阪時事新報、大阪版	防長	山口防長新聞
大毎	大阪毎日新聞、大阪版	奈良	奈良新聞
大朝	大阪朝日新聞、大阪版	日出	京都日出新聞
又新	神戸又新日報	民友	静岡民友新聞
中国	広島日刊中国	徳島	徳島毎日新聞

② 新聞記事等は省略することなく、全文記録することにした。

③ 旧漢字はできるだけ常用漢字に、明らかな誤字は訂正し、ルビは全部省略。

④ 自働車と自動車の使い分けは、元文のまゝ。

⑤ 記事の見出し及び資料中特に注目部分は、ゴシックとした。

⑥ 筆写しにくい広告・図表などは、写真として挿入した。

## 2 大阪の乗合自動車事業（資料）

### (1) 新聞記事（明治36～41）

資料記事が120件余と多数のため、標題を日付順に目次とし、経過解説の便を計った。

目 次	に就て
36. 11. 16(大朝)交通機関としての自動車	38. 11. 18(大時)汽車自働車を碎く
11. 16(大朝)自動車運用の計画	11. 18(大時)汽車自働車の衝突後報
11. 23(日出)自動車取締規則に就て	11. 18(奈良)自動車と奈良
38. 9. 4(大時)自動車開業	11. 22(大時)自動車少女を傷く
9. 24(大時)大阪自働車株式会社、営業開始（広告）	12. 7(大時)自働車の立往生
9. 25(大毎)大阪自働車株式会社、営業開始（広告）	39. 5. 29(大時)自働車会社の内訌
9. 27(大時)大阪自動車会社の試運転	6. 9(大時)梅田住吉間の自働車
10. 11(大朝)一日一話、自動車	6. 18(大時)自働車老婆を殺す
10. 28(大時)自動車に轢殺さる	8. 1(大時)外人の大阪自動車経営
11. 3(大時)堺市と自動車	10. 28(大時)大阪自動車会社拡張
11. 17(大朝)汽車と自働車の衝突	12. 2(大朝)自動車運転の出願
11. 18(大朝)汽車と自働車の衝突事件	12. 8(大朝)大阪奈良間自動車営業
	12. 23(大毎)自動車会社設立計画
	12. 26(又新)乗合自動車営業

39. 12. 29(大時)大阪自動車会社の試運転  
 12. 30(大時)大阪自動車の賃金  
 12. 31(大朝)大阪の交通取締
40. 1. 1(中国)新年挨拶, 金庫商, 杉本  
 岩吉(広告)  
 1. 4(大毎)車夫自動車を毀す  
 1. 7(大時)自働車に傷けらる  
 1. 7(大毎)自働車の注意  
 1. 13(大時)自働車運転許可(広島県)  
 1. 13(中国)広島可部間自働車開通  
 1. 13(大毎)美人と自働車の衝突  
 1. 21(大朝)自働車の衝突  
 1. 24(大毎)自働車会社設立の計画  
 1. 29(大時)関西自動車株式会社の新設  
 1. 29(大毎)関西自動車会社の計画  
 1. 30(大毎)自働車税直上の議  
 2. 1(大毎)自働車と報償説  
 2. 5(大時)東洋自働車株式会社の設立  
 2. 5(大毎)東洋自働車株式会社の設立  
 2. 5(大朝)東洋自動車会社  
 2. 5(中国)横川可部間自働車交通営業, 開業式延期(広告)  
 2. 8(大時)京都自動車会社の計画  
 2. 9(防長)山三間の自動車営業に就て  
 2. 10(大毎)自働車の市内営業制限  
 2. 13(大毎)一月中の関西の新事業  
 2. 17(防長)山口小郡間自動車営業願  
 2. 18(大時)自動車出願(山口県)  
 2. 28(大時)人力車株式会社  
 3. 1(大時)自動車牛肉店を衝く
40. 3. 5(防長)自働車の試運転  
 3. 16(大毎)二月中の関西の新事業  
 3. 18(大時)数年後の大阪(応募漫画)  
 3. 23(大時)自働車に跳飛ばさる  
 3. 25(大時)自働車で怪我  
 3. 30(防長)自動車営業許可  
 4. 8(中国)大阪自働車株式会社, 広島支店, 営業案内(広告)  
 5. 2(大毎)又々自働車と衝突  
 5. 5(大時)自働車女を轢殺す  
 5. 5(大毎)自動車婦人を轢殺す  
 5. 5(大朝)自動車婦人を轢殺す  
 5. 6(大時)自動車に殺された人  
 5. 7(大朝)大東自働車第三回営業報告, (広告)  
 6. 3(大時)大阪と自働車  
 7. 12(大毎)大東自働車の組織変更  
 7. 18(大時)大東自働車の手形不渡  
 7. 18(大毎)自働車営業制限問題  
 7. 19(大時)自動車営業の制限  
 7. 19(大時)大東自働車の整理難  
 7. 20(大時)自働車紛擾事件  
 8. 1(大時)大東自働車会社総会延期  
 8. 1(大朝)大東自働車会社の整理  
 8. 4(大時)自働車紛議と会社側の主張  
 8. 20(大朝)大東自動車の同盟罷工  
 8. 22(大朝)自動車同盟罷業後聞  
 8. 27(大毎)自動車問題と府理事者  
 8. 31(大毎)硯滴(投書欄)  
 8. 31(大朝)自動車問題  
 9. 9(大朝)其後の大東自動車会社  
 9. 17(大朝)大東自動車総会  
 9. 18(大時)浜寺自働車会社の出願

- |  |   |
|--|---|
| <p>40. 9. 20(大朝)大東自動車重役改選<br/>9. 21(大朝)大東自動車紛擾落着<br/>10. 31(大時)大東自働車公社総会<br/>11. 1(大時)大東自働車公社総会統報<br/>11. 21(大時)大東自働車の前途<br/>12. 13(大時)大阪奈良間自働車営業認可<br/><br/>41. 1. 7(大時)大東自働車の車両売却<br/>2. 2(大時)大東自働車の営業休止<br/>2. 5(大時)自働車廃業改支予算<br/>2. 10(大時)大東自動車の解散準備<br/>2. 16(大時)大東自動車公社総会<br/>2. 20(大時)大東自働車営業後継者<br/>2. 25(大時)大阪自動車公社創立進涉<br/>3. 1(大時)大阪自動車公社創立進涉<br/>3. 5(大時)大阪自働車公社設立計画<br/>4. 2(大時)自動車税と酌婦税<br/>4. 3(大朝)自動車の迫害と善後策<br/>4. 28(大朝)自動車人家へ闖入す<br/>5. 19(大朝)自動車の市外発展計画<br/>5. 30(大時)大東自働車改革説<br/>6. 5(大時)自動車説の許可<br/>6. 20(大時)恵美須町の大火<br/>6. 20(大毎)自働車十三両焼失と保険問題<br/>6. 20(大朝)自動車の火災と保険<br/>6. 24(大時)自動車焼失と保険金問題<br/>7. 1(大時)自働車の衝突<br/>7. 8(大毎)自動車二人を殺傷す<br/>7. 14(大時)自動車公社保険問題<br/>7. 24(大時)自動車保険金支払<br/>8. 1(大朝)大阪市電車線路地図(広告)<br/>8. 11(大時)大阪自動車公社解散</p> | <p>41. 8. 13(大時)大阪自働車の紛議<br/>8. 15(大時)大阪自働車の紛糾<br/>8. 18(大時)大阪自働車公社総会<br/>8. 18(大毎)自働車公社重役と社金騙取<br/>8. 19(大毎)大阪自働車の解散<br/>8. 20(大時)大阪自働車解散と紛擾<br/>8. 23(大時)大阪自働車紛議落着<br/>9. 3(徳島)自働車と県令発布<br/><br/>以上</p> |
|--|---|

明治36年11月16日（大朝）

### ●交通機関としての自動車

〈今や各地其市街若くは短距離間の交通機関として自動車を採用せん計画続出し当市に於ても亦一二出願者あるを耳にせり蓋し科学の応用進歩を益々旺盛ならしむるものと謂ふべし頃日当地角利吉\*は専ら米国に於ける此種の事業を調査して帰来せり、就て其状況を聞くに

ニューヨーク 紐育市にありては近来自動車の流行を極め小は日用紳士の散策商品の配達を初めとし大は市街遊覧、大貨物の運搬、電鉄市街線以外の交通等頗る多方面に供給せられ彼の馬車の如きは殆んど其跡を絶つの傾向を示せり是れ元より道路設備の完全なるに基くと雖も又以て其経費從來の馬車に比し遙に少額なるに依る仮りに自動車の種類を原動力に依つて別てば蒸気、電気、ギヤソリンの三種にして蒸気式は峻坂用として電気式は操縦最自在に故障少きを以てし、ギヤソリン式は経済用として各特種の技能を有せり同市に於いては専らギヤソリン式を用ひ居れり是れ其燃料たるギヤソリンの価頗る廉なるによる而れども我が國の如きギヤソリンの供給殆んど皆無なる街路の設備未だ整はざる道路高低の差著しき土地に於ては寧ろ蒸気式を使用するを以て適當と認む今茲に米国に於て比較せしギヤソリン式自動車と電気鉄道に要する設計予算を本邦の時価に換算し対照すれば實に左の如き差違を生ず以て自動車の貴ばるゝ所以を知るを得べし即ち電気鉄道に於て車両六両を用ひ之が設備等に要する資本金約四十万円とし其一箇年間に要する諸経費を挙ぐれば

（第一）利子年六朱として二万四千円（第二）保存費、土地、線路、電柱其他発電機等修繕保存費を約一箇年資本金の百分の一半とし六千円（第三）常経費、内（甲）給料六両の電車を毎日十二時間宛運転し一車に機関師補助各一名を要しそれが給料一日前者一円後者五十銭とし計金九円一箇年三千二百九十五円発電所機関師火夫、人足の一日給料約二円五十銭として九百十二円五十銭

（乙）燃料、発電所用石炭一日一万斤を要し三十円として年一万九百五十円総計金四万五千百五十七円五十銭にして之を自動車によれば車両六両を用ひ一車金六千円とし資本金三万六千円其一箇年間に要する経費を挙ぐれば（第一）利子、年六朱二千六十円（第二）保存費車台護謹其他車両修繕保存費約一日一車に対し二円とし計金十二円一箇年四千三百八十円（第三）常経費内（甲）給料電車六両と同じく三千二百九十五円（乙）燃料六両の自働車を毎日平均五十哩宛走らしむるものとしギヤソリン油一車につき八ガロンを要す一ガロン五十銭とし計金四円一日二十四円一箇年八千七百六十円総計金一万八千五百九十五円にして電車より少き事金二万六千五百六十二円五十銭とす更に千九百三年五月二十一日紐育市に於て実施したる自動車荷物車の成績表によれば當時使用したる自働車自量七百五十封度之に一日の燃料器具等の目方二十五封度を加へ及二人の駆者を乗せ計自量約一千二十五封度を乗せたる四馬力半のものが同市の最難倣せる市街、峻坂砂地等を疾走し二百箇の荷物を運搬配達し八十哩を走り之に要せし時間八時間五十分（但し市街は

米国法律の規定により一時間八哩以上の速力を出づるを得ず且此荷物積卸の為め百回以上の停車をなせり）之に要したる経費は機関師一人の給料二弗五十仙補助一人一弗二十五仙ギヤソリン十四ガロン四分の一ガロン十五仙計二弗十四仙合計十一弗六十八仙にして即一箇の荷物配達費二

仙十分の九之を馬車にて同等の働きをなさんとすれば即四両の馬車を要し駄車四人給料十弗補助四人四弗八十仙馬八頭四弗合計十八弗八十仙にして即ち一箇の配達賃九仙五分の二を要す以上は其一班に過ぎずと雖其全般を推知するに難からざるべし云々>(\*印筆者注、大阪の角自転車商店店主)

明治36年11月16日（大朝）

●自動車運用の計画

〈府下豊能郡池田町岸上善五郎等の発起にて池田より大阪、箕面間に自動車を以て旅客の運輸を開かんと目下計画中なりと〉

明治36年11月23日（日出）

●自動車取締規則に就て

〈前文略）、要するに文明の利益とは云え此非文明の道路に自動車を自在に通行せしむるが如きは子供に剃刀を持たしたるが如く危険千万ならずや右の次第なるが故に東京、大阪の如きは絶対に自動車の営業を許可せずまた岐阜県の如きも市内及び公園地には許可せず、（後文略）〉

明治38年9月4日（大時）

●自動車開業

〈大阪自動車株式会社にては去月来神戸に於て車両の組立を終り日々試運転をなし居たるが不日回送の上当地にて更に試運転を行ひ来る十五六日頃より開業の予定にて線路は南区日本橋北詰より堺大浜迄なるも現在は五両の車にては不十分なるを以て当分住吉迄運転の見込なりと〉

（写真-2）“大阪自働車”開業広告  
明治38年9月24日付大時より

明治38年9月24日（大時）

●大阪自働車株式会社、営業開始広告

（写真-2）参照

明治38年9月25日（大毎）

●大阪自働車株式会社、営業開始広告

（写真-2）と同じ

（筆者注）① 広告中、星枠の中へ“車”的字を配した、社紋に注意する。

② 大朝は、この時期“日露戦争”的講和条約反対記事で発行停止中にて、当広告は見当らない。

明治38年9月27日（大時）

●大阪自動車会社の試運転

〈既記の如く同会社は昨日午前九時より大阪起點地南区長堀橋二丁目より堺大浜間に於て自動車



の試運転を行ひたるが試乗車來賓は池上警部長足助技師南区名譽職員新聞記者等二十余名にして第一号車より五号車に分乗し同九時三十分起点地同本社前を発し順路住吉神社前に着せしは同十時なりしが第一号車のみ堺大浜迄運転を行ひ住吉公園に於て休憩の上正午頃起点地に帰着したり車両は米国ホワイト会社製造の蒸気式なれば最高速力七十哩<sup>マイル</sup>を有するも営業速力は軌道条例に依り市内は五哩市外は八哩と定め二十分钟毎に両端より発車し賃金は大阪住吉十二錢大浜迄廿四錢往復は住吉迄二十錢大浜四十錢にて一車十人詰となし明二十八日より開業する都合なりト

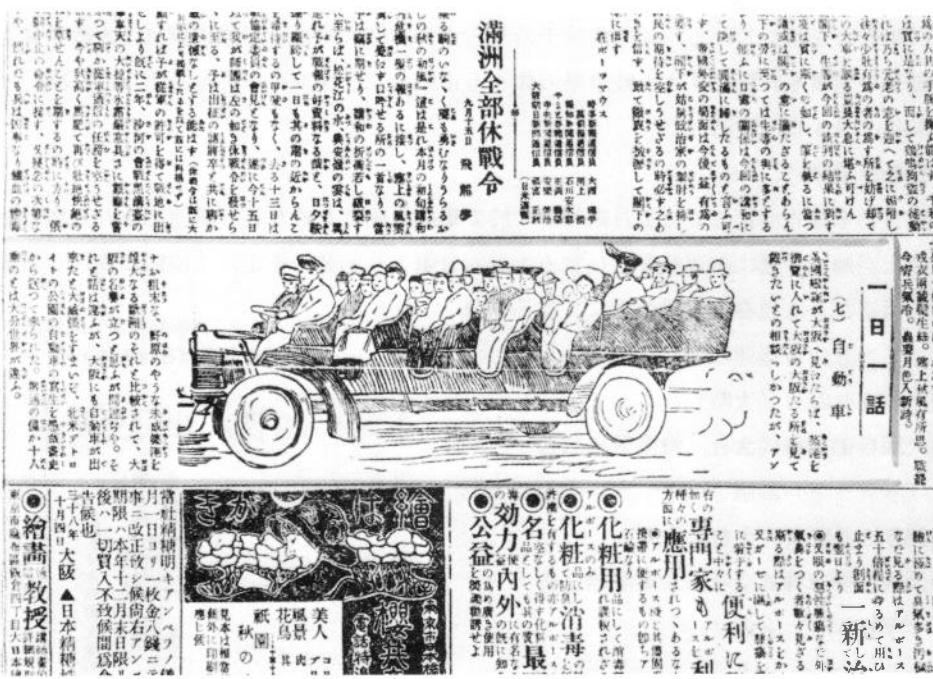
明治38年10月11日（大朝）

### ●一日一話（七）自動車

（写真－3）参照

（写真－3）明治38年10月11日付大朝より“自動車の話”

（筆者注）堺通りの自動車は、10人乗りであったという。



明治38年10月28日（大時）

### ●自動車に轢殺さる

〈堺市神明町大道三十九番地龍丑松の二女小芳（五つ）は一昨日午後五時頃自宅前の街路に於て大阪自動車会社の第二号自動車に轢かれ頭部其他に大怪我を負ひ同九時死亡し車掌は其筋の取調べを受け居たり〉

明治38年11月3日（大時）

### ●堺市と自動車

〈南区日本橋北詰より堺大浜公園に通へる自動車が前日堺市神明町大通にて小児を轢殺したる

ことは既記の如くなるが堺市にては自動車の為めに被害者十数名に上りたれば同市会は容易ならざる事と認め今回其被害の人員並に程度を取締べたる上其筋に向て営業禁止を申請せんと目下調査中なりと>

明治38年11月17日（大朝）

●汽車と自働車の衝突（既死一名、負傷七名）

〈南区日本橋北詰なる大阪自働車株式会社が近頃創開したる阪堺間交通の自動車は約十二三両ありて日々絶えず往復し頗る便利なる代りには之に伴ふ危険も甚だしく數々通行人を害する由に聞及びしが昨日は自働車その物が却て他の危害を受けて車体を粉碎せられ乗客を殺傷するの大椿事を惹起したり昨日午後五時二十八分日本橋の第一号自働車に車掌久保欽之助（二十五年）運転手高村末造（二十年）及び夜間増員として車掌見習芝崎家興（十六年）同じく坂井松之助（二十年）乗り組み乗客八名と共に堺へ向ふ途中二名の乗客は今宮戎神社の裏手にて降車し更に進行せしに住吉街道の取附にて年令二十四五才にて背広の古洋服を着したる職人体の男と商人体の男の二人飛乗り再び乗客多数となりたれば車掌は危険を恐れて注意しつゝ進行し五時五十五分頃今宮新家なる南海鉄道交叉線に至りて見れば同所踏切に設けたる信号灯に何等の信号もなかりしを以て自働車は直進線路にさしかゝりしに何ぞ図らん天王寺駅五時五十七分発の列車（百二十三号）は轟然轟轟と音して疾駆し來りぬ、車掌は不意を喰ひて驚きながら今更引返す訳にも行かず騎虎の勢を以て（此の時八哩の速力なりき）突進したるに是に秒間の差違にて自働車は尾端の一角を汽缶車に突破せられ乗客は悉く跳ね飛されて路上又は畠の中へ転び落ち車掌運転手も共に路傍へ跳ね落されたり傍前記二ツに引裂かれたる車体の後部は如何なる機会にや汽缶車の或る箇所に引懸りて約十余分間許りも引摺られ前記住吉街道の取附にて乗車したる背広の男は無残にも伴の車体と共に引摺り行かれ手首はちぎれ胴体は微塵に押潰されて肉塊地に塗れ目も当てられぬ惨状を呈したり

此の時汽車中にありし尾山、辻岡の両車掌及び野口運転手は早くも自働車と衝突したるを知りて手早く運転を停止し被害の状を一見して直に医師を急派すべき旨を一同に告げ置き更に汽車を運転して天下茶屋駅に至り難波の本社へ打電したれば時を移さず同社の神保運輸課長は社員數名及び医師二名を率ゐて現場へ出張し自働車会社にても間もなく急報を得て桜井社長、社員及び沢村綿織外一名の医師を伴ひて現場に駆つけ同時に所轄平野郷署長及び住吉分署長は部下を率ゐて出張し来れり傍被害者を取調べしに

重傷 東区南久宝寺町二丁目田中仙助妻よね（二十六年）◎同町堺筋北入る田中しか（二十二年）◎南区問屋町百二十二番地山本染工場員吉田和一郎（二十五年）◎同上木村房吉◎車掌芝崎家興（以上五名）

軽傷 前記田中しか方下婢竹田はな（十三）東成郡安立町九丁目杉江常二郎（二十七年）（以上二名）

乗客の無事なりしは東成郡安立町阿弥陀寺住職野田順道一人にて外に前記即死者一名ありしなり

他の乗客悉く死傷する中に僧侶一人無事なりしは佛陀の冥助と言はいふべし医師は夫々応急手当を施し仮に今宮村役場へ収容せり前記田中よね女は脳震盪を起し瀕死の容体なりしも他は皆生命には別条なき様子なりき、さて夫の即死者は何処の者とも分らず村役場にては身許捜査中なるが此の死者と共に住吉街道取附にて乗車したるは前記杉江常二郎にてありしなり、何さま自働車の運転創開以来始めての凶変にして会社の損害も少なからず（破壊されたる自働車は原価六千五百円）社員総出にて被害者の手當に奔走したる由なるが自今かゝる人命の惨禍を再出せざるやう十分注意せざるべからず鉄道会社にても線路の信号は決して粗慢に附すべからず

前記死傷者を収容したる村役場は村長以下の吏員総出にて直に役場の器具を取片づけ収容の後も飲食物などを供して懇切に待遇したるは感心なり両会社にても輕傷者は附添人をして其家に送り帰らしめ重傷者には殊に注意を加へて十分優遇したる由〉

明治38年11月18日（大朝）

#### ●汽車と自働車の衝突事件に就て

〈南海鉄道の住吉線列車と阪堺の自働車が衝突して一名の死者と七名の負傷者を生じたる事件は其の責任の帰着するところ南海、自働両社の内孰れにありや、これは不幸なる遭難者の為にも亦世間にに対する会社自身の義務としても速かに解決せざるべからず両社商売上の為責任の糊塗合ひをするなどは断じて許すべきにあらざるなり記者は昨日南海鉄道会社に神保運輸課長を訪ひ

○南海鉄道側の意見 を尋ねるに曰く『本件は天王寺駅午後五時四十七分発にて住吉行の百二十三号列車が（客車五両連結）今宮新家の踏切を越えやうとする刹那に起ったので同列車に乗込んで居た機関士野口末吉、前部車掌尾上経次郎、後部車掌辻岡貫三等の報告に依りますと踏切通過の際南手の門扉は確に閉ぢてあったが北手のは閉ぢてなかったさうです、踏切番は工夫中村栄太郎の女房しづで、丁度列車が通過の際同人は晩飯を食ひをり良人栄太郎（二十九年）が代って赤色灯を翳し先づ南側の門扉を閉めて次に北側のを閉めやうとする所へ北の方から自働車が疾走して來たので赤色灯を差出して危険の信号をしたがこの瞬間自動車は早や疾走して來て無理に南へ越えやうとしたものだから遂に衝突したのださうです、この踏切番は平生勤勉家で門扉を閉ぢない事は断じてない筈です且自動車が開業の當時踏切の危険を避けるため一条の口約束を結びましたから汽車が進行して來て閉扉の暇がない時は昼は赤色旗夜は赤灯を信号とする事に成ってゐたから当夜も番人は赤灯を差出したのに自働車は構はず突進したのです』汽車の進行中は必ず踏切の門扉は閉づべき南側だけ閉めて北側に及ばざりしとすれば鐵道側にも手落なしとは言ふべからず次に記者は遭難者の内なる輕傷者南区問屋町山木染工場の吉田利一郎を訪ひ

○被害者側の意見 を徵したるに曰く『仲間の木村房吉と一所に住吉公園へ散歩に行くつもりで用もないのに日本橋から自働車に乗りました彼の踏切の一丁手前で俄にゴーといふ汽車の響が聞えました然るに自働車は警鈴を喧しく鳴らして依然通行をつづけ踏切五六間前に行くと突然踏切の方に赤い灯が見え「汽車だッ」といふ叫び声が聞えましたから私は人心地もなく心配してをりますと車掌か運転手の声で「気遣ひない、やれッ」といって線路を半分向ふへ越えた時那般騒

ぎになったのです、無論自働車の方が悪いのです』この談話は鉄道側の弁明を証據立てるものにして、さもありなんと思はるゝ節多し、次に

○自働車側の意見 ともいふべきものと綜合せば『踏切の門扉は断じて閉めてなかった、何時も見える合図の赤色灯も見えなかった、汽車の音も聞えなかった汽笛も鳴らない様であった』といふにあり記者は今断案を下さざるべけれども読者は以上の記述に依って其の大体を判断せらるべき

明治38年11月18日（大時）

●汽車自働車を碎く（死傷者数名）

〈一昨午後五時四十分南区新家堺街道関西線踏切に於て大阪自働車株式会社の最終車に天王寺駅発住吉行下り列車が衝突して粉碎し死傷者数名を出したる惨事あり今其概要を記さんに被害自働車は南区堺筋長堀橋の基点に於て堺行僧侶一人及び商人風の若者二人官吏的高襟洋服一人都合男子四人丸髷の妻女及二百三式の令嬢と付添の下女三人外乗合二人都合女子五人にて合計九人の乗客を載せ午後五時二十八分発車し蛭子昇降場にて乗合の女二人及年若の男子一人下車し新に二人の客を加へて全客八人を車掌北区堂島浜通一丁目百二十五番屋敷阪井松之助（二十）運転手南区宗右衛門町下宿大和屋止宿高村末造（二十一）運転手見習南区瓦屋町三番丁四十五番地柴崎家興の三人が乗車せしめて進行中兼て列車通行の際に付踏切側に見張番ありて通行を差し止むるにも拘はず不幸にも当日は見張番不在にて何の差支へもなく俗に今宮の踏切と称する前記の箇所を通過せんとする際轟轟の響と共に数両連結せる列車は天王寺方面より来りて今しも車の前半部は線路を脱し今や後半部も通過せんとせし時爆然左側に衝突して吐嗟と叫ぶ間もなく自働車を転覆せしめて後半部を粉碎し点灯は消え破片は飛跳し人体は前後左右に跳ね出されし為め暗夜の事とて一時に氣絶又たは死傷し殆ど一人の生存者無しと思はれし程の大惨劇を演じ漸く正気に立ち返りたる車掌運転手の二人は面部頭部に負傷せる見習運転手柴崎を乗客の見張に残して兩人は一散に急を本社へ報じ社員一同駆け付けて所轄住吉分署へ届出で死傷者の取調に着手したるが死一名重軽傷者数名なりと云ふ〉

明治38年11月18日（大時）

●汽車自働車の衝突後報

〈一昨日午後五時五十七分天王寺駅を発したる南海鉄道第百二十三号列車が住吉へ向け出発する際、今宮新家なる南海鉄道交叉線の踏切にて大阪自動車株式会社の第一号車と衝突し自働車は為に大破損を生じて死者一名、重軽傷數名を出したるよしは前号附録にその詳細を報導したるが死者は乗客にあらずして近辺を通行しあたる卑賤なる職人らしく其姓名の如きも昨日來其筋において熱心に取調べたるに拘らず何方のものとも判明せずといふ尚負傷者は南久宝寺町二丁目田中仙助妻よね（二十六）同町堺筋北入る田中しか（二十二）南区問屋町百廿二番地山本染工場員吉田和一郎（二十五）同上木村房吉車掌芝崎家興（以上五名）田中鹿方下婢竹田花（十三）東成郡安立町九丁目杉江常二郎（二十七）の七名にして衝突の当時にありては田中仙助の妻よね（二十

六) 同町堺筋東へ入る田中しか(二十二) 同く下婢竹田はな(十三) の三名とも重傷者と誤認せられたるが右は日本橋起点より天下茶屋まで乗車したる途中団らざ遭難したるものにして実際は至極の軽傷に過ぎずお米は右手の肱に擦過傷を負ひお花は右膝頭に些少の負傷したるのみにして割合に重傷と云ふべきはお鹿の面部右方を負傷したるものなれども是れすら左迄のこと非ざれば多分一両日中には全快するに至るべしといふ)

明治38年11月18日(奈良)

### ●自動車と奈良

〈関西鉄道会社の斡旋に依り有馬自動車株式会社の事業として奈良駅より春日神社の二の鳥居の間に自動車を運転せしめんとの計画あることは過日の我が奈良新聞に詳記し置きたるが一昨十六日突然県会議長西尾長三の企画に係る自動車の試運転ありて三条通りの各商店及び其の他の人々も親しく其の成績を目賄したるより茲に端なくも賛成の声、反対の声、非難攻撃の声、乃至恐怖の声、恐怖來の声四方八方より起りて今や奈良市の一問題となれりされば我社は茲に此等各方面の主張及び各方面の観察を記して市民の参考に供すると共に我社の見る所をも公表せんと欲す。

賛成派及び反対派の主張観察を記す前に当つて先づ明かにし置くべきは有馬自動車株式会社の計画に係る者と西尾長三の企画に係る者との区別なり

▲西尾組の自動車 県会議長西尾長三外数名の発起にて三条通りに自動車を運転せんとの計画は一二ヶ月以前より略ぼ定まり居たる者の如く運転開始の願書も既に一ヶ月ばかり前県庁に提出され居たるは事実なるが如きも扱實際に開業すべき準備は整ひ居らず其の開業期日等も殆んど定らざりしも有馬自動車会社に於て同一の計画あること発表されたるのみならず十五六日頃には試運転を行ふべしとのことに打ち驚き俄かに堺へ照会し堺、住吉間を往来せる自動車を臨時に一台借り入れ来りて試運転を行ひたるにて若し一會社に限り許可せらるゝものとせば先取権あることを明らかにしたるに止まり引続き営業を開始するまでの準備は出来居らざるが如しされば開業の暁に果して一昨日運転せし所の自動車と同一形式のものを用ふるか但しは新に購入するかは知らざるも一昨日運転を試みしは蒸気式の六人乗にて賃錢は一の鳥居まで四銭二の鳥居まで六銭とし途中何時にも飛び乗りの出来やうにする計画なりといへり

▲有馬組の自動車 有馬自動車株式会社の方は今十八日若しくは明十九日を以て試運転を行ふ由にて瓦斯式の十二人乗なり此の自動車は西尾組の者に比すれば其の影響稍や大なるは欠点なるが如きも為めに却て危険少なかるべしといへり而して試運転を終れば直に営業を開始し関鉄と連絡を保ち汽車の発着毎に奈良駅及び二の鳥居の双方より発車せしむる都合にて当分は二台を使用し其の必要に応じて漸次増加せん都合なりといふ乗車賃は二の鳥居まで片道十銭、往復十五銭位の見込みなり(以下略)〉

明治38年11月22日(大時)

### ●自動車少女を傷く

〈南区難波元町二丁目三井トメの長女ヤエ（十二）が昨朝八時頃松屋町辺に使に行く途中道頓堀日本橋南詰に差かかると南の方より馳せ来りし大阪自動車会社の第五号自動車がおヤエに擦れ違ひさま右の股に一寸ばかりの擦過傷を負はせたるより会社は直ちに長堀橋二丁目の吉中医師をして手当を施さしめしが同医師は三日にて全治の見込なる由語りしも南署より臨検せし長春病院の医師は一週間を要すべしといへり然し会社にては其当時前方に空人力車がありしかばこれを追除けんとせし際おヤエが横合より飛出せしため車を停むる暇なかりし事を主張し居るとか〉

明治38年12月7日（大時）

#### ●自働車の立往生

〈街路の狭隘なる大阪には交通の利器といふよりも寧ろ厄介者として排斥されるゝ大阪自働車会社の自働車は一昨日午後五時頃より住吉より引還して南区日本橋筋なる同社の構内に入らんとする際入口の柱に衝突して跳ね飛ばしたれば瓦落離と音して廂の屋根の盆を蔽ふが如上のく自働車に倒れ掛けしかば奈何とも詮術なく昨朝迄は其儘になし置き夜明けて後人夫を使役し辛くも自働車を牽出したる由〉

明治39年5月29日（大時）

#### ●自働車会社の内訌

〈大阪、住吉、堺間を往復する自働車株式会社は此程組織を改め一株五十円（十二円五十銭拂込）にて総額十五万円のものを全部神戸在留の英国人ウイリヤム氏に譲渡する事となり新会社は表面上坪野平太郎氏が社長となり専務役に土井吉十郎、取締に白石半二郎氏等就任したるが平生より役員の所為に対し不平を懷き居る車掌（四人）運転手（八人）先夫（五人）等は今回会社組織を一変されしと聞くより俄に苦情を持出し此際増給さるゝに非ずんば断然休業すべしと云ふの申合せを為し昨日早朝運転手長西尾健蔵が一車を運転したるの外何れも罷工して住吉の待合に集合し種々秘密の相談を為し居れるより社会に於ても止むを得ず表を閉して休業し居れりと〉

明治39年6月9日（大時）

#### ●梅田住吉間の自働車

〈大阪自働車会社は從来住吉日本橋間の運転のみなりしが更に梅田迄延長出願中の処此程其筋の認可を得たるに付近々中車台を増加し梅田住吉間の運転をなす由同社五月中の乗客及収入高は左の如くなりと

乗　　客	収　入　高
五月中　一二、六四九人	八三九円四〇

明治39年6月18日（大時）

#### ●自働車老婆を殺す

〈例の自働車会社の第五号車が一昨日修繕後の試運転として同社の修繕係園田信章（二十六）は自ら棍を握り運転手高村末蔵（二十一）は後部に在りて豊田三平（二十二）なるものに先走りを命じ日本橋北詰より一心寺下の博覧会場を指して駆行きたるが帰途の際には試運転なるにも拘

らず便乗客十名を収容して稠人の中を押分け搔分け漸くにして日本橋一丁目丹明寺前まで進行したる折柄如何なる機みにやありけん一人の老婆が手に珠数を爪繰りつゝ今しも自働車の後方より疾駆し来るとも知らずして杖を力に歩行し居たるを噫やといふ間もなく突飛し俯伏に倒るゝ所を無残にも車輪にかけて引去りたれば老婆は全身に数ヶ所の重軽傷を負ひ鼻口より夥しく出血して氣絶したる騒きに附近の人々は大に驚き一同駆寄て取調べたるに老婆は腰に一枚の迷子札を下げこれに難波新池一番丁四十六番邸仕出料理商吉野屋事敷よし母しま（七十三）と記しありたれば直ちに同家へ急報し南署よりも当直警部長春病院医師出張して夫々加療する所ありしが老軀の上の重症にしてその効なく遂に昨日午前五時吐血して死亡したるよし右に付裁判所よりは係官出張して園田以下関係者一同を取締中なり〉

明治39年8月1日（大時）

#### ●外人の大阪自動車経営

〈同会社は最初資本金十五万円の内四分の一（三万七千五百円）を拂込み昨九月始めて開業したものにして日本橋北詰より天下茶屋、住吉を経て堺大浜に至るの間を自動車五台を備へ附けて南海鉄道のコボレ客を吸收せんことを勤めしに最初は物珍らしき事とて可なりの乗客ありしも五台の内一台乃至二台は破損修繕などにて常に使用さるるは大抵平均三台に過ぎざるより集まり来る旅客を収容すること能はず常に旅客に不満足を与ふると一二回危険の出来事ありしより何となく不評判となり社運微々として振はず株主連も一向気乗りせず殆んど解散せん程の運命に迫りしが先頃神戸在留の米人シロス氏（茶貿易商）は殆んど同会社株の八九分通りを買取り他の一二分を本邦人の持株となし社務を改良し線路を拡張するの計画を立つると同時に社長には坪野平太郎常務取締には土井吉十郎取締役には白石米太郎諸氏（一名は欠員）を入れて社運を挽回せんと謀り居れる由にて其の第一着手として今春四月中旬に許可されし市内線を開始する都合なる由其の線路は南区恵美須橋を起点とし日本橋北詰を経て順慶町堺筋を西に出で新町橋を渡り西横堀に沿ふて北に行き肥後橋、渡辺橋を渡り堂島を横ぎると梅田停車場に至り其れより西に向って出入橋（阪神電鉄の終点）に至り堂島川の北岸に出で東に向って肥後橋に復帰するの計画にして府庁にても最初は道路の危険を虞れ許可を躊躇するの色ありしかど色々研究調査の結果差支なきものと見て終に許可するに至りしと云ふ右市内線を開始するに付ては資本金も全部拂込みとなし車両も従来五台なりしを今回更に米国クリーヴランドホワイト、ソーアイング、メシン会社の製造に係る蒸気式自働車十五台を増加すみことゝし本月末迄には着荷する筈なるを以て来月中旬頃よりは右市内線を開始するの予定なりと云ふ尚ほ右自動車の速力は市内は一時間五哩、市外は八哩を限度とし一台の乗客定員は十人なりと〉

明治39年10月28日（大時）

#### ●大阪自動車会社拡張

〈同社営業区域は長堀町及び住吉堺間なるも目下業務上の都合により住吉迄の自動車運転を為すに過ぎざるが本年四月市内開通を其筋より認可されたるを以て爾來市内線を開通せしむると共

に市外線の往復を頻繁ならしむる計画にて車両十五台を注文し目下続々到着しつゝありて更に二台を新造する事となり之等の費用は去月末拂込を終了したる資金を充用し愈々本年内に全部の開通を計り而して本社を南区恵比須町に移転し拡張を為さんとする由因に当期間は車両不足等の為め金六千余円の欠損を生じたりと>

明治39年12月2日（大朝）

#### ●自動車運転の出願

〈東京の臼井義平外七名は乗客並に貨物運転の目的を以て今回資本金三百万円を投じ日本自動車株式会社なるものを設立し両三日前兵庫県へ向け左の運転を出願したり

- 一 神戸三宮を起点とし、大石、御影、青木、深江、打出、西宮、今津、尼崎を経て高田に至る十六哩二十二鎖
- 一 西宮を起点とし津門、森辺、東富松、南野、御影塚、伊丹を経て池田に至る九哩
- 一 長州を起点とし塚口を経て伊丹に至る三哩五十五鎖>

明治39年12月8日（大朝）

#### ●大阪奈良間自動車営業

〈当市尾形兵太郎氏は大隅伯の紹介によりベルギー式自動車の運転実況を広く公衆に示さんため傍ら運輸事業を営むの計画にて自動車乗合営業規則に基き単独にて六日府庁に出願せり右は警察限りにて詮議せらるゝものなれば認可を得次第四十人乗車台二十台を以て毎十五分国道によりて往復の見込なりと>

明治39年12月23日（大毎）

#### ●自動車会社設立計画

〈京都の平川清、梅川徳太郎、大阪の岡本千代造氏等発起して自働車会社を設立せんとこの程願書を京都府に提出したるが其道筋は烏丸通を七條より丸太町まで、丸太町通りを油小路、油小路を元誓願寺に至り千本より南下して三条通りを東に滋賀県境に至るもの及び三条通りより嵯峨に達するもの、伏見稻荷街道に達するもの等なりと>

明治39年12月26日（又新）

#### ●乗合自動車営業

〈大阪自動車株式会社にては当市街電気鉄道布設完全する迄市内に於て自動車乗客の営業を開始する由にて既に此程大阪より一台を差廻し來り県知事警務長等乗車の上市内の試運転をなせり多分一両日中に其筋の許可を得べき都合にて先づ当分の内は山手地方を運転し乗客賃銭は未定なれども一区域六銭位とし右車台四五両を差廻し来るべしといふ>

明治39年12月29日（大時）

#### ●大阪自動車会社の試運転

〈同社より出願中の市街線自動車開業は此程許可せられしに付昨日午後三時より試運転を為したるが其線路が南区長堀橋北詰を起点として堺筋を北へ順慶町を西へ新町橋西詰を北へ西横堀川

に沿ひ西国橋西詰を経て（肥後橋は修繕中に付）東へ淀屋橋、大江橋を渡り梅田新道を経て梅田駅前に至り又復行は出入橋東詰を南へ堂島浜通を東へ大江橋北詰に至り夫より往行線を経て長堀橋起点にて住吉堺行の自動車に接続する筈なるが同社より注文の十五人乗り自動車十五両は既に到着したれば本日より開業する筈〉

明治39年12月30日（大時）

#### ●大阪自動車の賃金

〈前号記載の大坂自動車会社市街線開業は南区恵比須町より梅田迄を四区に分ち一区間の賃金四銭と定め梅田より堺大浜迄を十区となし一月一日より全線開業（昨日開業とせしは誤り）する筈〉

明治39年12月31日（大朝）

#### ●大阪の交通取締

〈市街の道路狭隘なるを以て当地交通の上に於ける違警罪件数は頗る多く本年一月以降十月迄の統計八萬八千百二十七件を示し昨年中の全数に比するも八千七百四十件の増加なり是れ一には本年十月交通取締勵行の発令に由る結果にして十月分のみにて八千九百七十八件を数へたり右違警事項の最も多きは人力車の彷徨併立、通行人に乗車強要、次は荷車の制限以上重量容積搭載、自転車の無灯及び街路上荷作軒下荷物突出等とす因に記す来る新年一日より開始する梅田今宮間自働車運転に就ては警務長は各警察署長に対し其の信号人配置信号方法等を示して取締を命じたり其の信号人配置場所は

日本橋筋二丁目円明寺辻▲日本橋南詰▲堺筋順慶町角▲新町橋、笹橋、信濃橋、西国橋の何れも西詰▲渡辺橋北詰▲南区恵比須町二丁目札の辻〉

明治40年1月1日（中国）

#### ●新年挨拶廣告、金庫商 杉本岩吉

（写真－4）参照

明治40年1月4日（大毎）

#### ●車夫自動車を毀す

〈一昨日午後四時頃自動車会社の第六号車が乗客を満載して北区堂島桜橋北詰を梅田に向て進行中同所の巡査派出所の隙より一名の暴漢顯れ出で自動車目薙けて大なる煉瓦石を擲げ付けたる者あり車掌は驚いて早速停車したる処へ又もや追薙け來りて煉瓦を以て無暗に車体を打歎し乗客は車外に飛出す騒ぎに派出所の巡査が駆け付け暴行者を取押へて取締べたるに右は北区堂島中一丁目の宮城真平（五十）と云へる俾夫にて其まゝ曾根崎署に拘引されるなほ此騒ぎに乗客中東区横堀六丁目藪岡秀次郎は左手に擦過傷を負いたり〉

明治40年1月7日（大時）

#### ●自働車に傷けらる

〈一昨五日午後四時頃南区恵美須町二丁目味原徳之助方雇人森浦敬治（十八）が主家の用にて南



河内郡の某村に抵りての帰路風呂敷包を背に負ひつつ日本橋筋四丁目の街路を通り掛りしに跡より疾駆し来る自働車の左側に附けたる泥除に風呂敷を引き懸けられて其場に打倒れ左頭部に二寸余の負傷をなし出血甚しく一時は大騒ぎなりしが恰も通行中の難波署詰大内山警部が之に立会ひ附近の医師に就きて応急手当を受けさせ自働車に乗組みゐたる運転手武内信治、車掌高森勇の両人を取調べたりと〉

明治40年1月7日（大毎）

#### ●自働車の注意

〈南区恵比須町三丁目三味線製造所味原徳兵衛方雇人森浦敬次（十九）は一昨日午後4時頃今宮公益社前を通行すると突然自働車が進行し来り除ける間もなく車体に触れて頭と腕に重傷を負ひ難波署へ訴へ出でたりと〉

明治40年1月13日（大時）

#### ●自働車運転許可（広島県）

〈広島、可部間自働車運転は去る三十七年十二月開業したるも不結果にて翌三十八年八月中止するに至りたるが当時は勿論瓦斯機関を使用したり然るに其後引き出願し居れるも昨今に到り新に大阪自動車株式会社之に加はるあり改めて本市中島本町杉本岩吉、瀬川定吉、大阪自動車株式会社取締役及社長白石米太郎三氏の連名を以て広島、可部間の運転許可を出願したるに付き去

る廿二日付を以て許可の指令ありたれば二月一日より開業する筈なり因に自働車は一両一万六千円のもの三両を使用し其内一両は予備となし二両を以て六往復をなし速力は一時間十哩を駆り賃金は一人三十錢にて他日廿錢に引下ぐる計画なり定員は十八名なれども運転手車掌を除けば十六名となり運転時間は毎日午前六時より午後八時迄となし尚は来る六月頃より市内に自働車の運転を開始せんとて目下出願中なるが右は十両を以て十分間毎に発車し賃金は五錢均一となりし己斐東松原間を運転し宇品より東に廻る線は比治山土手町を経て松原に出で西廻りは錢田町大手町を通過し本線に聯絡する計画なり〉

明治40年1月13日（中国）

#### ●広島可部間自働車開通

〈広島可部間の自働車営業は去る三十七年十二月本市中島本町杉本岩吉氏之を取扱ひ三十八年七月頃まで営業を継続したるも馬車営業者の為に妨げられたる等のため結局立消えとなりあるが今回右杉本氏及び本市舟入村瀬川貞吉氏は大阪自働車株式会社取締役兼社長白石米太郎氏と合同し昨年十二月二十日附を以て三人連名にて右広可間自働車営業を出願せしが一昨十一日附山田本県知事より許可されたり〉

明治40年1月13日（大毎）

#### ●美人と自働車の衝突

〈西区北堀江北通二丁目柴田うた（二十二）といふ美人は沢山の衣裳を南区東清水町のある倉庫へ預け入れあるを一昨日午後三時取りに行きて俾に積み大宝寺町筋を西へ帰る途中堺筋にて北より走り来る自働車と出会いたるに俾夫伊木藤馬（三十）は負けぬ気で通り越さんとせしため自働車と俾の衝突となりおうたは転げ落ちて指を傷け右の肩腰を打ちて身動きも出来ず俾は少々破損したりと〉

明治40年1月21日（大朝）

#### ●自働車の衝突

〈一昨日午前九時三十分大阪自動車会社の第八号自動車が北に第十二号自動車が南に向ふ途中長堀橋南詰にて第八号車が警笛を鳴さゞりし為衝突し通行中の南区難波河原町の山口定吉（六十一）は右の手腕と関節に軽傷を負ひ高橋病院に入院せり〉

明治40年1月24日（大毎）

#### ●自働車会社設立の計画

〈尾形兵太郎氏其他数氏発企人となり自働車株式会社を設立して大阪市天王寺より奈良街道を平野、国分、龍田、法隆寺、郡山を経て奈良に到る区間に運転せんとて元大阪築港事務所の矢橋技手其設計を嘱託され目下調査中にて近日其筋に出願する由なるが自働車の車両は四十人乗の大形となし通路たる奈良街道中道幅の狭き個処は之を取拵ぐる計画なりと〉

明治40年1月29日（大時）

#### ●関西自動車株式会社の新設

〈東京の大石熊吉，加藤政之助，丸山名岐，鈴木久次郎，臼井儀兵衛，村松山寿大阪の岡島千代造，松山与兵衛，富永藤兵衛，樋口彦右衛門兵庫の内藤利八，鞍谷清慎，田村頼太郎，内藤為二，藤本幾二京都の平川靖等諸氏外数名発起人となり資本金三百万円を以て掲題の株式会社を当地に新設する事に決し一昨夜平野堺卯楼に於て協議会を開きたるが営業の目的は京都，大阪，神戸市街及神戸より須磨迄伊勢山田町より二見迄讚岐丸亀より多度津善通寺を経て琴市に至る道路に於て乗合自動車の営業を為すにあり不日京都市は認可する由なれば直に会社の組織に着手し欧米に於て製造せる最新式自動車を使用する計画なり〉

明治40年1月29日（大毎）

#### ●関西自動車会社の計画

〈当初の岡崎千代造，松山与兵衛，東京の臼井儀兵衛，大石熊吉，鈴木久五郎，加藤政之助，兵庫の内藤利八，鞍谷清慎の諸氏主となり資本金三百万円にて京都，大阪，神戸，山田，丸亀の市内中及び附近の接続町村に自動車の株式会社を設置せんと目下重なる有力者間に交渉中なりといふ〉

明治40年1月30日（大毎）

#### ●自働車税直上の議

〈自動車に関する国税は五十円にして大阪市にては市税として国税一円につき五十五銭五厘を徴し來りしが昨今市参事会において直上げの議あり遠からず正式の議によるべき模様なりと〉

明治40年2月1日（大毎）

#### ●自働車と報償説

〈昨今市中を運転し居る自働車営業以外同様の営業会社創立の計画あり目下株式募集中なるが該営業に対し市参事会においては報償を徴すべしとの議も出でたりしが多数はこれを否認し既記の通り自働車に対する市税を増加することに略決定し居れりと〉

明治40年2月5日（大時）

#### ●東洋自働車株式会社の設立

〈現在大阪自働車株式会社の重役及大阪，神戸，堺，静岡，広島等の有力者（内神戸，横浜の外国人數名あり）首唱者となり資本金參百萬円を以て掲題の株式会社を起し現今営業しつつある大阪自動車株式会社の権利及財産一切を譲り受け更に神戸市内広島可部間静岡江尻間の営業権を譲り受け数拾両の新車両を購入し乗客貨物の運輸を営まんとて過日来首唱者は数回会合の結果愈々近日発表することとなり現在の大阪自働車会社の経営者及職員一同を其儘引受くる筈にて為めに賛成非常に多く未だ発表せざる今日已に首唱者等は株式引受申込者の多きに窮し居れりと〉

明治40年2月5日（大毎）

#### ●東洋自働車株式会社の設立

〈大阪自働車株式会社の重役及大阪神戸堺静岡広島等の有力者首唱の下に資本金三百万円を以て掲題の株式会社を起し現今営業しつゝある大阪自働車の権利及財産一切は勿論更に神戸市内広

島可部間静岡江尻間等の営業権を譲り受け乗客貨物の運輸を営まんする由は既報の如くなるが其後首唱者は数回会合の結果愈々創立に着手する事となり本日堺卯楼に会合の上発起人を撰定し不日公表の上株式募集すべしといふ>

明治40年2月5日（大朝）

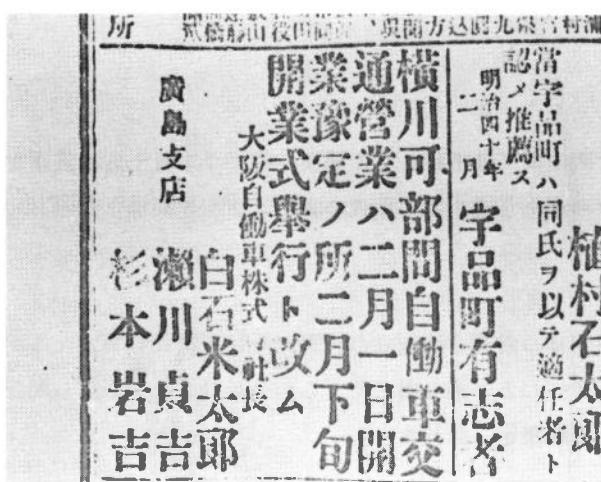
●東洋自動車会社

〈現在大阪自動車株式会社の重役及び阪神横浜等の有志首唱の下に資本金三百万円を以て同会社を起し現今営業しつゝある大阪自働車会社の権利及び財産一切を譲り受け更に神戸市内広島可部間静岡江尻間等の営業権を譲り受け数十両の新車両を購入し乗客貨物の運輸を営まんとて過日来協議の末近日発表の運に至る由〉

明治40年2月5日（中国）

●横川可部間自働車交通営業、開業式延期廣告

（写真-5）参照



（写真-5）

明治40年2月5日付 中国より

横川可部間自働車交通営業ハ二月一日開業予定  
ノ所二月下旬開業式挙行ト改ム  
大阪自働車株式会社長

白石米太郎  
瀬川貞吉  
杉本岩吉

明治40年2月8日（大時）

●京都自動車会社の計画

〈京都の有志者間に於て資本金三百万円を以て標題の会社を設け鴨東、寺町、烏丸、新町、大宮、千本桜、今出川、丸田町、三条四条五条、岡崎、嵯峨、伏見街道の各道路を通行するの計画にて最初は七十五万円を払込み車両百台を以て営業を開始し漸次拡張するの予定にして既に設立願書を府庁に提出したりと〉

明治40年2月9日（防長）

●山三間の自動車営業に就て

〈過般來広島市中島本町の杉本岩吉と云へるが防府町に來り駅前石田旅館に滞在し宮市三田尻の出資者を勧誘中なるが自動車が果して鷲山街道を通過し凸凹の多きと屈曲多き山口三田尻間の道路に応用し得るや否や頗る疑問にて殊に大阪の自動車会社は其基礎の如何も知れざるより何れ

も躊躇し居る由〉

明治40年2月10日（大毎）

●自働車の市内営業制限

〈大阪市内自働車営業を府庁に出願せるもの既に数件に及べるが府庁にては現に許可せるものゝ外は一切許可せざることに決定し願書は夫々却下する筈なりと〉

明治40年2月13日（大毎）

●一月中の関西の新事業

（筆者注、表中から自動車会社のみ抜すい、前文記事その他略）

◎新設

泉自動車	60,000円	姫路自動車	100,000円
関西自動車	3,000,000円	神戸須磨自動車	100,000円

明治40年2月17日（防長）

●山口小郡間自動車営業願

〈大阪自動車株式会社に於ては從来の資本金三十万円なりしを三百万円に増資の決議を為し先には山口三田尻間に於ける自動車営業願を其の筋へ差出せしが同会社長兵庫県神戸市山本通二丁目白石米太郎及び広島市船入村瀬川貞吉同市中島本町杉本岩吉の三名にて山口小郡間自動車営業願を昨日山口警察署へ差出せり其設計に依れば自動車は五両にて一両の乗客を十六名と定め運賃一人に付三十銭とし山口小郡間を六区に分ち一区を五銭とす速力は最大速力一時間三十五哩なれども山口小郡間は四十分位にて到着し日出より日没まで毎日三十分毎に発車すべしと言へり因に記す一両の代価は一万三千円位なりと〉

明治40年2月18日（大時）

●自動車出願（山口県）

〈大阪自動車会社にては当地小郡間自動車営業の件を昨日本県庁に出願せり〉

明治40年2月28日（大時）

●人力車株式会社

〈来月上旬を以て執行せらるべき人力車車体定期検査標準に関し過日第四部に於て主任者協議会を開きたるが天王寺署にありては昨日部内営業者を召集して予め協議会に於ける決議標準を示達し尚ほ此程自働車会社より天王寺署部内に於て営業せん事を其筋に出願せる趣なれば近き将来に於て自動車と対抗するに至るべく旁に今後は人力車営業者に於ても一層車体の改善を計り従来の弊風を一洗する必要あるべしとの訓示を為したるに営業者に於ても大に顧みる処ありしと見え此際天王寺署部内人力車株式会社なるものを組織せんとして昨今営業者の主なるものの打ち寄りて協議中なりといふ〉

明治40年3月1日（大時）

●自動車牛肉店を衝く

（一昨日午前七時三十分頃の事なり第十三号自働車が北区角田町の辻まで進行したるに偶々彼方より第十四号自働車が駛来りしかば其衝突を避けんが為め俄に方向を転じて停車せんとしたるに余り急場の事とて意の如くならず惰力の為めに制せられて第十三号車は其近傍なる黒川牛舎の店頭へ突きかけ危く軒柱に支へられて屋内に入るを免れたるも同車の屋根と機関部とは大に破損したる旨届け出でしかば曾根崎署より出張して取調べたる結果来客に他事なかりしを確かめたるも同所の信号夫が信号を怠りたるの責は免るに由なく又第十三号運転手も曲角なるに除行せざりし事實ありとて何れも相当処分を受くるに至るべき模様なりき）

明治40年3月5日（防長）

### ●自働車の試運転

（山口小郡間及び山口三田尻間自動車営業の出願を為し居れる瀬川貞吉杉本岩吉の両氏は拾六人乗自動車を駆って一昨日来山し湯田松田楼に投宿し昨日は県庁に出願し渡辺知事其他を乗せ御堀まで試運転を為し又午後には各部の機械を解剖説明し佐波山洞道<sup>とんねる</sup>前まで試乗せり本日は小郡に赴き明日は三田尻にて試運転を為す筈なるが山口より小郡まで僅に廿分にて往くを得べく乗心地も非常に愉快にして且つ途中に於て何時も進行を停止し又は後方へ退却することも得べく其の機械は最新式に属し頗る巧妙なり自動車にして開通する以上は鉄道より隔りたる山口町も殆んど停車場の附近に移転せるの感あらん発起人に於ても其筋の許可あり次第直に米国へ車台を注文する筈なりと聞く）

明治40年3月16日（大毎）

### ●二月中の関西の新事業

（筆者注、表中から自動車会社のみ抜すい、前文記事その他略）

#### ◎新設

東洋自働車	3,000,000円	京都自動車	3,000,000円
松江自働車	400,000円	播磨自動車	500,000円

明治40年3月18日（大時）

### ●数年後の大阪（応募漫画）

（写真-6）参照

明治40年3月23日（大時）

### ●自働車に跳飛ばさる

（一昨日午後三時廿分頃南区順慶町堺筋の街角を第八号自働車が南の方より来りしが喇叭の音が幾分か怪しき所ありしかば恰も西の方より東区瓦町二丁目の和田慶之助（二十一）が自転車に跨りて意氣揚々と走せ来りしに衝突し慶之助は一堪りもなく跳飛ばされし上に自転車は粉塵に破壊されしがまだしも本人の軽傷を負はざりしことは不幸中の幸なりき其原因は双方の不注意に基きしものなりと）

明治40年3月25日（大時）

(写真-6)

明治40年3月18日付 大時より

数年後の大阪（応募漫画）

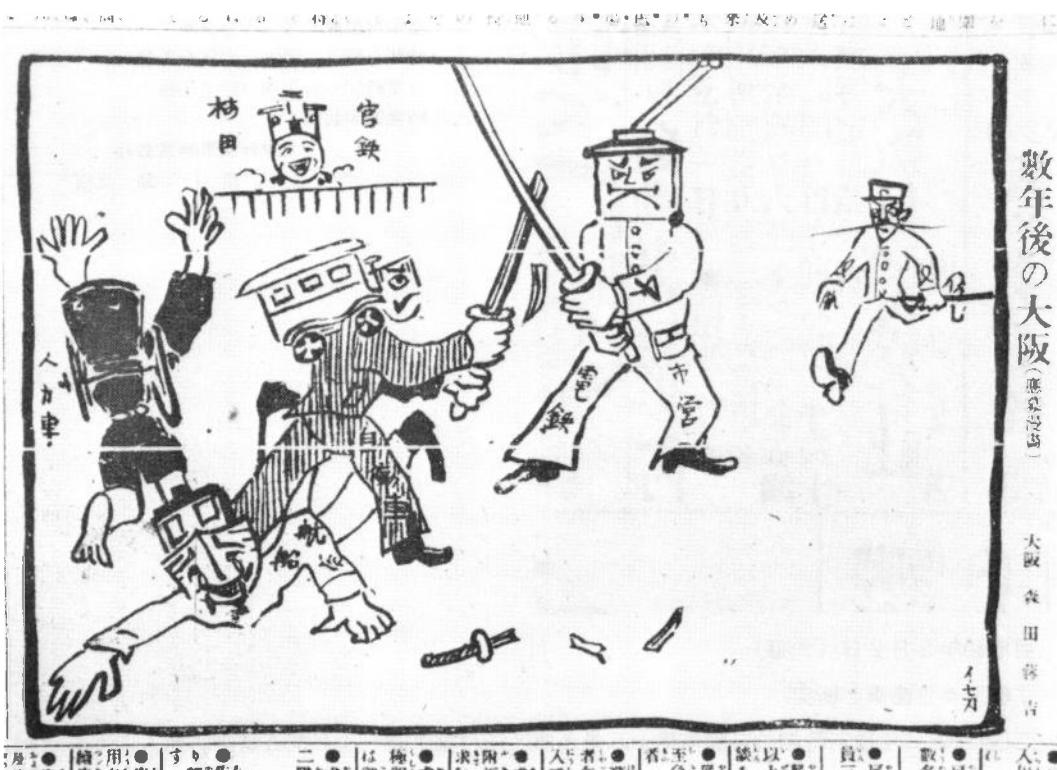
（筆者注）従来からの乗物“人力車”は既に客を取られて競走外、お手上げパンザイ。

近代的“巡航路”も、“自働車”との競走に破れ、抑え込まれてナミダ。

その“自働車”でさえ、“市営電鉄”的出現で形勢悪化、刃折れ破れんとす。

警官は飛んでも、何もすることはない。

遠くで，“官鉄梅田駅”が、われ関せずと笑っている。



### ●自働車で怪我

〈南区日本橋筋四丁目五十七番地池川磯太郎長男芳太郎(九つ)は一昨日午後七時三十分同町を北より南へ向ひ駆せ行く自働車を朋輩の小児二三名と共に追尾して戯れ居るうち過ちて後部の車両に触れ右手と両膝の関節に治療三日間を要する負傷をなしたり〉

明治40年3月30日（防長）

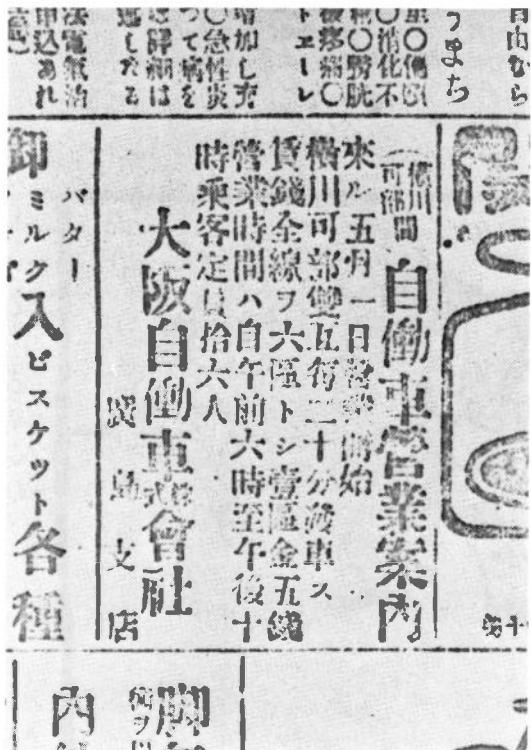
### ●自動車営業許可

〈兼て本県庁へ出願中なりし豊浦郡清末村益村晋三氏の小郡山口間自動車営業の件及び大阪自動車株式会社の三田尻山口間自動車営業の件は何れも一昨日付を以て許可の指令ありたり尚ほ大阪自動車株式会社の小郡山口間自動車営業の件は願書に少しく不備の点あるを以て目下取調中なりと〉

明治40年4月8日、9日、10日（中国）

●大阪自働車株式会社広島支店

自働車営業案内広告（写真-7）参照



（写真-7）

明治40年4月8日付 中国より

横川間自働車営業案内  
可部

来ル五月一日営業開始  
横川可部雙互毎二十分発車ス  
賃錢全線ヲ六区トシ各区金五錢  
営業時間ハ自午前六時至午後十  
時乗客定員拾六人

大阪自働車株式会社  
広 島 支 店

明治40年5月2日（大毎）

●又々自働車と衝突

〈又々一昨日午後三時例の自動車第十八号と西区江戸堀下通一丁目渋谷鉄葉店雇人山本立（十五）が挽き居たる荷車と淀屋橋の上にて衝突し荷車は跳ね飛され立一は後頭部に負傷し直に附近医師の手当を受け自動車の運転手稻本辰之助は出張巡査の取調を受けたり〉

明治40年5月5日（大時）

●自働車女を轢殺す

〈岡山県都窪郡菅生村川崎松次郎の妻（四十六）は先月二十一日より来阪して知辺なる難波反物町吉田茂吉方に宿泊し居りしが一昨日午後八時十分頃茂吉と同道にて道頓堀を見物に出でたる途にて日本橋一丁目まで来かゝりし折から南方より大東自働車会社の自働車が二台連続して進行し來りしかばおしなは慌てゝ前の一台は避けたるも運悪しく後の第二十号自働車の車両に触れて押倒され其上を轢かれて無残にも咽喉部を押潰されて即死したり此報に接し南署より警官出張して検視を遂げ死体は茂吉へ引渡したるが自働車の運転手竹沢茂作（二十九）及び車掌福島忠三郎（四十）を引致して取調中なり〉

明治40年5月5日（大毎）

●自動車婦人を轢殺す

〈岡山県都窪郡菅生村川崎松太郎は妻しな（四十六）と二人連にて数日前大阪見物に來り親戚なる南区難波反物町吉田茂吉方に滞在し一昨日午後八時頃道頓堀を見物せんと日本橋筋一丁目呉服商まからんや方の前をうろつき居る中両方より大東自動車会社の自動車二両前後して疾駆し来りしより慌てゝ前の一台を避けたれど後の一台を避け損じて場所もあろうに咽喉部を車輪にかけられ無惨や即死したる騒ぎに南署より警官出張検証の上運転手竹田茂作（二十七）車掌福島忠三郎（四十）の二名を拘引し日下取調中なり〉

明治40年5月5日（大朝）

●自動車婦人を轢殺す

〈岡山県都窪郡菅生村川崎松三郎の女房しな（四十年）は大阪見物せんとして親族なる難波反物町の吉田茂吉方へ去月二十一日訪ね來り茂吉の案内にて京都奈良等を遊覧し一昨夜八時十分頃にも茂吉に伴はれて道頓堀見物に出かけ日本橋筋一丁目呉服店まからず屋事小川才一方の店先にさしかかる折しも大東自動車株式会社の自動車二台風を切って南より北へ疾駆し来れりおしなは狼狽して最初の一台は巧に逃げ退きしも後より続行し来りし車掌福島忠之助（四十年）運転手竹沢茂作（二十九年）の第二十号車は遂に逃退きしおしなに衝き当り三間許りもおしなを跳ね飛ばし剥離へ倒れし上を無惨にも頭部より頸部に掛けたる轢きのめしたれば何かは以て堪るべきかしなは虚空をつかんで即死せり、南署より伊藤警部、刑事等長春病院の医師を伴ひて現場に出張し附近の矢追医師をも招きて手当を加へたる甲斐もなくおしなは全く絶命せり車掌は引つゞき取締中なり〉

明治40年5月6日（大時）

●自動車に殺された人、被害者は米穀酒類商= =喇叭も鳴らさず不意の襲来= =車掌責任脱  
れんとす= =同行者の実見談

〈再昨夜八時十分南区日本橋筋一丁目に於て岡山県都窪郡菅生村川崎松次郎妻しな（四十六）が自動車に轢殺されたる顛末は前号に詳報せしが其の無残なる最後の模様を聞かんと昨日午後被害者宿所なる南区難波反物町の鍛冶職吉田茂吉方を訪れたるに折悪しく茂吉は不在中なりしが當時おしな等と同行したる同居人山崎柳太郎といふが居合わせて自動車の不法を憤りつゝ目前見る如くありし次第を物語りしが傍に伏して涙に沈める娘おまつ（十八）の姿の憐れなるに記者も不覚に涙を催ほしぬ「はい、川崎は故郷では米穀や酒類などを商なうて相當に暮らして居ますが今度大阪え来て何か好い商売を始めやうと思って先月二十一日にお品さんが此のお松さんを伴れて来られました、夫れで此家の茂吉さんや私共がいろいろと相談しました末天麩羅店を出したら可からうと云ふ事になり幸ひ遠妙寺の東手に天麩羅店の売物がありますので昨夜はそれを観に行ったのですお品さんとお松さんと茂吉さんと私と夫から外に鍛冶工さんが二人と其のお妻さん一人と都合七人連れて行きまして用事を済まして道頓堀の方へ出やうと伴れ立って歩いて行くと

後の方から宵の間の湧き返るやうな混雑の中を突然ぼくと喇叭を鳴らして何号だったか忘れましたが一台の自働車が大速力でやって来ましたので一同は左右に開いて私は東側へ避けお品さんは西側へ避けましたがやがて物の一、二間も行ったと思ふと、ぼくぼくと汽車の滑る様な疾い速力で喇叭も鳴らさず第廿号の自働車がやって来ました私は裸として又東側へ避けましたがお品さんは私とは反対に西側へ逃げましたさい其れは確です、お品さんは余程西側へ逃げましたので私もやれやれと思うて居る途端に自動車は尚もずっと追跡するやうにして逃げるお品さんの方へ意地悪う首向けて行ったかと思ふとお品さんが自働車に引掛られてばったり仰向けに倒れた上を遠慮無く轢いて行きましたから私等ははっと冷汗をかいて其處へ駆け付けますと血は少しも出ませんがお品さんは咽喉と向頸とをあの重い車の輪で轢かれたものですから一声の悲鳴を掲ぐる迄もなく最早や虫の呼吸を苦しげに吻く許りです、それで皆驚いて早速近所の八追医師の宅へ担ぎ込んだのですから二十分も経ない間に呼吸を引き取って了ひまし、初め皆が驚いて騒いでる間に私は素早く自働車に飛び込んで無理に車掌の手帳を取り上げたのです其れでも自働車は北へ進行して行ふとしますから私は追駆けて車掌や運転手に談判して漸く警官の処へ併せて行って手帳と共に渡し為たのです今日國許から亭主の松次郎さんが来られましたが後始末の用事で外出して今は居られません自働車のやうな危険なものが彼のやうな雑沓した処を加え夜中運転するなどは甚だ無理ぢやありませんか」と腕を扼して憤りぬ)

明治40年5月7日(大朝)

(写真-8) 明治40年5月7日付 大朝より

大東自動車株式会社 営業報告

(筆者注) いろいろ内容を分析してみる必要がある。

義勇艦		自	多	日は	に今	一堂	る方
		業成所	多	浦	回		
前記ノ各項	相違無之保	常期利	社員身元保	未收預金	現別當	貯金	四十年五月七日
明治四十年	保	利	金	利	金	金	大東自動車株式會社
月	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
三月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月十一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月十二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月十三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月十四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月十五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月十六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月十七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月十八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月十九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月二十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿六日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿七日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿八日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿九日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月三十日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿一日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿二日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿三日	監	合	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿四日	監	計	金	金	金	金	四十年五月七日
月廿五日	監						

●大東自働車第三回営業報告、広告

(写真-8) 参照

明治40年6月3日(大時)

●大阪と自働車(なにがし記)

〈六年振りで大阪へ帰って見ると、驚いた、奇抜な自働車が走っている。

初め梅田の停車場に着た時、鼻の先に停留してゐる鼠色のノッペラボウの化物見たやうな動力があった、あれは何んだと車夫聞くと、

「あら貴郎、自働車といふもんだがな、エレキだっせ」

とさも軽蔑したやうな顔色で説明した。

大阪人は大抵の複雑な機械は「エレキ」といふ単純な推理でドンドン解決して了う。

この狭い大阪の町を獰猛な自働車がブーブーと走り廻したら、いくら脛俊な贅六君でも日に數人は必ず轢き殺されるに違ひないと心中、密に危んでゐたが、これは杞憂に過ぎなかった。大阪の自働車は普通の自働車ではない、外形の奇抜なる如く其行動も奇抜である、其外形たるや混沌といふ二字で尽きてゐる、有史以前の動物の如しと誰れやらが評したさうだ、適評ぢや、ヌーボー式だ、更に新流行語を以てすれば元禄調の自働車である。

御者台に放焉として臭い煙草をふかして客待ちを為てゐる運転手の顔や、ケチな車窓から首を無理につき出して得意らしい乗客の諸君などは正にヌーボー式、元禄式を超越して露西亞式、ゴルキー式の域に悟入してゐる、二十世紀の二一天作に忙しい大阪とは大分懸隔でゝるやうだ、丁度東京の片隅を走る板橋、千住通ひのガタ馬車と同じ趣味を感ずる。

自働車といへば現今の中にはてある交通機関中最も贅沢な最も新奇なものと目されてゐる、「エレキだっせ」などゝ人を馬鹿にしたやうなことをいひながらドンドンいろんなことを実行する、其やり口が如何にも無造作だ、無造作といふ意味の中に大阪固有の俗氣、突飛、軽薄などの分子が大に含有されてゐる、あの自働車の外形を一見すると、大阪人は如何に新文明の交通機関を愚弄してゐるから判然と吾人の頭に印象される、いかに軽快洒落の自働車を大阪人が俗化したかがわかる、大阪人はズーズーしい乱暴な市民だと情なく思った。

停留してゐた自働車がドコドコドコと押の強さうな義太夫を語ったら上手になりさうな声を出し初めると帽子を耳の辺まで深くかぶった車掌君が悠々と啣へ烟管で車台から降りて群る小供や田舎漢を自ら嘲けるやうな声をして追ひのける。

「サア動きまっせ、どきなはれや、エレキやさかい危ぶないで」

大にエレキをふり廻すと妙な貌をして群集が後へよる、皆の顔がエレキは甘いものなら一つ食べたいと云ひさうな顔付だ、ピリピリと笛がなるとブーブーと自働車が走り出す。

梅田の新道を南へ渡辺橋、肥後橋を渡って西横堀の西岸を新町橋迄きて、今度は東折して順慶町を堺筋へ、堺筋を南折して一直線に南へ南へと住吉迄、驀然に走って行くこんなにノベツに走つたら下りることはできまいと心配する人があるか知らぬが何時でも頼めば止めてくれる、手を上

ぐるれば乗せてくれる。

雨の朝も風の夕も悠々と此道筋を走る、其自働車の態度には一味の神秘的な権威がある、浪花百万家の骨頭は何んだか此混沌たる自働車君に蹂躪されてゐるやうだ、大阪人は誇て曰く「大阪は天下の台処に候」と、天下の台所にあんな蚕豆<sup>そらまめ</sup>の化物見たやうなものがゴロゴロと走ってゐては物騒だ蚕豆の化物が二六時中、大阪の目貫の商境を北から南へと蹂躪してゐる、蹂躪しられ乍らも、ノホホンでやに下つてゐる大阪人は寧ろ滑稽な有機体である。

密に思ふ、自働車君は晏天から一大使命を齎らして東海の姫氏國の最大俗地たる我が大阪の上に転生し來った天部の一神将かもしけぬ、其形の混沌として端睨すべからざる点に於て、其留るや愚なるが如く、其動くや銳氣活竦、贅六の銅臭境を一道の瓦斯に吹飛ばして南北三里程を蹂躪し去る点に於て、彼は只物ではない。

「又エレキの作用なんだんな」

と感心し乍ら二一天作の算盤を放たずに此怪物を迎送してゐる滑稽なる、乱暴なる、大阪人は寧ろ超人だ、大阪人が新文明と調和して行く、大阪一流の調和法は、大阪人對自働車に於ける消息を解せば一目瞭然である。

この町幅の狭い大阪の銀座通たる心斎橋筋――

「あれを広うしたらいかん、狭いによって右側や左側の店を見乍ら歩ける、そやさかい繁昌しまんね」

といふ不思議な理屈を吐く大阪人。心斎橋通りの肩摩轂擊の間を走りごつくりをやる人力車、それに一人も輶かれない大阪人。東京で大劇場が建築されるといふ風の便をきいて、烟草一服ふかす間に早や魚の棚に大阪大劇場敷地の地鎮祭をやる大阪人。市会議員の選挙運動に赤や青の大きな名刺をもって汚い家まで御辞儀をして頼みに行って当選したら道で行き合っても知らぬ貌をする大阪人。人の顔さへ見たら「儲かりまっか」といふ大阪人。いづれにしても大阪人は混沌たる動物だ、その混沌たる動物の集合地に更に混沌神秘な蚕豆の化物見たやうな自働車が現れた、之れ実に一大奇蹟ではあるまいか。

他郷より客あって僕に「大阪は開けたか」と聞くものあらば僕は「先づ自働車を見よ」といふ、自働車と大阪との調和は、實に大阪と新文明との調和の好表現である、大阪は自働車を迎へる如くに新文明を迎へる、そして迎へられた新文明は、自働車が大阪人に振舞ふ如き態度で大阪人に振舞う、そして如何な新文明でも一種混沌たる形式に俗化して了う、これが大阪の新文明である。形式に化せられつゝある一人である。心細いが仕方が無い〉

明治40年7月12日（大毎）

### ●大東自働車の組織変更

〈從来同社株式の多数は外人の所有にかかりその代表者も専心從事せざるにより今回組織を変更する事となり去八日臨時総会を開き取締役に足立平助、田七佐七、古林鹿蔵監査役に今西儀兵衛の諸氏を挙げ互選の上専務を足立取締とせりなほ現在線路の外新町橋西詰より湊町停車場まで

と夷の町より天王寺停車場に至る新線の運転の認可申請中にて車両も更に五台購入して目下使用許可の手続中なるが一昨日試運転の結果多少注意せんにはさまで故障あらざるべしと>

明治40年7月18日（大時）

●大東自働車の手形不渡

〈南区恵美須町の同自動車会社長白石米太郎氏振出の約束手形千五百円は一昨十六日浪速銀行南支店にて預金不足の理由を以て不渡りとなりたるが同社は最初外人の経営に係り白石氏専ら其任に当り営業成績は案外良好にして今回更に組織を改めて当地の足立平助、田中佐七氏等新たに重役となりたるが其不拂手形を出したる原因は財政上の失体と見るべからざる廉あり多分予て噂されつつありし社員中に何かの魂膽のありしに因るべきかと云ふ夫れかあらぬか過日会社員中数名は概に退社せしめられたりと〉

明治40年7月18日（大毎）

●自働車営業制限問題

〈市内営業自働車は街路に悪臭を放出して人に不快の念を感じしめまた時々人命に危険を及ぼすのみならず当市のとき道路狭隘、路面不強硬、橋梁設備の不完全なる街路において現在の状態のまゝ営業せしつるは如何のものにや殊に夜間のごとき行人に不安の念を抱かしむることは甚大にして老人婦女子の如きに至りて特に甚しきものあり且今日市の財政は此自働車によりて破損せらるゝ道路橋梁の修繕に堪へ兼ねるものありとて昨日の市参事会にては此際大に自働車に制限方法を講ぜられたき旨監督官庁に稟申することに決したりと〉

明治40年7月19日（大時）

●自動車営業の制限

〈大阪府の許可を得て昨年来市内を運転し居れる自動車は悪臭飛散して衛生上有害なるは勿論年々多額の市費を支出して修理せる道路橋梁を破損するのみならず狭隘なる道路を絶間なく往復して通行人を妨害し殊に夜間の如きは危険最も甚しきより婦人小児は言ふまでもなく大人にも成るべく自動車の線路を通行せざる様になり其結果線路に当る商家は意外の損害を蒙りて迷惑し居る者少なからざる有様なるが一昨日市参事会にて此自動車営業に対し相当制限法を設けられたき旨府知事へ稟申するに決したりと〉

明治40年7月19日（大時）

●大東自働車の整理難

〈同会社不渡手形の件に就ては既記の如くなるが今其内情を聞くに同社は資本金十五万円にして全額拂込を以て成り開業当時は南区日本橋より堺住吉間を往復したりしが何分車両の高価なると修繕費用多額の為め僅かなる乗客賃金位にては到底償ふべくもあらず其後当市内天王寺梅田間通行の認可を得て頓に乗客を増加し目下の処は一ヶ月八千円余の利益を得るに至り稍や前途の見据えも付きたるが一方経営の困難時代に於て諸方より借入れたる金額は尠なからず即ち五万円弱は北浜銀行より一万円は足立平助氏より五千円は浪速銀行より其他合して七万三千円余に上り其

債権者の一人たる足立氏に内情を打ち漏らしたりしが足立氏も折角の事業を挫折するは好ましからずとて行掛り上整理の任に當り且つ前途発展を為さんとの目的にて更に田中佐七中西儀兵衛氏に説きて共に重役となり其經營に當ることとなり然るに一方北浜銀行よりは五万円の督促厳重にして延期を承諾せざるより茲に端なく整理難を感じるに至り先づ足立氏は目下静岡に出張なる米人シュール氏に協議したるに氏は元来本国の父には内密の事業にして此上出金と責任を負ふことは絶対不可能に屬せば寧ろ将来の見据ゑすら立たざる同事業なれば解散すること機宜を得たるものなるべしとの意外なる回答ありたれば足立氏を始め現重役も一驚を喫し斯くては到底営業継続は困難の事なるべく兎に角債権者に向て今一応の交渉を成し且つ事業発達の為めに放資すべき考へなりしも之を債務償却に充つる事となれば今日に於て辞職するに如かずとなし昨日既に足立氏は辞表を提出したりと云ふ外には大阪市参事会の為めに通行道路に制限を附せられんとしつゝあり旁々同会社の事業も頗る困難なるべしと云ふ〉

明治40年7月20日（大時）

#### ●自働車紛擾事件

〈既記大東自働車株式会社の不渡手形并に社員の消費事件等に就き更に聞く所に據れば元來同社は曾て前川彦十郎、桜井義起氏等の設立したるものにて資本金十五万円四分の一拂込なりしが兎角社運面白からず一時解散の声さへ伝はるに至り神戸の坪野平太郎氏の入社となりたる結果同氏より既記米人シュールス氏に交渉して同社株三千株の内二千五百株を所有せしめ未拂込株金を一時に拂込ましめて債務を償却し既頃の社運を漸く回復したる干係上坪野氏は土井吉次郎氏を自個の代表者として専務取締役に推薦し爾來社務一切は土井氏の執掌する所となり現今の如く車両十七台は間断なく運転し一日平均三百円以上の収入ある事となり然るに同氏は春來の事業熱に感染したるにや静岡の東海自働車の権利買収を企て又広島可部間に自働車を運転すべく計画し之に対する調査若くは社員の出張等漸く多額の経費を要するに至り遂に前記新計画実行の上資本金を百五十万円に増加すべしと為し之を一種の信用担保として爾來浪速北浜両銀行より数次に金七万円余を借受くるに至り然るに株式界の不況に連れ新事業の勃起どころか統々解散する者を生じたる位にて同氏の新計画の実行は竟に画餅に属するに至り兎角する間に両行振出したる約束手形支拂期日は益々切迫し來り遂に去十六日を以て先づ浪速銀行より千五百円の不拂手形を発表するに至りたる次第にて同社の困難一方ならず同氏は勿論他の重役も非常に狼狽し何とかして之を弥縫せんと欲したるも何分日収三百円あるにも拘らず経費は月々千五百円位宛不足し居ると云ふ有様なるを以て手の著様も無折柄市の理事者より報償問題の提起を受け今後収益の幾分を減殺せらるべき運命に遭遇したる事とて其困厄一時に嵩み結局或縁故を以て大阪信託会社長足立平助氏に交渉して同氏を入社せしめて専務取締役と為し一切の改革を同氏に托する事とし同氏入社の条件として土井専務を退社せしめ且旧重役より金三万円新重役より金四万円を調達して一時両銀行の債務を果す約束にて同氏は本月十日愈々同社へ入りて専務取締役となるに至りたり越えて本月十五日に至り両銀行の督促漸く急なるに至り足立氏は約束の如く自分三派の新重役に於て四

万円を提出し以て旧重役より三万円の提供を待ち両行の債務を支弁すべく交渉計画したるも旧重役は何故にや一文も出さず全く足立氏入社の条件を無視せるを以て同氏の憤慨一方ならず断然辞任する事に決し同時に氏と共に入社したる新重役は茲に総辞職を為し誰一人出社する者なきに至りたりたれば残留せる旧重役は一方銀行の急激なる督促を受け一方新重役の憤慨を受け其困難名状すべからず依て一昨夜会合の結果卅一日午後一時より臨時総会を召集して重役の補欠選挙を為し且七万円の債務処弁方法を附議する筈なるが足立氏入社当時に於ける両銀行中北浜銀行のみは或条件に依りて多少延期する事あるべきも浪速銀行は極めて強硬なる態度を執りつゝあれば或は今明日中車両全体の差押へを為すやも測り難しと云ふ而して三百円余の日収ある同社の経費一ヶ月一万円余を要し結局千五百円余宛の不足金生じ居る事実に就ては怪しからぬ事実の多々伏在せるありて之等の為め拂込済の全資本金を鳥有に帰したる事とて来るべき臨時総会には非常の騒擾を見るべしと云ふ

明治40年8月1日（大時）

#### ●大東自働車会社総会延期

〈同社は債務処弁方法其他にて昨日午後一時より臨時株主総会を開く筈なりしが恰かも米国シロス氏より資金の送致ありて昨日之を領収し北浜銀行の二万八千円及浪速銀行の千五百円等急を要する債務を完済したる事とて総会を開くの必要なく結局無期延期せられたりと云ふ〉

明治40年8月1日（大朝）

#### ●大東自働車会社の整理

〈足立、田中、小林、今西諸氏と関係を絶ち又一面に於て浪速銀行が千五百円の手形不渡を公示せしより紛擾を醸したる同社は差づめ七万円弱の負債を整理し徐々改革を図らんとし白石社長は一時借入金調達に奔走したる結果三十日に至り同社の大株主米人シユロス氏出金を諾し三十一日正金銀行を経て夫々支払整理を着けたれば此の際社内を刷新し今後の運転は一両の乗客は十名を限り現今の八両を十四両に一日六十回を百回となす由又市営電鉄敷設の後には平野線、住吉線等の市外延長線を開始せん計画なり某有力者の入社確定の上近々臨時総会を開き増資案其の他協議の筈なりといふ〉

明治40年8月4日（大時）

#### ●自働車紛議と会社側の主張

〈既記大東自働車株式会社紛擾事件に対し会社側の主張する処に依れば元来同社の債務整理を足立平助氏に依托したるは全く同氏より六月十五日付の書面を以て交渉し來り同廿三日附再応の書面往復にて先同社取締役中川武之助氏との間に交渉纏まり中川氏より更に白石社長を説き茲に正式の調約を為し七月八日付左記覚書を交換するに至りたり其全文は

大東自動車株式会社取締役白石米太郎同中川武之助両名より該会社の財務整理を足立平助氏に依頼したる結果明治四十年七月八日大阪市瓦町丸水樓に於て白石米太郎中川武之助及足立平助会見を遂げ左の各項を協定す

一、大東自動車株式会社は足立平助及其指命する取締役二名監査役一名とし其責任株式は白石米太郎より貸渡す事

一、足立平助及其指名に係る取締役二名及監査役一名は大東自動車株式会社の財務を整理する為め必要な資金凡金四万円也を大東自働車株式会社に貸与する事而して其資金に対し別に手数料を要せず利子は一ヶ月に付百分の一以内とする事

右の外会社の必要な資金は現在会社の取引銀行又は他銀行より融通を受くる事に尽力する事  
一、大東自働車株式会社は前項借入金の担保として全財産を提供する事但し本日株主総会の承認を得る事

一、白石米太郎及中川武之助は利子及手数料等を比較して有利なりとする場合は他の銀行より資金借入を為し得べき権利を保留す云々

以上の協定に依りて足立氏代表取締役となり且其指名せる古林鹿造氏も取締役に就任する事となり足立氏は協定条項により四万円の出金に対する担保として同社株式三千株を要求したるに該株数は同社の総株数に該当し固より提供さるべき筈もなく漸次其数を減じ結局千七百株即ち半数以上に調約せんとしたるも白石中川の両氏は初めて疑問を生じ若し半数以上の株式を提供すれば将来会社の運動は全然足立氏に左右せられ所謂殺活自在の権利を附与する者なりとて之を拒斥するに至りたるを以て足立氏等は拂然として去り遂に十七日を以て足立氏一派は辞職の手続きを為したる次第なるが是より先き同社は足立氏に財務整理の報酬として七月十五日支拂の金五千円の約束手形を交付し貸与したる責任株式百廿株等の処分は今日に至るも未だ片附かず勿論約束手形の如きは期限を経過して既に三週日を経て尚拒証書の作成をも為さざる事とて無効のものには相違なきも此等は足立氏の誠意上速かに処分を為さざるべからざるものなるにも関せず前記株式名義書換未了なると微しだに其心事を疑はざるべからず且四万円の担保として全財産を提供せしめ且半数以上の株式提供を要求したる其心事に遡れば足立氏は恐ろしき爪牙を磨きて同社を横奪せんと企画したる者なる事実掩ふべからざるに至る而して同社が日収三百円を有し尚且月の経費千五百円の不足を見ると為すは誤れるものの最も甚しきものにして其日収なる者は債権を有する北浜浪速の両銀行が日々之を持去りて債務の弁償に充当し居る事とて左迄誇大なる経費の不足を告ぐるに至らず唯車両十九台に増加し即ち彼の百万円に増資すべき計画を以て事業を拡張したる故資金に欠乏を告ぐるに至り即ち此原因あるを以て竟に足立氏に財務整理を托するに至りたる次第なるが今日にては現に米人シロス氏よりの送金を受け急場の債務を償却し且従業車両虧使の結果大破損を生じ日々の運輸車数八台に減少したるも既にタイヤの到着したるを以て十九両の内四両を予備車とし日々十五両宛の運転を見るに至りたる事とて社の前途に対しては復多くの悲觀を要せず且彼の報償問題の如きも何等交渉を受けたる事なく今後は極めて平穏に営業しつゝ行くを得べし云々

明治40年8月20日（大朝）

●大東自動車の同盟罷工

〈紛擾を重ね来りたる大東自動車会社は借入金中八千余円の足立平助氏分六千余円の岩井商店分は去月の期限迄に弁済したれども北浜銀行の四万余円及び他の二万円口は支払困難なりし故北浜銀行の方は白石社長及び株主シユロース氏の私有財産を提供して来る十月五日迄延期することとなり一応落着したるが近日に至り会社内部の紛擾亦起り同社機関部職工長及び職工十二名は十八日一同辞職を申出で高橋支配人は此の際刷新を為さんとて断然解雇し十九日関西木工会社を介して職工の雇換を為したるが同日運転部員密かに集合する所あり同盟罷行したり其の主張は第一増俸、第二高村支配人排斥、第三七月分給料の支払手遅れに在りといふ右等の理由にて昨日の運転車両は僅かに三両に充たず同社にてはシユロース氏出金後一段落を附けなば来月上旬株主総会を開き資本半減を断行して借入金の苦痛を逃れ会社の基礎を定むるに至るべしといふ〉

明治40年8月22日（大朝）

#### ●自動車同盟罷業後聞

〈大東自働車会社にては既記会社鉄工部十二名の辞職申出に対し即日解雇をしたりしが運転部三十余名は十九日以来便乗して別に辞表を出さず、去りとて具体的の要求をもなさざれば会社にては其の処置困じ要求の趣旨を明示せば術の施すべきものあらんなども爰に出でざるは或は主領株の森山某梅崎某等が前支配人阿澄仲礼氏の系類なるを以て高橋現支配人に感情的に倦厭して一同を教唆したるにはあらざるか、その理由の一たりとせらるゝ賞与金の事は従来の弊病を排して等級を厳別し最優遇者は月俸の八分と算上し已に夫々発表に至りたれども去月來会社自身の存亡危機に遭遇する事屢なるより支払期を遅延するの已むを得ざるに至りたると其の調査方法が前記森山運転手等に不利なりし等のことはれ亦彼等の罷業理由にあらざるか会社側にては具体的の要求出でなば調査して成可く之に応すべく大体の方針は罷業以来の日給を支給せず一方には同社の練習養成者以外静岡自働車より運転手を招き車両の修繕を急ぎ交通に不便を与へざるべく白石社長は二十一日帰阪整理中なりと〉

明治40年8月27日（大毎）

#### ●自動車問題と府理事者

〈市内営業自動車問題に関して大阪府理事者は語りて曰く自動車が道路殊に橋梁に損害を及ぼすこと大なる故何か処分ありたしとの大阪市の申請に対して府が自動車よりも重量大なる荷車の通行を如何すべきやと反問したるは橋梁の破損たる单に自動車の通行を許したるがためにあらずして橋梁の不完全なるためなり制限四百貫以内の自動車通行にさへ堪えざる橋梁は更に之よりも重量大なる荷車の通行に堪えざる筈なれば宣しく速に斯る橋梁より改築せざるべからずというにあり又自動車通行により橋梁の修繕期間が甚だ短縮せられたるが如くいふものあれど是亦僻目なるべし現に渡辺橋及び肥後橋改築中のため大江橋、淀屋橋および西国橋の通行は以前に比して数倍頻繁となり之がため右諸橋の損害大なるを差置いて自動車にのみ罪を科するは酷なり元来大阪市の方針は余り消極的に過ぎ現今の如き田舎的旧式の市街に対して市区改正をも行はず依然として自動車馬車の通行をさへ嫌惡するが如き態度を取るにおいては何時東洋の大都会たる面目を發

揮するの日あらんや云々〉

明治40年8月31日（大毎）

●硯 滴（筆者注、投書欄）

〈此程記載した自動車に対する府理事者の答弁に対して投書があった曰く自動車の臭気は衛生上有害なり、大車体の急行するは陥呑この上なし動搖敷甚の為め道路を害する度合は重量の大小に比例せず要するに論争は無用につき市区改正を行ふて道路を拡げる迄は自動車を禁すべし道路破損の実例が入用なら幾何でも云って出る〉

明治40年8月31日（大朝）

●自動車問題（府市抵触）

〈左なきだに狭き街路に何等の設備をもなさずして自動車の運転を許し殊に道路経費の負担者たる市の意見を徵せざりしに其の運転の為道路橋梁を傷め甚だしきは人に危害を与へ通行者に不快の感を懷かしむる等市民批難の声高きより市は今回其の諸弊害を列挙し府当局に向ひ取締の励行を希望し且結考として現在橋梁は面坪に付百四十貫以上の荷重に堪へざることを附言したり然るに警察部は此の照会に対し其の弊害の諸点は全然之を不問に附し反て自動車の重量が道路橋梁を害すとせば荷車は更に大なる損害を与ふべし之に関する市の意見は如何又自動車の通行する橋梁の修繕期を明示せよと反問したれば市は之に対して橋梁の破損は速度大にして運動量（重量と速度の乗積）の大なるため敷板浮動し構造に狂ひを生ずるが為にて損害計算表は唯橋梁の構造比較的薄弱にして自動車の如き高速度にて駛走する車体の通過に適せざることを示せるに過ぎず尚面坪の荷重は安全率七・五に取りしにて且全橋面に同時に荷重を加ふる場合を云へば運動量遙に小なる荷車などは到底自動車と比較すべくもあらずと回答したりと府当局者も多分反省する所あるべきが府当局の応答振りは恐らく珍無類と云ふべく要は自治体に対する行政監督権の作用と下級官庁に対する指揮命令権行使との分別を誤れるならんと評するものあり〉

明治40年9月9日（大時）

●其後の大東自動車会社

〈運転手の同盟罷業に加ふるにタイヤの破損甚だしき為め一日僅かに二両の運転を見るのみの惨状に陥りたる同社は運転手罷業の原因を調査したる結果新任高橋支配人を解職し且つ二三運転手を解雇して一段落を告げたる折柄幸ひにも本春米国へ注文中なりしタイヤの到着したる為め直ちに差換へに着手し目下日々六両の運転を見るに至りたり而して同社の現在車両は十七両にして此他静岡より六両の借入れを為し居るを以て今後は日々十二両位ゐを運転し得べく又静岡より借入れたる車両は比較的大なるを以て府庁にて市内の運転を許可せず已むを得ず住吉行即ち郡部方面に使用する筈にて財政の状況も今日の処にては急場の分枝け解決を告げたる事とて復過般の如く悲惨の状態にあらず車両の修繕を了りて運転台数の増加と共に社運挽回の見込も立ちたりと云ふ〉

明治40年9月17日（大朝）

●大東自動車総会

〈十九日臨時株主総会を開き重役改選支配人新任の事を議す由〉

明治40年9月18日（大時）

●浜寺自働車会社の出願

〈府下泉州北郡深井村植野宇之吉、同村隅名繁太郎、大阪市北区善源寺町馬渕愛太郎の三名発起人となり南海鉄道浜寺駅前より紀州街道を南へ同郡高石村及び十六師団司令部衛門前に至る三哩間乗合自動車輸送を開始すべく一昨日府知事に向け出願したるが其賃金は浜寺より高石まで四銭高石より司令部前まで二銭通計六銭にして午前六時より午後十時まで二十分間毎に双方より発車し一日四十七回運転を為すにありと〉

明治40年9月20日（大朝）

●大東自動車重役改選

〈十九日臨時総会の結果宇喜田、植木、荻田の三氏取締役に金成正一郎氏監査役に七里清介氏相談役となり支配人は荻田吉次郎氏兼務となりたり〉

明治40年9月21日（大朝）

●大東自動車紛擾落着

〈手形の不渡より端なく内状を暴露したる上運転手職工一同の同盟罷業を招き紛擾を呈せし同社は昨紙欄外記載の如く十九日の臨時総会にて重役の補欠選挙を行ひ植木喬、宇喜多秀徳、荻田吉二郎の三氏取締役に金森又一郎氏加はることとなり荻田取締役は支配人を兼務して社運の挽回に勉むべしと来月五日期限の北浜銀行の四万円其の他の債務は去月末に返債し僅かに浪速に四千五百円実業に三千九百円を残せども之も二三日中に整理の筈にて本月一日高橋支配人辞任後罷業の職工は大抵復旧し新に雇入れたる分と協力破損修繕を急ぎをれば二十三日頃よりは三分間毎に発車の運びに至るべし同社にては今般一両の乗客を十名に限り近日中より更に小荷物専用の運転をも開始する筈なりと〉

明治40年10月31日（大時）

●大東自働車会社総会

〈昨日午後一時より同社楼上に於て通常総会を開き本年上半期の決算案を附議したるが本稿締切迄には議了するに至らざりし〉

明治40年11月1日（大時）

●大東自働車会社総会続報

〈既記の如く一昨日午後一時より同社内に於て開会し白石社長議長となり本年上半期の決算を附議し了りに会社の将来に対する営業方針に就き協議したる由なるが其内容は同会社の営業は彼の市営電鉄の開通と同時に著しく乗客を減ずべければ之に対し今日より相当の方針を定め或は貨物の運搬を兼営するとか乃至他の都市に向って営業を開始するか等の問題なりしが何等決定する事なく結局重役に於て具体的考案を作成して更に株主へ協議する事とし午後六時頃散会したりと而して同期の損益計算は総損金五万九千二百七十七円八十七銭二厘にして収入金二万五千百七十七

円九十七銭八厘を差引金二万四千九十九円六十九銭八厘即ち総資本の六分の一に該当する純損を生ずるに至りたるは全く事業上の経験に乏しき為め車両を虧使して多額の修繕費を要したると共に著しく運輸車両を減少し其収入を減殺したると又不払手形其他社内動搖の結果資金調達の為め意外なる失費を要したる等に原因すると云ふ而して同期間の乗客は四十七万八千廿三人此賃金三万三千九百七十三円五十七銭走行総哩数は十二万千四十六哩六十四鎖にして運転車数に比すれば成績は敢て不良にあらず今後車数の増加と共に予定の利益を見るに至るべき見込なりと云ふ〉

明治40年11月21日（大時）

### ●大東自働車の前途

〈同社は設立当時より兎角社内の円滑を欠き重役の交迭社員の動乱運転手の同盟罷業等相踵ぎ殊に営業上の経験に乏しきが故に車両虧使の結果損傷の個所頻出し一時は一日僅に二両のみの運転を為し而かも諸経費頗る嵩み北浜浪速の両行より借入れたる金額六万八千円と他を併せて合計十二万円の借入金を有し日々の収入は悉く此等借入の方面に吸収せられつゝあるの状態なりと云ふ今之に対する経験家の語る所に依れば彼の車両に用ゆるタイヤは大阪現在の道路にては六ヶ月を支ふる能はず而して此代金最低八百円なるに就て一両のタイヤは實に一日金五円宛を消磨しつゝありて同社の所有数廿両に対し實に日額百円に相当す而も過般の大損害後目下運転中のもの僅かに八両にして一両一日の収益僅に廿円内外なれば車両其者に対する経費を支持するのみなるを以て一方営業上に於ける俸給雜給其他の諸経費は勢ひ資本金より支出せざるべからず而して同社の現在資本金は僅かに十五万円なるにも拘はらず重役の如きは堂々たる他社と同様の多数にして一人月額四十円宛を支出し社員の如きも冗員尠からず殊に社員は何れも重役より委任されたる権利を主張して喧争をのみ事とし重役も亦外人との関係ありて両派に岐れ居るを以て社員に対する命令は二途より出づる勘定なり而して車両の修繕に要する鍛冶工料の如き一台に付七十円位宛の支払ひを為し其他の職工賃の如きも早出居残り等係り員が一片の届書に依りて支出するも実際に早出居残りを為し居らざる事実ありて前期六ヶ月間に二万千百円の純損金を出したる如き蓋し偶然にあらず而かも大破損を為したる車両は四ヶ月を閑して今尚全部修繕されずして日々七台の運転を見るのみにて残十三台は不具となり庫内に入庫されつゝあるを以て借入金の如き漸次増加するのみにて償却の実を挙ぐる能はず竟に株式会社として其責任の有限なるを以て早晚資金を貸与する者なきに至り財政益々逼迫して債主の督促厳急を告ぐるに至るべし元来自働車営業は彼の市内に於ける交通機関の不備なる時代に於て営業し能ふべきも一方市営電鉄の敷設に依りて其命脈を断たるゝの觀ありて其時期も両一年を出でず左れば斯かる命脈の短縮せられたる上に現在会社の状況斯くの如くなるに於ては同社の前途を推知するに難からざるべきか〉

明治40年12月13日（大時）

### ●大阪奈良間自働車営業認可

〈予て府下平野郷末吉勘四郎、小川数之助、奈良村戸賢徳、当地高橋真澄、養田常三郎、高橋亀太郎、其他十数名の発起出願に関する大阪天王寺を起点とし奈良市に至る間の自働車営業は昨

日大阪奈良、両府県庁より営業許可ありたる由に就ては同発起人は資本金一百万円の合資会社を組織し先づ予て海外へ注文しある新式自動車機械の到着を待て近日に天王寺、平野間を第一著として開業する筈なりと〉

明治41年1月7日（大時）

●大東自働車の車両売却

〈既記の如く同社の窮状に陥れるは全く彼の車両虐使の結果と運転手の経験少なきとに依りて多額の修繕費を要し且一時内部訟争の結果社費多端を要し遂に多くの債務を負ひ其弥縫に日も尚足らざる次第なるが車両の破損は漸次其運転台数を減少するを以て収入も亦減少し客艶の如きは一時弥縫の為め重役個人の信用を以て五千円許りの金融を策したるも成功せず已むを得ず今回足立平助氏に交渉し車両全部を売却し営業を継続する事に決定したる由なるが足立氏は以前の関係上其衝に立つを欲せず他の名儀に依り該契約を締結したる次第なりと云ふ〉

明治41年2月2日（大時）

●大東自働車の営業休止

〈当地の大東自働車会社は既記の如く神戸居留地三十六番館米人シュルス氏の出資に係り内地人は殆ど名義のみの株主なりしが創立の当初営業の方針を誤り損失に損失を重ね資本金十五万円の外シュルス氏より尚八万円許りの投資を為したるも到底前途の見込なきを見て遂にシュルス氏は番頭白石米太郎氏に全権を譲りて手を引く事となりしが爾來白石氏社長に就任し営業を継続し居たるも収支相償はずして今は社員の給料すら支払ふに差支へを來し此上策の施すべき様もなく遂に去月廿九日限り営業を休止するの止むなきに至りしが目下所有自動車廿三台ありて一両の元価七千円に対し辻甚四郎氏より同車十両及び今宮村本社工場建物二百五十坪を担保に一万五千円増田清七郎氏より車両十三台を担保に二万円其他中川武之助氏より無担保にて五千円の負債ありて辻氏の担保期限は一月三十一日限り増田氏の分は本月限りなるも到底期限中に埒明き難く昨今車両売却に奔走中なりと云ふ〉

明治41年2月5日（大時）

●自働車廃業収支予算

〈既記の如く大東自働車会社は去月末日営業を休止の上債権者に対し只管債務期限の延期を懇談し一面車両売却の交渉を為し居れども末だ容易に埒明かざる由なるが債権者中安達平助氏は到底満足なる解決を見る事不可能なれば寧ろ担保品の車両を引取り從来の市内許可線に於て営業すべき決心にて収支予算を立てたる処に依れば一日十三両の自働車を運転し一両一日平均収入二十円十三両分合計二百六十円経費支出一日二百二十三円を差引き三十七円の利益を認め得て資本金四万五千円に対し優に年二割の配当を為し得るの勘定なれば満更捨てたるものにあらず尚大阪より奈良に至る関西自動車会社線と天王寺に於て接続する筈なれば充分見込ある事業なりと云い居れる由〉

明治41年2月10日（大時）

### ●大東自動車の解散準備

〈既記の如く同社は営業不振の為に客月廿八日以来運転を休止しつゝあるが右は全く先きに虐待したる車両廿三台の悉く大修繕を為すの必要あると共に此等多額の費用に対する資金欠乏して復如何とも為す能はざる結果にして今日の処到底営業を復始する能はざるべく且つ市営電鉄の速成により根本的市内の営業区域を奪取せらるべきを以て全然将来の見込なき事となりしに付来る十五日社内に於て臨時株主総会を開き善後の方策に就き協議する筈なるが白石社長は株主に対する責任上過日辞表を提出し昨今は藤田取締役業務を執行しつゝあるも元来同社は資本金十五万円の株式会社にして其過半数は米人シユロース氏の所有に係り白石社長は同氏の代表者として在社したる者なれば今回の辞職に対し其志衷は容易に察知し得べく而して同社は営業休止前即ち旧臘に於て大阪信託会社足立平助氏と車両売却の内約を為し即ち同氏は同社車両の有する債務と共に之を引受くる事とし土井亀太郎氏に謀りて将来の計画を立てつゝある由即ち同氏等は同社の解散と共に該車両全部を引取り之を広島名古屋奈良等に於て営業若しくは売却する事に決定し居る由にて来るべき臨時総会は仮令表面会社の善後策なりと雖も竟に会社解散の決議を為すに至るべく従って同社にては昨今此等の準備に汲々たる有様なりと云ふ〉

明治41年2月16日（大時）

### ●大東自動車会社総会

〈同社は既記の如く去月末上り休業したるが昨日午後三時より今宮村の同本社内に於て株主臨時会を開き営業認可権譲渡及び自動車二十三両及び本社建物売却若くは後継営業者との交渉顛末を協議したるが多分四万五千円にて中川武之助氏之を引受け営業するならんと〉

明治41年2月20日（大時）

### ●大東自動車営業後継者

〈既記の大東自動車会社解散後の営業後継者は此程の株主総会の節債権者の一人中川武之助氏が四万五千円にて引受け他の債権者足立平助氏との組合事業となし元西成鉄道社長桜井義起氏を社長に推し大阪市特許の線路を営業する事に協定し目下中川氏と足立氏との間に合同事業に関し交渉中なりと云ふ〉

明治41年2月25日（大時）

### ●大阪自動車会社創立進捗

〈這般認可せられたる大阪自動車会社は大阪奈良間の線路中第一着に天王寺平野間を開業する筈にて自動車五六両使用の目的にて米国に注文する事に決し目下交渉中の由尚資本金は既定の二十万円と定め近日払込を為す筈〉

明治41年3月1日（大時）

### ●大阪自動車会社創立進捗

〈天王寺より奈良三条口に至る国道に運転すべき大阪自動車株式会社は創立委員として末吉勘四郎、中桐彦太郎、安田木蔵、小川柳之助、高橋真澄の諸氏を挙げ資本金二十万円は発起人二十

数名にて持切る事に決し不日第一回の払込を為し第一著に二十人乗自動車四両を購入して天王寺平野間の開業を為す筈なるが其結果に依り相原村迄延長開業の上漸次奈良県下に属する道路の拡張工事を為し追て電車に変更する見込なりと>

明治41年3月5日（大時）

●大阪自働車会社設立計画

〈去月二十七日解散を為したる大東自働車会社の車両建物等を譲受けし江藤岩彦、中川武之助、桜井義起の諸氏は更に東海自働車株式会社の自働車六台をも買受け運転営業を開始したるが今回資本金十五万円を以て大阪自働車株式会社を新設し右の事業を継承せんとの計画を有する由にて近々其発表を見るべしと云ふ〉

明治41年4月2日（大時）

●自動車税と酌婦税

〈大阪市四十一年度予算歳入雑種税の内自動車税は府税（1ヶ年十円）一円に付附加税二円の予算なりしが三十日市会の審査委員会に於て自動車運転の結果市の道路及び橋梁等を毀損すること甚しく為めに市の損害少なからざるを以て宣しく禁止的重税を課す可しとの議論を生じ結局原案の二円を十円に増額するに決し即ち四十一年度は自動車一両に附1ヶ年百十円（1日約三十銭）の重税を課せらるゝこととなりしが同会社の為めには非常の打撃なるべし、又酌婦（仲居）税は1ヶ年収入百五十円以上は府税二十円、同百五十円未満は府税十五円にして市の附加税は右府税一円に付五十銭の原案予算なりしを同委員会に於て十銭に減額するに決したるが是は四等芸妓税の課率と權衡を保たしむる為め引下げたるものなりと〉

明治41年4月3日（大朝）

●自動車の迫害と善後策

〈過日の市予算委員総会は従来の大阪自動車会社に対する本税十円附加税二十円を更に引上げて附加税百円を課することを決議したるを以て此の計画によれば四十一年度以来同社が支払はざるべからざる税額は以前の三倍となる訳にして同社に取りては實に存亡に関する一大事といふべきが会社は之に対し語りて曰く、租税増徴に関する市表面の理由は橋梁、道路を破壊するを以て是れが修繕費の転稼なりといふも実は近く開通する電車の競走機関を一掃する目的に外ならず然れども自動車は電車と能く競走し得るものにあらず電車開通の既には夫々線路を変更し寧ろ電車の及ばざる所を補ひ相俟つて一の完全なる交通機関たらん積りなれば何れ其の中に此の意見を披瀝して市当局と交渉もすべく其の他種々善後策を講ずべし云々〉

明治41年4月28日（大朝）

●自動車人家へ闖入す

〈二十六日午後一時大阪自動車株式会社第二十号の自動車が二三名の乗客を乗せ西横堀を北へ向け進行中西区江戸堀上通一丁目按摩業木下文吉方の表迄来ると五六両の人力車が南に向ひ馳せ來りしより之を除けて進行を停めんとしたるも停まらず自動車は前記木下方の表簀戸を破り柱二

本迄打折りて中庭に突入し水壺を破壊して停りたり中庭には文吉の女房ときが水壺のそばにて何か洗ひものを為し居りしが吃驚して中の間に飛上りたり報に依り西署より警官出張取調べしに木下方の表構は滅茶々々の有様なるも乗客は皆無事なりき運転手松原慶三郎車掌古岩岩吉の両人は目下西署にて取調べ中なりと>

明治41年5月19日（大朝）

#### ●自動車の市外発展計画

〈市営電鉄が愈運転する暁には設備不完全、速力遅緩なる割に賃金高き自動車が非常なる打撃を被るべきは免れ難き所なるを以て自動車会社は之が自衛策として市内に於ては成るべく電車との競争を來さる線路を運転すると共に大阪附近の都市に線路を拡張し彼れに披る打撃を此に於て補償せんと目下地点の調査中なりといふ〉

明治41年5月30日（大時）

#### ●大東自働車改革説

〈同社は二十三万円の負債に堪え切れずして遂に去る二月解散の運命に陥り其後当地の江藤岩彦、中川武之助は右自働車会社一切を五万五千円にて買収し資本金十五万円の株式組織とし目下営業しつゝあるも同社重役間にて桜井社長と江藤取締役の折合兎角面白からざる由にて新たに社長を他方面より推挙せんとの議起り一昨夜中之島銀水楼に於て凝議を為したるが多分足立平助氏社長となるべき内約ありと云ふ而して同社内部整理は行届き資本金の割合よりして収益多く可なりの配当を為し得べき境遇に漕ぎ付けたるも一方運転しつゝある天王寺梅田間は市内電鉄の開通と共に廃止せざるべからず為めに行路を上町に取りて迂回するの計画あり且つ過日創業したる関西自働車会社と合併して平野八尾間を運転するの意向もないと云ふ〉

明治41年6月5日（大時）

#### ●自動車課税の認可

〈四十一年度大阪市税の内自動車税は府税一円に付附加税二円の予算なりし処自動車運転の為め市の道路橋梁を破壊すること甚しきより当春市会に於て十円に増額するに決し爾来府知事へ認可申請中なりしが府参事会は右増額の市會議決を是認したれば遠からず認可せらるべし〉

明治41年6月20日（大時）

#### ●恵美須町の大火、火元は自働車会社の車庫、全焼三十六戸、半焼四戸

〈昨晩一時三十分、南区今宮恵美須町二丁目七百六十七番邸大阪自働車株式会社構内なる西南隅の車庫より出火し折柄吹荒む西南の烈風に煽られて事務室をはじめ応接所、当直室其他建造物の大部を焼き尽し尚ほ風下の家屋三十六戸を全焼し四戸を半焼（内二十六戸は南区八幡町仙石広吉持家、十戸は九郎右衛門町亀縫持家）にして三時三十分鎮火したり此夜自動車会社にては事務員清水数馬（二十四）吉川善之助（二十八）門衛高瀬岩太郎（二十）外給仕一人が当直し倉庫の二階なる当直室に在りて眠りゐたるに午前一時三十分頃何かは知らず頻に異様の物音するより第一番に目覚めたる清水数馬は不審に思ひて其の辺を見たるに階下の車庫は此時既に一面の猛火と

なり立ち騰る火勢は烈々として半天を焦さん許りなるにぞ数馬は仰天して同僚を呼び起し同時に身を以て逃れたる位なれば出火の原因などは無論不明なるも一説には放火の疑ひある如く吹聴するものあり其は兎も角も現今社運益す非運に傾ける同会社に対しては非常の打撃なりといふべく其の損害の如きも倉庫内に保管せる自働車のみにても八台（但し機械は取外しあり）此見積価額八千円に達し之に古機械五個の見積代価千五百円と什器諸道具類を加ふれば其総額莫大ならんといふ火事場にて最も人の注目を惹きしは其の東隣天王寺に駐屯せる第十六師団の活動にしてソレ火事と聞くや工兵第十六大隊は惣出となりて現場に急行し折柄来合せたる同砲兵第二十二聯隊の内二個中隊と共に協力して専ら消防に尽力し右往左往に逃げ迷ふ老幼婦女子を保護し家什道具類の運搬をも補助するなど其の働きの花々しさには各署より出張せる警官も舌を捲て驚きたる程なりしと〉

明治41年6月20日（大毎）

● **自働車十三両焼失と保険問題、昨日の南区の出火——保険を附したる車両のみの焼失  
——保険金七万円**

〈昨日午前一時半頃南区恵美須町二丁目（日本橋筋名吳橋南詰西入）大阪自働車株式会社附属修繕車庫より発火したるが同所は目下水不足の打柄西南の風強かりしため構内の車庫一棟を残して全部を焼き払ひ尚ほ盛んに東北に延焼して南区八幡町仙石庄三郎所有家屋二十六戸南区日本橋筋五丁目米田捨松所有家屋四戸其他の六戸を全焼し半火四戸にて同三時半に至り全く鎮火したり聞く処によれば同会社の事務室には前夜より引続き事務員清水数馬（二十四）外二名宿直し居りしが清水が修繕庫の怪しき物音に目を覚せし頃は既に庫内一面の火となり居たる由にて原因は全く不明なるが此全焼せる倉庫内には出火当時十三台の車両入れあり其内の十一台に対し会社は東京、明治、大阪、大和の四火災保険会社と七万円の保険を契約し居りたれば鎮火するや直に其旨を右の四会社に通知し可成速に該保険金の支払ありたしと要求したるより各保険会社にても直に社員出張の上それぞれ詳細に調査する処ありしが意外にも同社には昨今二十八台の車両を有し居りて内保険の契約をなせるは今回焼失せる十一台に過ず、残る十七台には全く保険の契約なく然も其無保険車の多くは何れも機関其他に故障あり目下修繕中の筈なるにも拘らず鎮火後会社は朝来相変らず車両を運転して営業し居る事を発見せしにぞ、失火の原因を怪しと認めて忽ち一場の悶着を生ずるに至りたるが保険会社側にては元来四保険会社にて契約せる十一両の車両は自働車会社にても最新の購入品に係り何れも車両に故障なき物のみなるを今其当然健全なるべき筈の車両、然も十一両の全部を凡て修繕倉庫内に入れ置くとは不思議の次第なり仮にこれを不思議ならずとするも既に健全なるべき車両の全部を焼失したりとすれば営業は杜絶すべき筈なるを左はなくて依然車両は運転し居れりさればこは全く自働車会社が事実保険に付しある分は他に収め置き故障つきの契約以外の自働車を焼失し置きながら凡てこれを契約済の車両と称して故意に保険金の全額を要求せるものなるやも知るべからず故に此等事情の明白となるまでは断じて保険金を支払はずと主張しました自働車会社にては現に保険契約に附しある番号の車両全部が焼失せる以上其

保険金を要求するは至当の道理なりとて更に譲歩する模様なく昨日のところにては容易ならざる問題となるべき有様なりし何分にもこれ迄種々の紛擾を重ねいろいろの風評ある自働車会社の事とて火災保険側にては極力其調査に當る事とし一面警察署に申請し出火の原因に就て取調べ方を依頼したり

尚ほ同所の東手には第十六師団特科兵天王寺駐屯所ある事とて警官消防夫と力を協せ一方には同所の類焼を防ぎ他方には消防と人民保護とのため工兵第十六大隊全部と砲兵二十二聯隊四ヶ中隊を吐嗟に繰り出したれば類焼は勿論人畜の死傷等なかりしなほ土地の名物として誇りとする俳人来山翁の旧蹟たる十万堂の類焼を免れたるは喜ばし〉

明治41年6月20日（大朝）

#### ●自動車の火災と保険

〈昨晩自動車会社に出火あり事務所、車庫、並に車体数台を焼却せり、損害の程度は尚調査中なるが同社には東京火災に四万円、明治火災に二万円、共同火災に二千四百円、大阪、大和両火災に各五千円宛の保険契約を附しあれば同社の実損害は僅少なるべく又車台は目下梅田に分蔵し置きし為一部分は全く損害を免れ常の通り運転し居れり〉

明治41年6月24日（大時）

#### ●自動車焼失と保険金問題

〈既記の如く大東自動車会社車庫の焼失に付発火の原因は今尚判明せず関係保険会社側に在りては頗る疑念を懷く者ありて一昨日午後東京、明治其他各保険会社当事者は明治火災保険会社大阪支店に会合し種々凝議する処ありしも発火原因に関する凝議に就ては尚能く取調べをなすとするも種々の空想の為め謂れもなく保険金の支払を遅延する訳にも行かざれば兎に角焼残物品の価額を定め何分の処置に出づる事に相談纏まりし由なるが焼失車両十二台及び車庫等に対し約七万円の保険ありて内四万円は東京火災二万円は明治火災元受けとなり居れるも其他一万円計りは各社の契約に属すべしと〉

明治41年7月1日（大時）

#### ●自働車の衝突

〈昨日午前六時四十分西区鞠上通一丁目横堀筋にて自働車第十七号は西区西長堀北通三丁目の人力車夫沖井滝蔵（五十一）の空車を曳き來たるに合ひて衝突し同人の背部に重傷を負はせたるより車掌上田金五郎（二十一）運転手広幡要次郎（二十二）の両名は西署に召喚されて取調を受けたり〉

明治41年7月8日（大毎）

#### ●自動車二人を殺傷す、被害者は客待車夫、三十円を以て人命を買はんとす

〈昨日午前七時南区安堂寺橋通一丁目外村與吉（三十）が運転手として乗組みたる大阪自動車会社の十五号自動車が南区長堀橋通堀筋と八幡町との十字街を北より南に通過せんとする時突然一人の男自転車にて出会い頭に横切りしより運転手外村は俄にハンドルを転ぜし結果車体は西側に

薦進し遂に同所の金物商橋佐七方店角の鉄柵に乗り懸けたる一刹那鉄柵の前の床几に悠然と腰掛居たる駐車場の客待人力車夫三名の中一人は僅に危難を免れたるも残り二人はあはやといふ間もなく中央に居たる同区日本橋筋東一丁目中野喜一郎方同居人水谷音吉（五十三）は自動車と鉄柵とに狭まれて左の肋骨を三枚折り両股を碎かれ餘勢は鉄柵の棒を折り他の一人なる下寺町三丁目米田富次郎（三十二）の双脚其他に七八ヶ所の重軽傷を負へたる騒ぎに警官医師等出発し負傷者に応急の手当を為したるが水谷は間もなく其場に絶命し米田のみ附近の平津医師の許に収容治療中に運転手外村は南署に引致し目下取調中地方裁判所より林検事大谷医師臨検したり記者は現場を視たる後被害者水谷の家（中野方二階借），を見舞ひたるに彼の家族は女房やい（五十四）と娘おと（十四）の二人にてやいは毎日燐寸箱を貼り居るが一日千個を貼りて僅々六銭を得娘おとは附近の足袋屋に通ひて一日十銭余の賃金を得る貧しき生計なりされば今回の危難に遭ひ母子の悲嘆見るに忍ず涙ながらに語り居たる所へ朝来一度も見舞はざりし自動車会社より原井好太郎といふ社員が訪ね來り昂然として座敷に上り廳て懷中より十円紙幣三枚を取出し紙にも包まず，元来香菓は一円乃至二円に極り居るものなれどこれは又別なれば金三十円差上ぐるゆゑ此度のことを済し貰ひたしと言ふに立会に出でし仲間の車夫は呆れて僅々三十円の金を貰ひたりとて葬式の費用にも足らずとて辞退せしかば原井某は是非なく立帰りたり記者はこの有様に会社の無法と礼儀なきとに呆るゝばかり同家を辞したるが之に対して会社は如何に始末すべきか充分の責任を尽すべき筈なり

明治41年7月14日（大時）

#### ●自動車会社保険問題

〈大阪自動車会社火災保険金支払問題は既記の如く出火の原因未詳の為め各保険会社が躊躇したるも其原因は尚五里霧中にあり其原因は結局不明に終るの外なるべしと右に付車庫に対する東京火災の保険金四千円事務所等に対する共同火災の九百円は支払ふ事に決したるも同建物中共同火災の契約千五百円は保険状裏面に不備の点あり自動車会社より請求する権能消滅し居れば這是多分払渡す義務なき事に決定するならんと尚焼失自動車十四両保険金七万円も関係会社に於て支払ふ事に決定し居るも焼残品価額及各契約会社の分担割合に付目下協議中なりといふ〉

明治41年7月24日（大時）

#### ●自動車保険金支払

〈過般焼失せし大阪自動車会社の自動車十一両の保険金七万円の支払に關し火災の原因其他に疑点あるを以て同社と保険会社間に紛議を生じ居たるが既記の如く保険会社側協議の結果焼失自動車十一両の価額八万円に対する保険金七万円中車両破損及消耗減価を査定し元価を五万七千円と決定し当初保険契約金七万円に比例を取り保険金五万七百円内焼残物代金七百円を差引正味五万円を支払ふ事に決定したるが保険会社の分担額は元受会社東京火災は二万八千円内再保険一万五千円明治火災一万四千円内再保険七千円大阪火災三千六百円の内再保険千五百円にて昨今夫々払渡を結了したりと〉

明治41年8月1日（大朝）

▲大阪市電車線路地図、広告

（写真－9）参照

（写真－9） 大阪市電車線路地図、明治41年8月1日付 大朝より  
（筆者注） 当時の大阪の線路に注意。



明治41年8月11日（大時）

●大阪自動車会社解散

〈開業後兎角の評判ありし大阪自動車株式会社は市電の開通と共に解散するの窮境に陥り此程重役会を開き本月一日限り営業を廃し来る十八日大仁村本社に於て株主総会を開き任意解散を附議するに決したる由元来同会社は大東自動車と称し資本金十五万円を以て内外人の経営に係るも開業後会社内紊乱して不成績打続き遂に本年一月解散するに決したるが爾來江藤岩彦、中川武之助氏等同社の財産を挙て四万五千円にて買収し桜井義起氏を社長に挙げ大阪自動車会社と改め二月より再開業するに至りしも六月十九日に至り車庫より火災を起し自働車十四両は車庫事務所等烏有に帰したるも幸ひ車両に対し七万円建造物に九千余円の保険を附しあり發火の原因に就き保険会社との間に紛議を重ねたるも原因未詳の故を以て兎も角も車両の保険金七万円を五万円と建造物の九千余円を四千九百円と妥協成立して保険金の受渡を結了したり然るに今回会社の解散を為すに就て端なく重役間に大衝突を來したる内容を聴くに右の保険金を受取るには常務取締役たる江藤岩彦氏専ら交渉の衝に當り火災の原因に關し彼是物議のある際なれば満足なる仕払を受るには大に運動費を要せば受取べき保険金の内某々火災保険会社大阪支店長二名、五千円宛其他運

動実費六千円を仕払たれば株主総会に提案して之が承認を求むる事及び尚ほ一層甚しきは大東自動車会社の買収は実際四万五千円に過ぎりしも拘らず火災の際諸帳簿の焼失せしが如く装ひ資本金を以前の十五万円に復活して株主会の承認を求めるとするにあり重役中の某は這は以ての外の事なり若し左る事を実行せんには法律の罪人なりと反対して昨今尚ほ紛議を重ねつゝありと同社の株主は現重役三名の外五六名に過ぎれども此五六名も江藤氏一派に属せば如何なる提案と雖も総会は故障なく決議するならんも反対重役の一人は場合に依り訴訟するの覚悟ありと云へば多少の紛議を免れざるべしと云ふ〉

明治41年8月13日（大時）

#### ●大阪自働車の紛糾

〈大阪自働車会社解散に関して紛議を生じたる事は既記の如くなるが尚ほ同社は某重役の魂胆に依り未だ株券を発行せざるのみならず自派株主外の株主に対し払込領收証と株券引換を為さず只管自派以外の株主の権利を制肘せんとの手段を執り居るより株主中には激昂する者少なからざる由〉

明治41年8月15日（大時）

#### ●大阪自働車の紛糾

〈既記の如く大阪自働車会社火災保険金五万円の内一万六千円を運動費に支出したりとの常務取締役江藤岩彦氏の弁明は取締役中川武之助氏之を承認せざるのみならず資本金十五万円に復活する為め諸帳簿を変造しあるやの疑ひもあれば兎に角弁護士安藤桂氏に依頼し至急大阪地方裁判所へ告訴する事に決したる由なれば裁判の進行上如何なる醜体を暴露するやも知れざる由なるが前記一万六千円の運動費用は株主総会にて否認せらるゝ時は江藤氏責任を負ひ支弁すべく旨を某に漏したるやの噂あり〉

明治41年8月18日（大時）

#### ●大阪自働車会社総会

〈既記大阪自働車会社火災保険金五万円の内運動費として一万六千円仮出金の承認を求むる為の十五日大仁村本社内に於て臨時株主総会を開きたるが總株主八名の内専務取締役江藤岩彦氏の一派は原案に盲従したるも取締役中川武之助氏派より質問を試みたるが議長の説明には保険会社に対する贈賄の事は決してなく只旧来諸種の損失金を掃除する為めに運動費の名目を附したるに過ずと弁じ更に株主中より株主通知書の運動費とあるを功労金として之を社長に贈与するに変更すべしとの提議ありて江藤派は大多数を以て之を可決し直に散会したる由なるも中川派に於ては無論同意を表せざるのみならず運動費支出の不当なる事及び帳簿変更の二件に対し弁護士安藤桂氏をして検事局に告訴するの手続に及びたれば火の手は益々熾んとなるべき形勢あり又一方保険会社側の意向を聞くに江藤氏が保険金受取の為め運動費として一万六千円を支出せしが如く吹聴するは跡方もなき虚構説なり、故に株主総会に於て其支途をも明かにせず有耶無耶の内に葬り去られたるは最も遺憾とする処なり此の際十分に調査の上其支途を明確ならしめん事希望する次第

なるが元来此保険金の支払に関しては当初より種々の疑点あるのみか同社創業の当時支配人たりし阿部仲礼同会計課長植田常倫の二氏当方より依頼せざるに種々会社内の内幕を申込み來り両人して保険金授受の仲裁に立入らん事を談ぜられしが故保険会社側に於ては多少参考となりしも斯る重大なる事件を彼等に一任すべき道理なく関係保険会社当事者が種々協議の上七万円を五万円に切下げ仕拂ふ事に決したる次第なれば我々一点の欠点なし云々と尙ほ自働車会社は本日株主総会を開き任意解散を為す筈〉

明治41年8月18日（大毎）

#### ●自働車会社重役の社金騙取 運動費一万六千円の行方

〈過般大阪自働車会社が車体數両焼失したる事件に付該車両は何れも共同、大阪、明治、東京等の各火災保険会社に保険を附しあるよりその保険金の支拂を受くるべく交渉を開始したるは既報の如くなるが當時此車両焼失の事情に就ては種々の風説伝はりしより保険金を受くるに事面倒となれるを見て取り同社の専務取締役江藤岩彦氏は重役会の決定を求め此保険金を受くるには若干の運動費を要すべければその運動費支出を承認するならば自ら交渉の任に當るべしと宣言し重役一同の承諾を得交渉を開始したる結果首尾よく各保険会社より合計五万余円の支払を受けたるがその決算をなすに當て運動費として一万六千円を支出しあり最初重役会を開いて決議したる額より非常に多額に上り居るより重役中に異議を生じその結果去る十五日臨時株主総会を開き改めて右運動費の承認を求める処株主中よりその支出の名目を明瞭ならしめて可決すべしとの議出で即ち桜井社長の慰労金といふ名の許に一万六千円支出の件を決定したるが元来同社の株主は僅に八九名の少數にて然かもその多數は江藤氏の手足とも見るべきものなれば此総会が江藤派の勝利に帰するは当然にして然かも同社は市営電鉄の開業と共に営業を禁ぜられたるもの故その解散をなすため今十八日総会を開くこととなり居りかたがた小数党を代表する重役の一人中川武之助氏は此運動費支出の内容に就て多くの疑を抱き解散の総会開かれざる以前において之を明瞭ならしむる必要あるより昨日安藤弁護士を代人として江藤氏を相手取り当地方裁判所へ社金騙取の告訴を提起したるが取調の模様に依りて或は江藤氏の拘引を見るやも計られずと〉

明治41年8月19日（大毎）

#### ●大阪自働車の解散

〈昨日第九面に記せし如く江藤専務に対し中川取締役より社金騙取の告訴を提起したるが一昨夜より昨日午前にかけて右両者間を仲裁するものありて昨日午後に至り或條件の下に双方の意思融解せしにや中川取締役は告訴を取下る事として直に総会を開き現取締役を清算人として解散の決議をなせり尚桜井社長の言によれば同氏の慰労として受けし一万六千円の大部分は種々の名目の下に支出済のものの由にて会社の内容は余程乱雑の状態にありといふ〉

明治41年8月20日（大時）

#### ●大阪自働車解散と紛擾

〈既記の如く大阪自動車会社は一昨日株主臨時総会を開き直に任意解散に決し清算人に社長桜

井義起江藤岩彦梶川四三八の三氏を挙ぐべく議定なりしも反対者の緩和策として梶川氏を除き取締役中川武之助氏を推選して散会したるも中川氏は既に弁護士安藤桂氏に依頼して桜井江藤の二氏を相手取り、依托金騙取、帳簿偽造の告訴を去る十七日大阪裁判所に提起したことを聞きたる江藤氏等頗る狼狽を極め株主総会後前日決議の火災に付功労金として桜井社長に贈与云々の決議は取消すべきに付告訴取下げの手続を為さん事を中川氏迄申込たるも中川氏に於ては保険金受取運動費として既出せし毫万六千円の支途に關し正実に説明せんには強ち事を好むにあらざれば平和に落著を見るは元より望む処なるも苟も該金額の支途を曖昧に附し去るが如き事あらんには飽迄法律に訴へ正邪を明確ならしめんと主張し居れば茲江藤派の態度次第に因り無事なる落著を見ずとも限らずと云ふ〉

明治41年8月23日（大時）

#### ●大阪自働車紛議落著

〈既記の如く大阪自働車会社の火災保険金領収問題より生じたる重役間の紛議は彼の株主総会に提案せし保険金受取運動機密費一万六千円の支出は遂に之を明瞭ならしむ能ずして名称を社長桜井義起氏の功労金となるに決議したるが反対者取締役中川武之助氏より之の決議を不当となし依托金騙取帳簿偽造の廉を持て桜井社長江藤専務取締役を相手取り検事局に告訴したるも其後中川派の株主佐藤太郎氏双方の間に調停奔走する処あり遂に一昨日に至り中川派は株主総会に於て反対せし意見を取消し社長贈与金に賛成し弁護士報酬金及足立平助氏所有三百株払込領収書に対し六百円を会社より支出する事今後同社の精算事務其他を總て誠実に取扱ふ事の条件にて妥協成立し即日告訴の取下手続に及べる由其妥協成立の真相は一切秘密に附し居れば之を知るに由なきも兎に角此紛議は奇怪に始まりて奇怪に葬り去られ独り濡衣を蒙りたる関係火災保険会社迷惑を感じ居れば飽迄事実の真相を明瞭ならしめん事を希望し居れば今後双方の係争問題起るかも知れずと云ふ〉

明治41年9月3日（徳島）

#### ●自働車営業と県令発布

〈自働車営業許可及び県令制定参考調査のため広島、岡山両県下に出張中なりし坂東警部は昨朝帰県したるが既報の如く両県下には一の営業者なかりしを以て帰途大坂に立寄りたるが同地も既に解散したる跡なりしを以て何等得る所なかりしと而して右に対する県の方針を聞くに目下同車の営業をなし居れるは東京、名古屋位にして本県の参考となるべき地方に同車の運転し居らざるを以て今後再び出張調査をなさず既に制定したる県令の草案に改訂を加ふる必要を見ず依りて普通文官試験終了後直に発布の運びに至るべきも石田真二氏出願の同車営業許可は調査上多少時日を要するならんと〉

#### (2) 大阪府・市統計書

- ① 明治37年度、大阪府統計書、明治39年3月5日大阪府発行。

(写真-10) 参照。いまだ“自動車”は表示されず。

- ② 明治38年度、大阪府統計書、明治40年3月31日大阪府発行。

(写真-11) 参照。初めて“自動車”が表示される。4台とは、5台輸入して、11月18日列車との衝突事故で1台大破、実数4台のことか。

同統計書中に、当時の大阪府地図があった。(写真-13) 参照。

また、会社目録も添付されており、「大阪自動車株式会社」の詳細も確認できる。

(写真-12) 参照。

- ③ 明治39年度、大阪府統計書、明治40年11月11日大阪府発行。

(写真-14) 参照。19台の自動車が確認される。これは前年度の4台プラス、新らしく輸入した15台を意味するか。

- ④ 明治40年度、大阪府統計書、明治42年1月29日大阪府発行。

(写真-15) 参照、15台に減車している。最初からあった4台が破損して使いものにならなくなってしまったのでは。

- ⑤ 明治41年度、大阪府統計書、明治42年7月30日大阪府発行。

(写真-16) 参照。ゼロ台となり、営業を中止したことを意味する。

- ⑥ 明治38年度、大阪市統計書、明治40年11月17日大阪市役所商工課発行。

(写真-17) 参照。府と同様に4台が確認できる。

- ⑦ 明治39年度、大阪市統計書、明治41年5月10日大阪市役所発行。

(写真-10) 大阪府統計書、明治37年度。「諸車表」

(筆者注) “自動車”はまだ出現せず。

諸車表												車			
馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬
												馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	馬	馬	馬	馬
計	北	東	西	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬	馬	馬
大阪	東	西	北	南	東	西	北	南	東	西	北	馬	馬		

大須賀和美：日本自動車史の資料的研究 第9報

(写真-11) 大阪府統計書、明治38年度。「諸車表」

(筆者注) 初めて“自動車”が現われた。

(写真-12) 大阪府統計書、明治38年度版、「会社目録」

(筆者注) “大阪自動車株式会社”に注目。

史記之三  
漢書卷一百一十一

年 份	西 南 中 國	東 南 中 國	華 北 中 國	華 南 中 國			華 東 中 國			華 北 東 部			華 東 東 部		
				人 口	面 積	人 均 面 積									
西 南 中 國	西 南 中 國	西 南 中 國	西 南 中 國	3,553	237	15,659	9,028	14	—	—	—	—	7,924	15,388	—
東 南 中 國	東 南 中 國	東 南 中 國	東 南 中 國	5	5473	455	4,271	12,023	5	4	329	20,281	—	—	—
華 北 中 國	華 北 中 國	華 北 中 國	華 北 中 國	—	2,539	154	1,431	9,143	14	—	1,970	13,653	—	—	—
華 北 東 部	華 北 東 部	華 北 東 部	華 北 東 部	—	3977	29	1,329	8,065	—	—	427	13,359	—	—	—
華 東 中 國	華 東 中 國	華 東 中 國	華 東 中 國	3	15,363	425	6,329	35,664	11	4	2,735	6,634	—	—	—
華 東 東 部	華 東 東 部	華 東 東 部	華 東 東 部	3	15,152	4,112	5,339	39,448	438	—	2,307	6,925	—	—	—
華 南 中 國	華 南 中 國	華 南 中 國	華 南 中 國	3	15,295	3,609	5,343	35,637	137	—	1,555	6,287	—	—	—
華 東 中 國	華 東 中 國	華 東 中 國	華 東 中 國	4	15,371	1,927	5,681	37,373	13	—	466	6,359	—	—	—
華 東 東 部	華 東 東 部	華 東 東 部	華 東 東 部	4	15,155	1,802	5,358	36,443	107	—	—	68,71	—	—	—
華 北 東 部	華 北 東 部	華 北 東 部	華 北 東 部	1	16,753	1,653	4,954	31,27	113	—	542	35,531	—	—	—
華 東 東 部	華 東 東 部	華 東 東 部	華 東 東 部	3	16,753	1,653	4,954	31,27	113	—	542	35,531	—	—	—

木屋三郎、乳母車。三十一年三月、自転車ノ各々消費ヲ終テ

卷之三

中日本自動車短期大学論叢 第14号 1984

写真-16) 大阪府統計書、明治41年度版、「諸車表」  
(筆者注) ついに、“自動車”はゼロ。

(写真-17) 大阪市統計書、明治38年度版、「諸車表」

(写真-18) 大阪市統計書、明治39年度版、「諸車表」

第4回 橋梁ノ箇数及面積 (年次別在)											
橋門	橋 長	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚
橋出入場用	2	8.3	594.6	574.8	20.0	165.3	18.3	48.3	406.0	455.15	—
陸上用	1	2	97.7	98.0	195.4	186.6	26.5	59.2	70.35	121.17	—
橋出入場用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
空島入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
空島入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本津入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
曾根船入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
堺	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井	11	223	234	171.4	3.93.4	5.974.5	14.5	12.7	13.5	69.15	1.421.15
計	35	444	479	3.67.2	3.21.4	3.97.7	29.76.9	23.9	15.5	18.2	2.16.54
計	43	437	438	4.6	4.8	5.175.3	3.02.66.2	41.3	16.7	16.2	1.38.588.535.74

第4回 橋梁ノ箇数及面積 (年次別在)											
橋門	橋 長	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚
橋出入場用	2	8.3	594.6	574.8	20.0	165.3	18.3	48.3	406.0	455.15	—
陸上用	1	2	97.7	98.0	195.4	186.6	26.5	59.2	70.35	121.17	—
橋出入場用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
空島入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本津入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
曾根船入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
堺	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井	11	223	234	171.4	3.93.4	5.974.5	14.5	12.7	13.5	69.15	1.421.15
計	35	444	479	3.67.2	3.21.4	3.97.7	29.76.9	23.9	15.5	18.2	2.16.54
計	43	437	438	4.6	4.8	5.175.3	3.02.66.2	41.3	16.7	16.2	1.38.588.535.74

(写真-19) 大阪市統計書、明治40年度版、「諸車表」

第4回 橋梁ノ箇数及面積 (年次別在)											
橋門	橋 長	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚
橋出入場用	2	8.3	594.6	574.8	20.0	165.3	18.3	48.3	406.0	455.15	—
陸上用	1	2	97.7	98.0	195.4	186.6	26.5	59.2	70.35	121.17	—
橋出入場用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
空島入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本津入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
曾根船入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
堺	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井	11	223	234	171.4	3.93.4	5.974.5	14.5	12.7	13.5	69.15	1.421.15
計	35	444	479	3.67.2	3.21.4	3.97.7	29.76.9	23.9	15.5	18.2	2.16.54
計	43	437	438	4.6	4.8	5.175.3	3.02.66.2	41.3	16.7	16.2	1.38.588.535.74

第4回 橋梁ノ箇数及面積 (年次別在)											
橋門	橋 長	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚	橋 頭	橋 脚
橋出入場用	2	8.3	594.6	574.8	20.0	165.3	18.3	48.3	406.0	455.15	—
陸上用	1	2	97.7	98.0	195.4	186.6	26.5	59.2	70.35	121.17	—
橋出入場用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
空島入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本津入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
曾根船入島用	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
堺	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井	11	223	234	171.4	3.93.4	5.974.5	14.5	12.7	13.5	69.15	1.421.15
計	35	444	479	3.67.2	3.21.4	3.97.7	29.76.9	23.9	15.5	18.2	2.16.54
計	43	437	438	4.6	4.8	5.175.3	3.02.66.2	41.3	16.7	16.2	1.38.588.535.74

◎本局ニハ、第4回統計三十一年ニハ、同様に「橋梁ノ箇数及面積」を記載する。

◎本局ニハ、第4回統計三十一年ニハ、同様に「橋梁ノ箇数及面積」を記載する。

(写真-20) 大阪市統計書、明治40年度版、「会社目録」  
(筆者注) “大東自働車株式会社”に注目。

株式會社營業細別		營業目的	資本額	資本餘額	資本金額已用	積立金	期
交 通 及 旅 遊	營運目的	總車輛	臺	臺	臺	臺	期
日本鐵道株式會社	鐵道運輸	32,9	1	500,000	200,000	33,920	33,920
阪神鴨川松原株式會社	鐵道	34,2	1	200,000	—	40	40
大阪近畿鐵道株式會社	鐵道	39,7	—	200,000	200,000	14,000	14,000
共國大阪鐵道株式會社	鐵道	27,4	2	200,000	200,000	—	11,908
大東自動車株式會社	鐵道	35,7	—	150,000	150,000	—	—
阪 大 鐵 道 株 式 會 社	鐵道運送	45,2	—	100,000	65,000	—	—
市港運送株式會社	鐵道	34,1	—	50,000	17,500	3,449	3,449
木造川船務株式會社	船務航船	35,5	—	40,000	15,000	16,753	16,753
大 敦 日 滉 株 式 會 社	運輸、開墾、製造料、供應	37,8	—	50,000	43,748	7,353	7,353
計		34	—	267,585.5	134,477.5	19,965.13	19,965.13
製造業(包括工程及加工業)							
精工會社	機械製造及加工	45,9	—	100,000	77,450	7,370	7,370
精大會社(大正國文社)	印刷	16,17	—	30,000	3,000	10,800	10,800
精業會社(大正國文社)	精工會社(大正國文社)	21,4	—	30,000	18,750	5,000	5,000
計		8	—	166,000	126,950	23,350	23,350
製 造							
東洋精機株式會社	石炭及部品供應實質	42,1	—	50,000	12,500	—	—
日治國工業株式會社	鐵物販賣及發售業	39,11	—	100,000	25	—	—
大阪涼水會社(大正國文社)	肥料販賣及發	29,5	—	100,000	60,000	—	—
大正製藥工業株式會社	全體關係製藥	28,2	—	100,000	7,000	23,350	23,350
計		3	—	800,000	28,000	75,350	75,350
消 費							
内外水產株式會社	細繩其他消費	47,4	4	1,000,000	250,000	—	—
東亞漁業株式會社	渔业消費	59,2	—	200,000	61,400	—	—
大阪會社(大正國文社)	消費	15,1	1	200,000	5,000	3,350	3,350
物 品 購 付	經營買賣內裝品及貨物	24,5	—	5,400,000	3,434,000	1,836	1,836
大政會社(大正國文社)	貿易	—	—	—	8,000	8,000	8,000
計		—	—	—	—	3,000	3,000

(写真-21) 大阪市統計書、明治41・42合併年度版、「諸車表」

・本ノ書内十二年三月廿日付又宣公署三便川セキモハ之ヲ除ク

(写真-18) 参照。府と同様に19台が確認できる。

- ⑧ 明治40年度、大阪市統計書、明治42年4月9日大阪市役所発行。

(写真-19) 参照。府と同様に15台が確認できる。

また、添付の会社目録中に「大東自働車株式会社」も確認できる。(写真-20) 参照。

- ⑨ 明治41・42年度、大阪市統計書、明治43年10月発行。

(写真-21) 参照。41年度版としては発行されず、42年度と合併の体裁にて発行されている。もちろん、既に自動車はゼロである。

### 3 静岡の乗合自動車事業（資料）

#### (1) 新聞記事（明治38～40）

資料記事40件余の標題を日付順に目次として、経過解説の便を計った。

目 次	
38. 12. 3(民友)自働車新設	39. 8. 23(民友)自働車の破損と怪我
39. 1. 27(民友)自動車営業取締規則	8. 28(民友)狂人自働車と競走して大 怪我
5. 12(民友)自働車の車台着す	8. 28(民友)自働車に妨害す
5. 13(民友)自動車の新設	9. 4(民友)自働車は江尻まで
6. 24(民友)市吏員異動	9. 11(民友)自動車に就て苦情
7. 15(民友)自働車の披露	9. 29(民友)馬車自働車と衝突す、附 り自動車の破損
7. 17(民友)松岡農相の視察	10. 27(民友)運転手見習生求人(広告)
7. 17(民友)自働車の試運転	12. 23, 25(民友)近火見舞御礼、東海 自働車株式会社(広告)
7. 18(民友)自働車開業期	12. 26(民友)自働車株主総会
7. 19(民友)自働車試運転	40. 1. 1(民友)新年挨拶、東海自働車株 式会社(写真入広告)
7. 24(民友)松岡農相一行と自動車	1. 15(民友)自働車の衝突
8. 4(民友)自働車開業式	1. 17(民友)自働車往復乗車券売出
8. 4, 5, 7(民友)東海自働車株式 会社(広告)	2. 5(民友)自働車に防害す
8. 5, 7, 8(民友)静岡江尻間馬車 直下(広告)	2. 7(民友)東洋自働車会社の計画
8. 5(民友)自働車の話(上)	2. 15(民友)馬車と自働車
8. 7(民友)自働車の話(下)	3. 17(民友)自働車休業
8. 7(民友)自働車開業式	4. 3(民友)笠井浜松間自働車運転
8. 7(民友)自働車に鷹とまる	4. 17(民友)東海自働車株式会社の解 散
8. 9(民友)自動車発車時刻	
8. 21(民友)自働車営業成績	

明治38年12月3日（民友）

●自働車新設

〈磐田郡二俣町及び浜名郡浜松町の往復の頻繁なる事は県道としては稀に見る所なるが浜松町の有志者は同往還に自働車を新設せんとの計画をなし居る由聞く処に依れば同車は三田有馬間堺大坂間に用ひしものと同じく米国式にして一台の機関六千二百余円を要し車両は名古屋車両株式会社にて製造すれば四百余円を要すべく車両にはタイヤ（ゴム）を附しあれば少しも動搖せず、タイヤは一台の車台に大小四両（代金八百円）づゝ附しありて二万五百哩に耐ゆべしと云へば二俣浜松間を五里と定め一ヶ年を耐久すべく全速力は一時間六十哩なるも危険を恐れて政府にては一時間約十哩位しか許可せずと云ふ又同車は道路に線路を要せず取扱ひ方も馬車人力車と同一方法に進停自由なれば浜松二俣間は各一台宛を備へ絶えず往復する時は賃銭は馬車より廉に利益も少なからずと云ふにあり〉

明治39年1月27日（民友）

●自動車営業取締規則

〈本県令第七号を以て去廿六日公布さる其大要如左、（以下条文略）〉

明治39年5月12日（民友）

●自働車の車台着す

〈当市の安達俊助、甲賀菊太郎諸氏及び中央製茶会社のシュロス氏等が発起して静岡清水間に運転し乗客、荷物の輸送を図らんとする自動車は已報の如く資本金は十万円なるも事業費は其半額即ち五万円にて事足る由にて目下半額払下の予定にて株式の募集中一両日には締切となる由（シュロス氏は五百株を引受け千三百株は募集済なれば残るは二百株なり）尚発起人の全地に使用せんとする車台は一台製作費七千円にて合計六台なるが五台は已に当市に到着し其付属工事を名古屋の車両会社へ委托中右出来までには五六日間を要する由なれば多分開業は来七月上旬頃なるべく開業の上は静岡清水間約一時間にて達し（最速力を出せば約十分間に達し得べきも荷車其他を避くる為の此の時間を要すと）停留場は市内静岡宿附近に設くる予定なりと云ふ〉

明治39年5月13日（民友）

●自動車の新設

〈静岡清水間の自動車に関する事は前号紙上に報じたるが尚藤枝停車場及び榛原郡相良町間へも自動車を運転せんとの儀あり発起人は已に出願中なれば許可次第事業に着手せん計画なりと〉

明治39年6月24日（民友）

●市吏員異動

〈市書記柴田万蔵、掃除巡視井上整両氏は依願解職、尚柴田氏は当市自動車会社へ就職せり〉

明治39年7月15日（民友）

●自働車の披露

〈静岡江尻間交通の為起りたる自動車株式会社にては略開業の準備出来したるを以て本月下旬

をトし之が披露を為す筈にて来賓一同は自動車にて清水に赴き海水浴をなしたる上同じく自働車にて帰途に就く予定なりと聞く〉

明治39年7月17日（民友）

●松岡農相の視察

〈松岡農商務大臣は已報の如く一昨十五日午後零時二十四分当駅着列車にて来岡………（中略）……午後二時五十分頃より転じて安西二丁目に向ひ富士、中央両製茶会社の工場を視察し三時五十分の東行列車にて興津町に出発せり今回は往復とも総べて自動車を用ひて賓主に快感を与へ特に白石同社長自から其運転を指揮せしかば大に一行の賞讃を博したりと云ふ〉

明治39年7月17日（民友）

●自働車の試運転

〈別項にも記せし如く一昨日松岡農相の来岡を機とし自働車株式会社にては第一号自働車に大臣一行を第二号に李家知事を始め市内の実業家を乗せ市内各所を巡回し試運転をなせしが白石社長以下運転手車掌の指揮運転宣しきを得て細き小路なども恙なく駛走し成績頗る良好なりしと云ふ〉

明治39年7月18日（民友）

●自働車開業期

〈静岡市入江町間の自働車は来八月一日頃開業する予定にて近近沿道橋梁の修繕に着手する由尚賃銭は静岡市入江町間直通十三銭、一区間三銭にて区間を左の通り定めたり

第一区 静岡曲金間 第二区 曲金古庄間 第三区 古庄中の郷間

第四区 中の郷藤棚間 第五区 藤棚入江町間

入江町より江尻停車場迄は追て開業する筈又同会社は市内を左の巡路に依り運転せんと其筋へ出願中なりと

停車場より呉服町通り、七間町、梅屋町、新通り、安部川迄

安部川より本通、上石町、両替町、安西二丁目、同一丁目、宮ヶ崎町、馬場町、四ツ足町、城壕通、江川町停車場迄

乗客は何れの個所にても乗降するを得れど東海道沿道へは便宜の為め特に乗客待合所を設置する予定なり〉

明治39年7月19日（民友）

●自働車試運転

〈静岡自働車株式会社にては此程来静岡清水及び市内を屢々試運転中なりしが昨日は同会社の好意に依り本社員十数名同車に便乗し西は長田村手越原、東は豊田村古庄迄赴き併せて市内を一周せり流石は文明の利器丈けありて速力早く運転自在殊に車室は美麗にして動搖少なければ其心地好き事到底鉄馬車又は電車の比にあらず且つ同車の特色とする所は軌道に依らずして如何なる狭路にても車室の通し得べき道路は自由に快走するにあるを以て安西三丁目より草深代地に至る

折角の如き苦もなくして通じ得たるも便乗し居る社員は却って通過如何を気遣ひたる程なりし開業の上は定めて乗客多かるべく又市内を運転するに至らば市民は意外の便宜を得るに至るに至るべきなり)

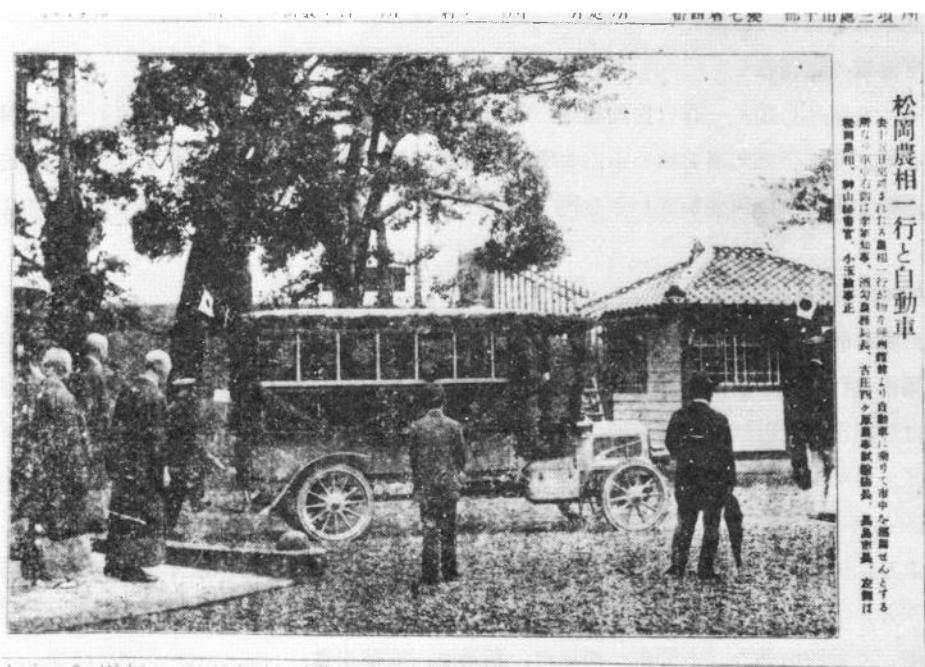
明治39年 7月24日 (民友)

●松岡農相一行と自動車

写真の掲載あり、(写真-22) 参照。

(写真-22) 松岡農相と自動車、明治39年 7月24日付 民友より

(筆者注) 車体側面に、車両番号“1”が確認できる。



明治39年 8月 4日 (民友)

●自働車開業式

〈静岡江尻間の乗客運輸を目的として設置したる自働車は已報の如く明五日開業式を挙行する筈なるが今其順序を記せば左の如し

一、静岡市及び附近の来賓は五日午前八時より九時迄の間に於て静岡宿本社へ參集自働車にて式場へ赴く事

一、江尻、清水及び附近の来賓は直接式場へ參集の事

一、午前十時三十分開業式挙行の事

社長式辞 来賓祝辞 社長答辞

一、式後昼餐、江尻清水及び来賓の為に自働車の準備あり隨意に試乗の事、尚別に屋根付大伝馬船の準備あり船遊海水浴等隨意の事

## 一、午後五時以後七時迄の間に於て静岡市及び附近の来賓は自働車にて帰る事

尚招待員は三百五十余名当日は開業式挙行の為め一般乗客の取扱を為さず江尻海岸に於ては来賓の為め終日友仙亭を借りありと又広告類は差支なきものに限り社内適当の個所へ掲示を許すとなり

明治39年8月4日，5日，7日（民友）

●東海自動車株式会社広告

(写真-23) 参照。

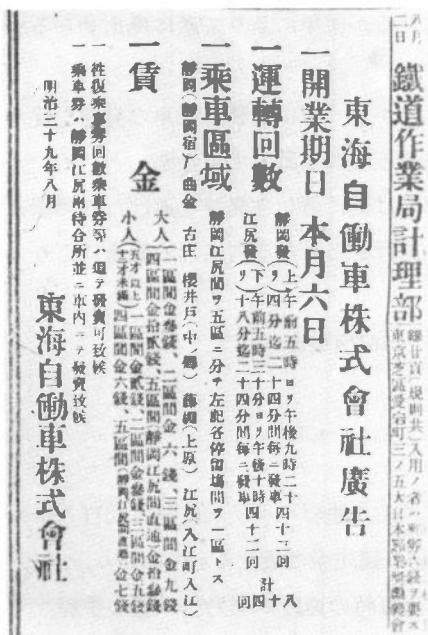
明治39年8月5日、7日、8日（民友）

## ●静岡江尻間馬車直下廣告

(写真-24) 参照。

(写真-23) 東海自動車株式会社開業広告

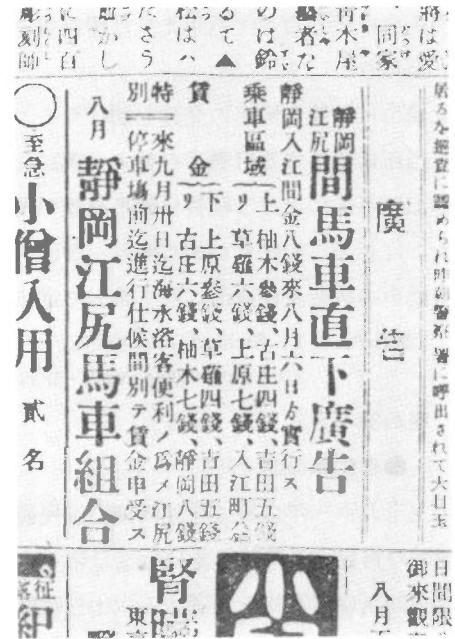
明治39年8月4日付、民友より



(写真-24) 静岡江尻馬車組合直下廣告

明治39年8月5日付、民友より

(筆者注) バス開通に対応して。



明治39年8月5日（民友）

## ●自働車の話（上）

自転車には二種あり一は軽装自転車と名け自転車に発動器を備へ付けたる如きものきて一人乗り、二人乗り、三人乗り等あり他は重装自転車と名け現に静岡市に運転使用するものにて多くの荷物又は人々を運ぶに使用する列車の如きものなり

アメリカ  
自働車は最初西米利加に於て發動車と名け用ひたりしが其後自働車と改め英國歐洲大陸合衆国等

に於て一般に用らるるに至る

自働車は初めて発達したるは軽装自動車にて最初の自働車製作者はリチャード・トレベンチック<sup>1)</sup>(英人)と云た千八百二年なり而して千八百二十四年頃までは大なる発達も見ざりしが英國にては其後ゼームス・ジユルニー<sup>2)</sup>, ダンス・マヒロニー<sup>3)</sup>等の諸式発明工夫せられ著しき発達をなせり此等は何れも重装自働車にして三屯乃至四屯の重量を有し其速度は一時間に十哩乃至十四哩を馳駆するを得たり不幸にして馬車に關係せるものの狭き偏見のため非常なる反対を受け遂に通行税と法律とを以て大なる障害を蒙るに至れり自働車につき千八百六十一年に発布せし条令を示して当時の情況を示さん

第一条 自働車によりて運ぶ人は三人まで増加せざるべからず

第二条 一人赤旗を持ちて常に自働車に先ち駆けざるべからず

第三条 自働車の速度は毎時間四哩を超過するを得ず

第四条 自働車は途中にて蒸気を散乱することを禁ず

其他之を省略す

右条令は千八百七十八年までは寧ろ益々嚴重に施行せられたるが同年に至りて遂に廃止せらるゝに至れり

此条令は重装自働車の発達を妨げたること勿論なりと雖もしかも一方に軽装自動車の発達を促がし當市に使用する自働車の如きも實に此条令のために発達せるものと云ふて可なり

以上は英國に於ける軽装自働車発達の梗概なるが佛國に於ては更に著しき発達を遂げたり佛國に於ては英國に於けるが如く障礙を受けざるのみならず時々施行せられたる有名なる競走によりて自動車の構造及び速度に於て著大の進歩をなしたり)

(筆者注) 1) Richard Trevithick, 2) Goldsworth Gurney - 1827年特許

3) Francis Macerone - 1833年特許

明治39年8月7日(民友)

### ●自働車の話(下)

〈千九百一年に於て佛獨両国の国民競走に於て佛のペリスより独のベルリンに至る六百八十六哩間の自動車長距離競走は独逸皇帝ベルギー王等の賞金もあり競走中の最たるものたり, このときの如きは町及村を通過する六十三哩間は危険を避くるため毎時の速度六哩乃至八哩の規程なりしを除きて平均四十四哩なりと云ふ

この競走の如きは長距離なりしと道路の非常に粗悪なりしがため自働車の改良すべき諸点を發見せりと, 米国に於て自働車の最初の緊要なる発達をなしたるは千八百九十五年の九月に於てタイムスペラルドによりて開転式をなしたるときにあり, 当時其發動力, 燃料の消費等につきては大に研究工夫せられたりこれ道路に深き雪の積みありしを以て勢ひ研究工夫をなさざるべからざりしなり, しかも開転式に於ては其自働車の外形は非常に壯觀なりしに係らず漸くにして回転するを得たりと云ふ, 翳來原動力につきては漸次研究を加へ非常の改良を加へたり, 現今用ふる原動

力は水蒸気、油及び電気の三者なり、水蒸気は弾性強きを以て重装自働車に適し油及び酒精は途中停車することなく長距離を迅速に馳する軽装自働車に適す、電気は殆んど理想上の原動力にして今日にては市街を極めて短距離間に使用せられ寧ろ一つの贅沢修飾的のものとせらるるに止まるなりこれ電気を蓄ふる装置が鉛なるを要し重量甚多きが故に多量の電気を蓄積するを得ざる為なり、他日蓄電池にして軽き構造を発見するに至れば自動車は更に一発展を見るに至るべし以上は軽装自働車につき其大体を記述せるなり重装自働車につきては十八世紀の終りまでは何等発達の跡を認めざりき

千八百三十年頃に至り汽車の発達並に軽装自動車の影響を受け漸々発達を見るに至れり而して最初は堅き滑かなる道路に堅き鋼鉄製の車輪を輪回せしむるにありて別に機関を設けず動物の力により我国の馬車に類するものなりき

鉄道は益々発達して至る処蜘蛛の巣の如くに設けらるゝに至りしと雖もしかも尚鉄道と鉄道との間に貨物を運搬する小設備を要する場所甚だ多し加ふるに軽装自働車の影響を受け鉄道の列車に軽装自働車の発動器を備へ付け所謂重装自働車の発達を見るに至れるなり

現今諸外国に行はるゝ自働車の発動器には水蒸気を使用せり将来如何に変換するかは未定なるも石油、揮発油、電気を使用して若干の成功を得つゝあり又亞米利加に於ては圧縮空気を利用して試験を為しつゝあり（完）

明治39年8月7日（民友）

#### ●自働車開業式

（已報の如く東海自働車株式会社にては一昨五日午前十時半庵原郡江尻海岸友仙亭に於て盛大なる開業式を挙行せり社長白石米太郎氏左の式辞を朗読し次に李家知事は『斯かる嶄新なる文明の機械を利用して我県下の大都たる静岡と交通便利且つ山水明媚なる清水湾との間に於ける東海自働車株式会社の組織されたるは大日本帝国が他の外国に対して大に得意とする所なり』云々と祝辭を述べ長島市長の祝辭あり終て饗宴に移り来賓は思ひ思ひに予て同社の準備したる数隻の屋根付大伝馬船に乗り舟遊を試み遊泳をなし或は自働車に試乗し午後五時隨意解散静岡市及び附近の来賓は再び自働車に乗り帰岡せしが当日の来賓は静岡及び安部庵原両郡の人々三百余名にて盛会なりき

#### 式　　辞

吾が東海自働車株式会社は去る六月十日始めて其創立を了へ爾來日を経る事僅かに五旬余に過ぎざれども今や已に車両其他の設備略ぼ完成を告げ明日を期して其営業を開始せんとするに及び茲に開業の式を挙ぐ、時正に三伏の候炎熱人に可ならざるの時なるに拘はらず多数来賓の臨席を辱ふす吾社の光栄何ものか之れに過ぎん

熟々惟ふに静岡市及び江尻清水両地の間其運輸交通機関としては官線鉄道のあるありと雖も未だ以て足れりとせず加ふるに晩今静岡市に於ける製茶再製直輸の業益に繁栄の度を加へ之を積載せんが為め米国航路の大汽船清水湾頭に來り泊するが如き地方の一大発展に伴ひ両地間の交

通量愈々頻繁なるに至れり特に江尻清水は其地天然の景勝に加ふるに水浴の便あり夏期静岡より来りて半日の清遊を企つるもの亦尠からず交通機関の不足を感じるも亦此時を以て最も多しとす吾社即ち自働車を運転し其不備の幾分を補ひ聊か地方交通の利便に資せんとす

自働車は近世文明の精華にして機械の構造殆んど間然する所なり近來欧米各国に於ては盛んに之を利用し己人の乗用は勿論或は運輸交通の用に供し又は商工業の補助機関となし遂に進んで之れを諸般の軍用に供する等其応用の範囲益々拡まりて底止する所なきが如し

現に吾社用ふる所の自働車は米国政府陸軍が其衛生隊の用に採択したるもの震動を感じるの少なき蓋し其故なり之を乗客の運輸に供すること尤とも多きは英國倫敦にして百数十両を具へて市の内外を運転するもの十数会社ありと云ふ盛んなりと謂ふべし

頃者之を英國よりの帰朝者に聞く歐羅巴に於ては今や汽車電車等の時代を過ぎ早く既に自働車時代に入れりと佛國著名の工業家は今後二十年間に人類の生活状態を激変するもの必ず自働車なるべしと云へり然れども吾邦未だ完全に之を利用したるもの鮮く又其構造以て乗客貨物の運輸に適するもの嘗て輸入せられしを聞かず吾社専ら意を機関の撰択に用ひ且つ其運転修繕及び業務經營の全般に亘り悉く一新機軸を出して以て斯業卒先者の地位に立たんことを期す然りと雖も固とはれ新興の事業に属するを以て改良を計るべきの事亦少なしとせず吾社奮励以て所期を貫かんことを計るや勿論なりと雖も諸君の誘掖に待つ所頗る大なり希くは諸君永く吾社に眷顧を垂れ延ひて斯利器の応用をして益々隆盛ならしめんことを

今回開業の式を挙ぐるに当り吾社諸君を待つの道甚だ薄くして且つ備はざるを憾みとす唯夫れ三保の青松興津の白砂相映する所海波清風を送りて以て諸君を慰むることを得ば吾社の幸ひ之に加かず聊か所思を陳じて式辞に代ふ

明治三十九年八月五日

東海自働車株式会社

社長 白石 米太郎

明治39年8月7日（民友）

### ●自働車に鷹とまる

〈五日東海自働車株式会社にては開業式を行ひ社員一同は杉の葉にて車台を飾りたる自働車に満員の札を掛けて乗込み午後二時五分市内伝馬町通りを西に向かう進行中一羽の鷹何處よりか飛び来り車の屋根に羽を休め暫して飛び去りたるに社員一同は社運隆盛の前兆なりとて大に喜び通行人も又祝意を表せりと〉

明治39年8月9日（民友）

### ●自動車発車時刻

〈一昨々日より開業の静岡江尻間自動車は廿四分毎に各両地を発車する予定なるが今発車時刻を記せば如左

時刻表、（写真-25）参照。

(写真-25) 自動車発車時刻表, 明治39年8月9日付, 民友より

(筆者注) 1日43往復、5台として平均8往復強、これでは車の酷使となる。

明治39年8月21日（民友）

### ●自働車營業成績

〈東海自働車株式会社営業成績は実に予想外の良好にして開業以来の収入左の如し

八月六日百四十四円五十三銭▲七日百九円三十六銭▲八日百廿六円七十銭▲九日百七円九十四銭▲十日百廿七円九十四銭▲十一日百十七円六十銭▲十二日百三十三円七十銭▲十三日百十六円七十銭▲十四日（雨天）八十五円五十銭

尚十五日以後も毎日百二十円内外の収入ある由にて同社払込資本五万五千円に対しては實に望外の収入と云ふべし。」

明治39年8月23日（民友）

### ●自働車の破損と怪我

（昨日午前十時頃東海自動車株式会社の自動車が追分踏切附近に馳走中土堤側の溝へ前部の左  
りの輪を陥せしを機関士が発動器の力にて道路に引揚げんとして押し付けしためその重みにて木  
製のスパーク三本を折りしため傾斜せしかば直ちに江尻停留所へ急報し救援の車に乗客を移し無  
事江尻に着せり破損車は三日間位にて復旧する見込なればその間は予備車第六号を使用し是まで  
の如く発着には少しも差支へなしといふ又一昨日午前十時頃豊田村古庄の停留場より西行する自  
動車を見んとて同村三十六番地農吉田国太郎長男道太郎（七つ）が飛出したるを母おしん（二十  
八）が危い危いと止めて出で車輪に触れ前頭部に打撲傷と向脛に擦過傷を負ひ道太郎は左の頬お

より左の肩に打撲傷を受けたり此の騒ぎに自働車も一時進行を止め夫れぞれ負傷者に手当を加へたりと>

明治39年8月28日（民友）

●狂人自働車と競走して大怪我

〈昨日午前七時半頃東海自働車株式会社の自働車が上原停留場を発車し江尻町に向ひて進行するを馬に乗り見て居たる庵原郡西奈村字瀬名農市川定吉（三十二）といふ半狂人がナンダ己の方が早いぞと乗馬に一鞭加へてコトに騎馬と自働車との競走を始めしが狂人の馬乗りと来てゐるから危いことも何も知らない一生懸命に馬を走らす中電信柱に衝突して馬上から投出され面部及び頭部数ヶ所に重傷を受け一時気絶したるを近傍の者ら種々介抱し漸く蘇生したれど生命覚束なしと〉

●自働車に妨害す

〈二十六日午後九時十五分頃自働車が市在豊田村曲金材木商山田市太郎の前を進行中、杉の丸太二本を往還に横へ妨害をなしたるものあるを運転手が逸早くも発見し之を取除けたるため無事に通過せりと云ふがこの妨害者は何物なりしかば今以て判然せざる由なり〉

明治39年9月4日（民友）

●自働車は江尻迄

〈当市江尻間の自働車は江尻町停車場まで運転の見込みしも江尻町稚児橋危険の憂ありしを以て自働車の通行を許されず為めに入江町の駐車場にて下車し乗客は徒歩又は人車にて同停車場の間を往復する始末にて非常に不便を感じ居りしも今回其修繕出来昨三日其筋の認可あり依て入江町の駐車場も停車場附近に移転することとなりたり〉

明治39年9月11日（民友）

●自動車に就て苦情

〈東京の電車騒ぎがかぶれたといふ訳でもあるまいが東海自働車株式会社の自働車の往復する沿道の人民は毎日二十四分間毎に通行する同車のため発動器の蒸気と車輪より起る砂塵の家宅内に侵入して防ぎ方なく飲食物は云ふ迄もなし販売品家具等は砂塗れとなりてその迷惑一方ならず且衛生上にも大害を及ぼすとの理由にて会社に対しこの防止の談判を為さんとて目下各村とも集会して頻りに協議中なりと〉

明治39年9月29日（民友）

●馬車自働車と衝突す、附り自働車の破損

〈昨二十八日午前七時半上り自働車が安倍郡豊田村柚木を進行中、静岡宿石川教次の馬車が同じく江尻へ向け疾駆せるに自働車はこれに警戒を加へつゝありしが馬車の傍らに除けしと見て、これを抜かんと進行せり処が馬車の馭者中村某は自働車の徐々と進行せるを見て之に追いつき行かんと鞭を加せたれば馬は疾走して自働車の後方に衝突し遂に右の棍棒を折り其儘止まりたるに自働車会社にては氣の毒に思ひ其の損害を弁償するに決して示談となりし由又昨日はロセッタ丸見

物の為め自働車の繁忙は一方ならず午後一時頃なりけん第五号車が江尻へ向け進行中、安部郡豊田村柚木長松原にて発動機の火力の為め後輪の左タイヤ発熱して破損し為めに進行する能はず止むなく応援車を求めて乗客を乗移らしめ静岡の会社に引戻し目下三台を使用中なるがこの五号車も明日中には改修すべしと云ふ)

明治39年10月27日・28日（民友）

●運転手見習生求人広告

（写真-26）参照。

（写真-26）運転手見習生求人広告

明治39年10月27日付、民友より



明治39年10月27日（民友）

●近火見舞御礼広告、東海自働車株式会社

（筆者注、21日午前2時20分ごろ、市内鷹匠町一丁目で全焼十九戸・半焼三戸の大火灾があった。）

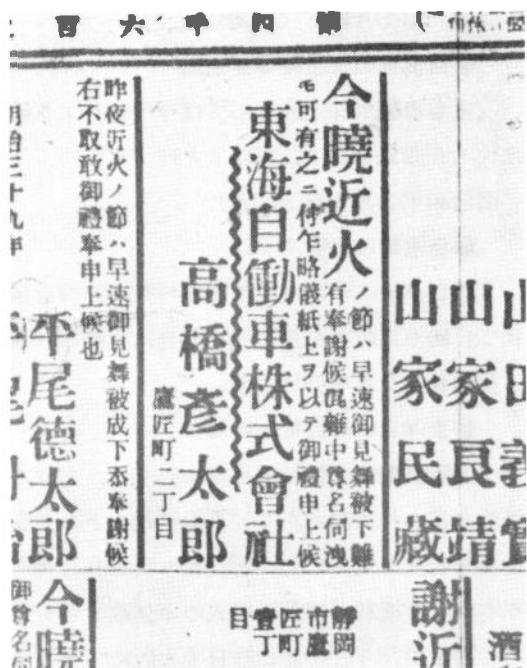
明治39年12月26日（民友）

●自働車株主総会

（東海自働車株式会社第一回定時株主総会は一昨二十四日當市下桶屋町田毎亭に於て開会し出席人員二十三名此株数五百十七株委任状八通此株数九百九拾株総計一千五百七株にして取締役白石米太郎氏議長席に着に出席人員及び代表株数三十九年六月十日より十一月三十日に至る処務要領、株式授受、役員及社員数、業務実況、財産目録、貸借対照表、損益計算書等を報告し承認を得、次に純益金は全部後期へ繰越すの件を提出し其可否を問ひ異議なく原案に決し閉会したり）

（写真-27）近火見舞御礼広告

明治39年12月23日付、民友より



明治39年12月23日（民友）

明治40年1月1日（民友）

●東海自働車株式会社、新年挨拶、（写真入り広告）

（筆者注、この広告用写真は、39年7月24日付紙面の“松岡農相一行と自動車”を使っている。）

明治40年1月15日（民友）

●自働車の衝突

〈静岡市東海自働車株式会社の自働車第六号が昨十四日午前十時四十分同会社を発し安部郡豊田村字曲金の停留所を通過し東進する事約五十間にして同運転手武田民三郎が急に眩暈せるより運転の方向を誤り過て三百二十三号の電柱に衝突せしかば該電柱は忽ち摧け自動車は破壊して乗客中本県農事試験場技手岡田忠男、安部郡安東村大岩杉山りゆう（二十一）外一名の軽傷者を出したり〉

明治40年1月17日（民友）

●自働車の往復乗車券売出

〈東海自働車株式会社にては今十七日より静岡、江尻間直通の往復乗車券を発売する由其賃金は大人廿四銭小児十二銭なりと〉

明治40年2月5日（民友）

●自働車に防害す

〈四日午後二時頃安部郡豊田村長、同村会議員野中重吉は市内下横田町にて酒に酔ひ大道に倒れて自働車に防害を加へ三井巡査に説諭され親戚なりと云ふ板倉鹿治、和田庄太郎に引渡さる〉

明治40年2月7日（民友）

●東洋自働車会社の計画

〈大阪自働車会社の重役を中心とし、大阪、神戸、堺、静岡、広島等各地の有志者（内神戸、横浜在留の外人數名あり）首唱発起人となり資本金三百万円を以て東洋自働車会社を創設し大阪自働車会社を現在のまゝ新会社へ買収し且神戸市内及び広島可部間、静岡江尻間に於る自働車運転有権者の権利を譲受け新式の車体數十台を外国より購入し乗客並に荷物の運輸を開始する目的にて協議中なりしが愈よ昨日頃大阪にて発表する筈なりし〉

明治40年2月15日（民友）

●馬車と自働車

〈十四日午後六時頃江尻發八号自働車が草薙まで来りし際静岡方より来りし馬車が避けんとして過って転覆し車台に大破損を來したるより馬丁は苦情を申込み約三十分間駐車し既に腕力にも及ばんとせしが仲裁者ありて示談事済み、又十三日午前十一時三十分頃安部郡入江町百五十番地馴者川瀬栄二郎は江尻より馬車を駆って静岡に来る途中豊田村長沼伏見鉄藏方前にて馬倒れしため車台の腕木を折り馬少しく負傷せしも乗客には少しも怪我はなかりしと〉

明治40年3月17日（民友）

●自働車休業

〈静岡江尻間の自働車は先頃より二三台づゝ運転せしが今回凡ての車両修繕のため昨日より向

う五日間運転を休業すべき事となり其の旨其の筋へ届け出でたり〉

明治40年4月3日（民友）

●笠井浜松間自働車運転

〈浜松町より三里を隔つる笠井町にては毎月五の日を以て市場を開き北遠地方へ物資の供給を為しつゝありて浜松よりも市日には営業者の出張するもの多く自然西遠の物品相場は右市場相場を標準とする程にて浜松との交通は頻繁を加へんとするにも拘はらず交通機関としては只日に四五回ガタ馬車を往復せしむるに過ぎず斯くては交通商業の敏活を欠くを遺憾とし此程両町間に自働車を運転せんとて計画中の由なるが主唱者の談によれば両町間三十分にて運転し得ば二台の自働車を以て十分営業の目的を達すべしと云ふ〉

明治40年4月17日（民友）

●東海自働車株式会社の解散

〈当市東海自働車株式会社は去九日下桶屋町田毎棟に臨時株主総会を開きたる結果愈々解散と決したるが昨十六日大阪天王寺自働車会社へ向け空車七両を当駅より還送せり〉

#### 4 その他の資料

(1) 自動車の岡山，児島重三編集兼発行人，吉田書店発行，昭和8年8月25日

書きだし

〈前文略）。

一体、いつ頃から岡山に自動車と云ふ言葉が這入って来たのであらうかと、古い新聞を繰り披ろげて見るに、明治四十年の春のことである。「大阪自動車株式会社」と云ふのが、岡山駅から西大寺、三幡間のバスの営業許可の申請書を岡山県庁に提出してをるのだ。この時に初めて岡山市民は自動車と云ふものを、強く印象づけられたものゝやうである。

（以下、後文略）

(2) 三重県自動車交通五十年史，尾崎鉄之助著，三重県交通安全協会連合会発行

昭和42年8月15日

#### 風が吹くととまる自動車

〈私が自動車に興味を持った動機は、明治三十五年（1902年）英國公立学院において同國のH J ウエルと言ふ人が「交通に関する将来の発見」と言う講演をされ、その内容を当時の早稲田大学浮田和民博士が翻訳「二十世紀予想論」との書物を発行されました。その内容は自動車交通の将来を予見されたものでしたが、ふとした機会にその本を入手した私は、大変興味を感じ、何度も読み返しているうちに「将来の陸上交通は必ず自動車の時代が来る」との確信を持ったのであります。

かくしてその後、十年を経た明治四十三年五月、漸く念願が叶って、奈良県の山口安次郎氏と

の共同経営による乗合自動車の営業を開始しましたが、おそらくこれが我が國乗合自動車の嚆矢ではなかったかと思います。

免許を受けた路線は

○津市を起点とし、河芸郡神戸町（現鈴鹿市）を経て関西線河原田駅に至る

○南牟婁郡木ノ本町を起点とし、同郡成川（現紀宝町）に至る路線

であり、使用しました自動車は、米国製のホワイト式蒸気自動車十二人乗りで、ガソリンを燃料とした水管式蒸気機関がありました。

ところが、当時は自動車の運転といふ仕事は大変に複雑な作業であり、とくに風の強い日には、途中で機関への点火が消えて自動車が動かなくなることがしばしばあり、現在から考えるとまさに不便極まるものがありました。

また当時は自動車運動の技術を有する者がなく、自動車を購入しても肝心の運転手が見つからず八方手を尽くした末にやっと大阪から運転手を探し出して雇い入れたと言うような始末でした。

このように自動車の性能も、運転技術も充分でなく乗車をあぶながって利用者も少なく前記の二路線は、僅か二、三ヵ月で廃止すると言ふ失敗に終ってしまったのでありました。〉

#### 乗合自動車の営業出願手続など

##### 自動車乗合輸送願

今般宇治山田市大字山田ヨリ同市外宮前ヲ経テ宇治ニ至ル間ニ於テ自動車乗合輸送ヲ開始シ、毎日数回往復致度其営業路線ノ必要事項左記ノ通り取定候間、至急御許可被下度此段奉願上候也

明治四十三年七月九日

三重県南牟婁郡南輪内村

大字賀田式百番地

尾崎鉄之助

三重県知事 有田義資殿

##### 必 要 事 項

一、 営業線路 別紙図面之通り

一、 製造年月 製造者並ニ其履歴別紙履歴書ヲ添布ス

原動機取締規則第二条第五号

缶機明細書 別紙機械の構造書ヲ添布ス

一、 運転準備ヲ為シタルトキノ全重量

車輪共式千式百ポンド

一、 車両ノ数 参両

一、 営業時間 每日午前六時ヨリ午後九時迄トス

一、原動機位置

宇治山田市大字尾上町拾参番地

一、停車場位置

宇治山田市大字本町山田停車場前

同 大字豊川町外宮前

同 大字倉田山徵古館前

同 大字今在家宇治橋詰

一、乗車賃銭 全線ヲ通シテ金拾式銭

内 訳

山田停車場ヨリ外宮前迄金式銭

外宮前ヨリ倉田山迄金五銭

倉田山ヨリ宇治迄金五銭

一、宇治山田大字本町山田駅停車場ヨリ同市大字今在家町ニ至ル営業路線延長壹里拾八丁

一、乗車人員 拾式人

一、履歴 米国ホワイト会社<sup>1)</sup>ニテ明治三十九年製造エフット式<sup>2)</sup>ニシテ明治三十九年十一月日  
本へ輸入、大阪自動車株式会社ニ於テ四十年一月ヨリ四十二年四月迄式年四ヶ月営業に使用  
シタルモノヲ譲受ケ大修繕ヲ於シ新造シタルモノト毫モ変リナキ完全ナルモノ

一、機関の構造書

二機関連合凝縮機関<sup>3)</sup>ニシテ拾五馬力ヲ有ス、其各弁ハ鍵結運動ニ依リ支配セラレ之レガ為  
反転ヲ為スニ容易ナリ

汽閥特許ヲ得タルフラッシュタイプ<sup>4)</sup>(閃光式)ノ蒸気ヲ生ズル汽罐ニシテ繼目ナキ銅鉄管  
ニテ作ラレ如何ナル使用ヲ為スモ「サーモスタッフ」<sup>5)</sup>ノ動キニヨリ破裂セザルモノト保証サ  
レ、一平方吋ニ七百封度以上蒸気圧ニ堪ユルコトヲ試験セラレタリ、其他七百封度以上ニ昇  
ラザル安全弁モ備ヘアリ

一、燃火器蒸気ノ発生器ハブンセン式燃火<sup>6)</sup>ヲ以テ熱セラレ管ノ直下ニ設置ス、燃火ニ堪ユル燃  
料ノ供給ハ蒸気管内ニアルトコロノ運火器ニ依リ自動的ニ支配サル、而シテ該調動機ハ堅牢  
ナル銅ニテ作リタル单一ナル「サーモスタッフ」<sup>7)</sup>ナリトス、之ニ依リ蒸気ノ温度ノ僅少変更  
ハ燃火器ニ燃料ヲ給スルコトヲ統制スルニ十分ナリトス

一、車輪 砲車的木造ニシテ三十四吋輪帶ハ堅牢ナルソリッドタイヤ<sup>8)</sup>(護謨)ナリ

一、動力伝通 動力ハ自在閑節<sup>9)</sup>ヲ有スル機関ヨリ車輪ニ伝通ス、後部ノ車軸ハ後部車輪ニ二様  
ノ速力ニテ回転セシメ得ル為ニ「コンペンセーティングギヤー」<sup>10)</sup>ヲ附ス

一、把舵機 反転シ得ザル把舵ナリトス

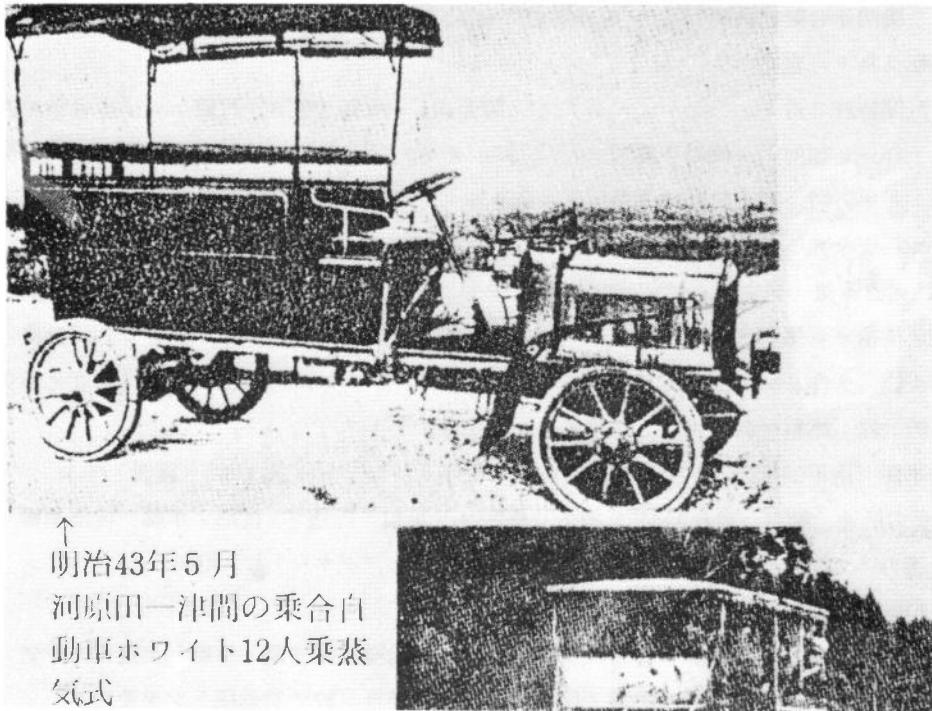
一、制動機 一個ノ脚挺ニテ運用スル処ノ普通ノ制動機及ビ一個ノ手挺ニテ運用スル処ノ強力  
ナル臨時制動機ナリトス、機関ノ反転器ハ異常ノ場合ニ於テ制動機トシテ使用ス

一、長サ 機関部全部 捨参呑六吋  
一、幅 七十式吋  
一、車輪ノ基礎 車軸ヨリ車軸ノ間隔ハ九十五吋  
一、車輪ノ道路ニ触ルル部 左輪帶ノ中央部ヨリ右輪帶ノ中央部ノ間ハ四十八吋ナリ  
一、水ノ容量 十七ガロンナリ  
一、燃料ノ容量 十五ガロンヲ貯フ  
一、重量 水及ビ燃料ヲ充填シテ二千二百封度  
一、動作ノ区分 一回ノ水及ビ燃料ノ充填ニ依リ普通道路八十哩ヲ走行スルコトガ出来ル  
以上

(筆者注)

- (1) THE WHITE COMPANY  
864 East 79th st., Cleveland, Ohio, USA
- (2) 意味不明
- (3) 二機関連合凝縮機関——2シリンダ、使用すみ水蒸気を、車体の前面のラジエータに似た凝縮器（コンデンサー）で水に戻し、再使用するタイプ。
- (4) Flash Type——瞬間蒸気発生型
- (5) Thermostat
- (6) Bunsen's Burner
- (7) Thermostat

（写真-28）ホワイト蒸気式12人乗乗合自動車、「三重県自動車交通五十年史」より。



- (8) Solid Tire
- (9) Universal Joint
- (10) Compensating Gear——差動歯車

(3) **Those Wonderful Old Automobiles by Floyd Clymer,**

**BONANZA BOOKS, New York, N. Y. USA**

① P. 46, "ホワイト・バス" の日本での写真を掲載している。(写真-29) 参照。

1905年式の車で、大阪と堺の間6.51マイルを1日8往復したと説明されている。

同車をバスに使用することは、当時としては異例なことで、小柄な日本人だからできたことであろう。「大阪自働車会社」の“星マーク”も車体側面に確認される。

② P. 205と206, ホワイト会社の歴史を述べている。(写真-30・31) 参照。

現在の有名なトラックメーカー "White" の前身で、ミシン製造から1900年自動車製造を始めていった。

特にP. 206の下にある写真は、1902～1908年式のホワイト号蒸気自動車のモデルが比較できて、貴重な資料である。

(4) **山口県警察史, 上巻, 山口県警察本部発行, 昭和53年10月10日付**

徳山警察署前で撮影したホワイト号の写真あり。(写真-32) 参照。

車体側面に、大阪自働車会社の“星マーク”が確認され、更に車両番号“13(?)”を薄く見る

(写真-29) 日本での“ホワイト・バス”

[**Those Wonderful Old Automobiles by Floyd Clymer**] より

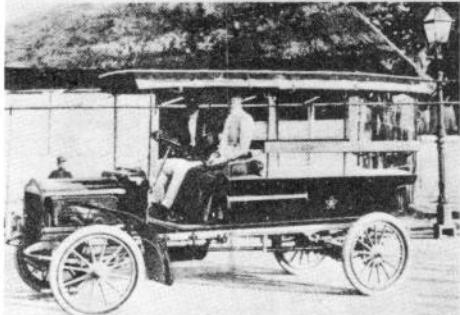
### White Steamers

The White Company offered a variety of body styles in their unique steam cars. At the left is a 1905 White Bus that covered a distance of 6.51

miles in eight daily round trips between Osaka and Sakai, Japan. At the lower right is the 1905 "Double Phaeton" model with a rear entrance tonneau. The top was detachable but not collapsible. Many early-day White owners removed the top in the summertime and replaced it for winter use.

At lower left is the ritzy 1905 Model E White Landaulette. This car was built for the carriage trade. The passengers entered from the rear and were more or less sheltered, but the driver had no protection against the weather.

The late Dowager Queen Mary of England rode in a stately White Steamer in 1907 when she was Princess of Wales (circular photo below).



(写真-30・31) ホワイト会社の歴史  
「Those Wonderful Old Automobiles by Floyd Clymer」より

# White

## Walter White at the Wheel

One of the earliest White steam racing cars is pictured directly below. The driver is Walter White, who established many speed records during his early days as a race driver. Notice the many lugs between the spokes, necessary to hold the tire to the rim.

At the right is a 1906 White Steamer with President William Howard Taft seated at left rear. White Steamers were used as official White House cars and for other government uses before 1908.

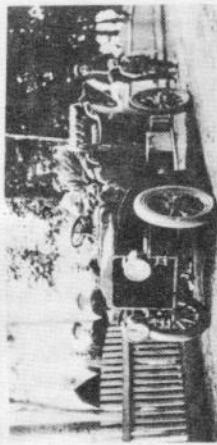
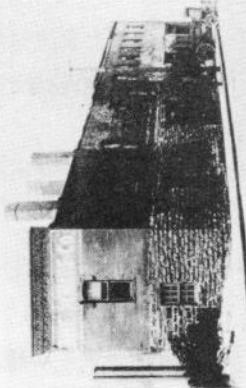
The middle photograph below shows a White Steamer which competed in the celebrated Gladstone Tour through Canada in 1906. The photo at bottom was taken in 1909 to show seven years of White progress, starting with a 1902 model at the extreme left. All these cars are steamers, and their steady progression in size, from a very small to a very large car, is startling.



The White Company, pioneer builder of sewing machines, and prominent manufacturers of trucks today, decided to enter the automobile business in 1900. Below is the factory in which the first White steam cars were manufactured, on Canal Street in Cleveland, Ohio.

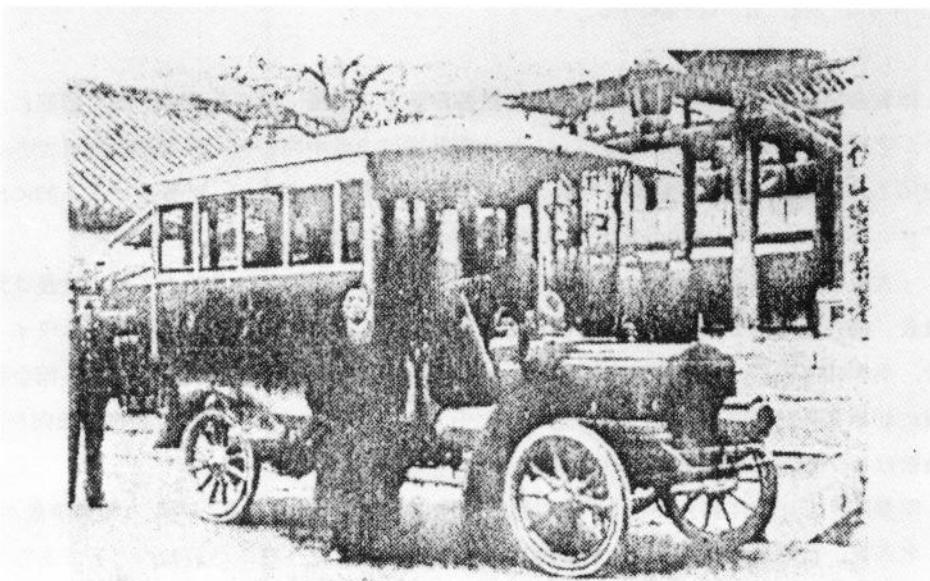
The first White steam car ever to be made, the Stanhope, is pictured at right. This car had a flash generator instead of the then conventional tubular boiler. The water entered at the top of the coil and was converted into steam before it reached the bottom. The car was invented by Rollin H. White and is now on display in the Smithsonian Institution, Washington, D.C.

The two trucks pictured at bottom were used in 1906 by the White Sewing Machine Company. The steering wheel was vertically mounted and solid tires were used.



White

(写真-32) 明治末期に登場した乗合自動車（徳山警察署前）  
山口県警察史、昭和53年10月10日発行より



明治末期に登場した乗合自動車（徳山警察署前）

ことができる。明治40年春、山口方面の営業申請に立ち寄ったときではないか？

(5) 大阪百年、毎日新聞社発行、昭和43年9月1日付

#### 博覧会

（前文略）

第5回内国勧業博覧会は530万5千209人を集め、大成功のうちに終った。

この博覧会が大阪の商工業発展をどれだけ早めたか、はかりしれない。大阪の商工業者は、外国の新知識をどしどし吸収した。田んぼだった天王寺かいわいが歓楽街に変わった。博覧会にそなえて大阪巡航合資会社が設立され、巡航船が動き出した。市電も走りだした。参考館に陳列されたアメリカの蒸気自動車も大阪初のお目見えだったが、その年のうちに恵比須町—梅田を結ぶ乗合自動車となった。

（中文略）

当時青年だった内国博の生き証人、白杉さんはもう90才を越えた。大林組会長もつとめあげ、いまも相談役として活躍しながら万国博へもあれこれ心をくだいている。）

#### 5 ま と め

頭初引用した“大阪市史”の記述を参考にして、新聞記事資料を日付順に読んでみると、ひと

つの史実として、大阪及び静岡の乗合自動車事業の推移及び、当時の世情が大体判ってくると思う。特に確認しておきたい事項を列記して、"まとめ"とする。

(注) 年号の"明治"は、以下省略する。

① 博覧会閉会後の36年8～12月ごろ、官鉄梅田駅と日本橋（旧博覧会場）間の堺筋に、蒸気式バスが運行されたと各史書にあるが、これは営業許可申請中のことで、試運転名目であったろう。使用された車は、市史（昭和9年版）に"ホワイト号"とあるが、博覧会に大々的に出品された"ロコモービル—Locomobile"と考えるのが順当である。

② 「大阪自働車株式会社」は、資本金15万円、1月拂込みで40年8月設立され、社長は元西成鉄道社長"桜井義起"であった。使用された車は、新しくアメリカから輸入した"ホワイト号"5両で、乗客10人乗りの車体を日本で架装し、大阪日本橋と堺市大浜（旧博覧会水族館会場）間の路線に40年9月28日開業した。（注、当時前出のロコモービルはガソリン自動車に転向し、蒸気式の技術はホワイトに継承されていた。）

③ 開業間もない38年11月16日夕方、南海鉄道今宮の踏切で、自動車と列車の衝突事故があり、乗客1名即死、自動車は大破した。自動車の踏切事故としては、日本で最初のことであろう。

④ 英国の悪名高い「赤旗法—Red Flag Law」の日本版が、大阪にもあったこと。

○「自動車営業取締規則」大阪府令第64号、38年10月2日公布、

第36条の11、大阪市内其ノ他往来雜踏ノ場所ニ於テハ前駆スルコト

○自動車を運行するため、車掌・運転手・信号人の外に"先夫"なる職種があった。先夫とは、先駆けする人夫の意味であろう。（39年5月29日、6月18日付、大時記事参照。）

○「大阪市史」（昭和9年版）—"赤旗を持った男が、自動車の先駆を勤めて、大声にエイエイと呼びかけて道を開いて行く有様は實に奇觀であったといわれる。

⑤ 車両の破損による稼動率の低下や、人身事故などにより営業成績の上らなくなつた大阪自働車㈱は、新しく大阪市内バス運行（39年春、営業許可）のため、その経営を神戸在住の米人シュロスに譲渡した。シュロスは新しくホワイト号15両を輸入し、40年1月1日より梅田～日本橋間の堺筋を開業し、従来からの日本橋～堺間の路線に継いでいった。

⑥ 静岡にては、39年5月より、茶の輸出のためアメリカ航路の外航船が清水港に立ち寄ることとなり、急に静岡と清水港を結ぶ路線の交通の近代化が問題となつた。当時静岡の中央製茶会社に駐在していたアメリカの茶貿易商シュロス（神戸在住）の出資で、静岡～江尻間のバス事業が計画され、6両のホワイト号を輸入して39年8月5日開業した。経過から見て、シュロスのバス事業は静岡が先で、その実績から大阪自働車㈱を引き受けたものと思はれる。

⑦ 米人シュロス（神戸居留地36番館）は、出資先の静岡の「東海自働車株式会社」と大阪の「大阪自働車株式会社」とも、その経営に日本人代理人として"白石米太郎"（神戸市山本通二丁目）を社長として当らせていた。

⑧ 40年正月の大阪市内線開業と平行して、大阪自働車株の事業拡張は、神戸・岡山・広島・山口にも及び、各地開業寸前までいったようだが、無理な資金繰りと経済不況からどれも成功せず、かえって大阪本社の経営が破たんする原因となった。

これは、当時40年3月開会予定の東京博覧会を契機として、波沢栄一を創立委員長とする資本金1千万円の「日本自働車株式会社」の設立が東京で計画されており、これに対応して西日本の乗合自動車事業を結集しようと大阪自働車株の重役が中心となって運動し、その経営に当たるため資本金3百万円の「東洋自働車株式会社」の設立を計画したが、余りにも夢が大き過ぎて失敗したことである。(東京の計画も失敗であった。)

⑨ 40年3～4月ごろ社名を「大東自働車株式会社」と変更しているが、これは上記失敗の收拾策として、大阪自働車株と東海自働車株とを合体したのではないか?

⑩ 大東自働車株の運営も、前例どおり車両の破損による稼動率の低下、度重なる人身事故、更に重役連の放慢経営により先行き見込みが立たず、40年末には出資者米人ショロス及び同代理人としての社長白石米太郎が退社して、債権者により解散の準備がされていった。

⑪ 41年1月で大東自働車株は解散し、2月には旧重役連の出資で旧大阪自働車株を復活し、社長に初代の桜井義起を迎える、大東自働車株の事業を継承していった。しかし、実質は債権者たちの集団であり、その運営は難かしかったようである。

⑫ 大阪市議会では、自動車の市内運行のため道路・橋梁の破損による多額の修繕費の負担、また、多発する人身事故などについて監督側の大坂府にいろいろ陳情しても善処されないことがから、41年度から大阪自働車株に対する自動車税を1両につき、本税10円附加税20円のうち市側の附加税を100円に値上げする案を可決し施行した。これは同年8月1日開通予定の市電南北線と平行して走るバス路線の追い出しの意図も含まれていたようだ。

これを受けて大阪自働車株では、郊外線への転向のため本社を大阪市北部郊外大仁村に移転していった。

⑬ 41年6月19日午前1時半ごろ、恵美須町の旧本社あとの車庫から出火、建物及び在庫自動車11両を全焼した。この建物と自動車には多額の保険が掛けられており、会社の経営困難な折から放火のうわさもあったが、結局約5万5千円の保険金が支払はれた。しかし、この額は旧大東自働車株の買収額4万5千円を上回り、その処分に関して重役間に深刻な問題が発生し、会社解散の原因ともなった。

⑭ 予定どおり41年8月1日市電南北線が開通し、また、上記火災による車両焼失、保険金の分配に関して重役間の裁判問題等から会社は8月末をもって解散し、38年9月から3か年続いた大阪のバス事業に終止符が打たれた。

⑮ 会社の解散時手持ち自動車の数は、その輸入実績から見て、

38年大阪自働車輸入分……………5両

39年大阪市内バス用輸入分……………15両

同年神戸市内バス用輸入分…………… 2両

同年静岡東海自働車輸入分…………… 6両

計28両のうち、頭初の5両は年式も古くて統計書によても員数外になつており、火災焼失による11両ぐらいを差し引くと、残ったのは12両前後であったと推察される。

この車の転売先は不確実ではあるが、

43年5月開業の三重県津市～関西線河原田駅間等のバス事業に6両  
44年6月開業の島根県今市～浜田間のバス事業 2両  
報知新聞社に3両

} 計11両

が伝記されており、大体残数と符合する。

⑯ 上記三重県のバス事業に直接関係された尾崎鉄之助氏は、その後独立されて44年5月伊勢の内宮～外宮間のバスを新設され、そのときの記録中に大阪から買い取られたホワイト号の詳しい仕様が述べられており、参考となった。

⑰ 大阪・静岡とも自動車の破損による稼動率の低下が述べられているが、これは、機械部分は当時の日本の鍛冶職の技能で十分修復できたが、車輪のゴムタイヤの破損はどう仕様もなかつたことである。自転車・人力車のうち高級なものがやっとゴムタイヤを装備したばかりのころ、道路の破損を防ぐため自動車にもゴムタイヤを強制したため、前時代的な道路上で酷使され、近代的文明の利器もお手上げであった。

⑱ 大阪市史（昭和9年）に「大阪自働車」の創始者として名前があげられ、各自動車関係史にもよく引用されている“中川辰之助”は、今回の調査資料中“桜井義起社長”と同時に重役として度々名のあった“中川武之助”的誤伝ではないかと思はれる。

⑲ 40年2月の「東洋自働車会社」の新設計画と前後して、和泉・姫路・神戸須磨・関西・京都・松江・播磨などの自動車会社も企画されており、その推移も調べる必要がある。

⑳ [追記] 42年4月23日付「報知新聞」に、旧大阪自働車使用の米国製蒸気式自働車12両の販売広告が、“江藤岩彦”（元専務）の名で大きく掲載されており、上記⑯の車両台数が確認できた。

以上